

ロータリーの心と実践

(2010年10月改訂版)

2010年10月

国際ロータリー第2660地区

2010-2011年度研修委員会

目次

第1章 総論

- 1. ロータリーの誕生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2. 奉仕の理想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3. ロータリーの標語と決議 23 - 34・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 3.1 ロータリーの標語・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 3.2 決議 23-34・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4. 綱領（目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第2章 奉仕活動の概念と手法

- 5. 五大奉仕の概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6. 職業奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 6.1 職業奉仕を考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 6.2 職業奉仕の理念とロータリアンの職業宣言・・・・・・・・・・15
 - 6.3 職業奉仕の現場では・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 7. クラブ奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 8. 社会奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 8.1 社会奉仕を考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 8.2 決議 23-34 の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 8.3 社会奉仕の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
 - 8.4 クラブと地区の社会奉仕活動への参加・・・・・・・・・・25
 - 8.5 社会奉仕プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 8.6 社会奉仕の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 9. 国際奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 9.1 国際奉仕とその歴史的経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
 - 9.2 個々のロータリアンの責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 9.3 国際奉仕の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 9.3.1 世界社会奉仕活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 9.3.2 国際レベルの教育及び文化活動・・・・・・・・・・28
 - 9.3.3 特別月間と催し・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - 9.3.4 国際的な会合・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
 - 9.3.5 海外姉妹クラブとの国際交流・・・・・・・・・・29
- 10. 新世代奉仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 10.1 新世代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 10.2 インターアクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 10.3 ローターアクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 10.4 ロータリー青少年指導者養成プログラム（RYLA）・・・・・・・・・・30
 - 10.5 青少年交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 11. 四つのテスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 - 11.1 テーラーと四つのテスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

11.2	四つのテストを考える	32
11.3	真実とは	33

第3章 クラブの組織と諸活動

12.	会員	34
12.1	国際ロータリー会員	34
12.2	ロータリークラブ会員	35
12.3	正会員	35
12.3.1	正会員の入会手続	35
12.3.2	正会員が在職中に公職についてた場合の職業分類の処遇	36
12.3.3	移籍ロータリアンまたは元ロータリアン、ローターアクターへの処遇	36
12.3.4	会員身分の存続	36
12.3.5	会員身分の終結	36
12.4	正会員の義務	37
12.4.1	入会金と会費の支払い	37
12.4.2	綱領の受諾とクラブ定款・クラブ細則の遵守	37
12.4.3	例会出席の義務	37
12.5	正会員の特典	37
12.6	その他	38
13.	職業分類とその意義	38
13.1	職業分類の経緯	38
13.2	職業分類の拡大解釈	38
13.3	職業分類の運用	38
14.	例会と出席 (SAA・卓話・ニコニコ箱)	39
14.1	例会と例会場	39
14.2	例会出席	39
14.3	出席の補填 (メイクアップ)	39
14.4	出席免除	39
14.5	SAA (Sergeant-at-Arms)	40
14.6	卓話	40
14.7	ニコニコ箱	40
15.	ロータリークラブの行事と会合	40
15.1	クラブ例会・年次総会	40
15.2	クラブ・フォーラム	40
15.3	クラブ・アセンブリー	41
15.4	クラブ情報集会・クラブ研修会	41
15.5	ガバナー公式訪問	41
16.	クラブの活動と委員会	41
16.1	クラブ活動における会長と幹事の役割	41
16.1.1	会長の役割	41
16.1.2	幹事の役割	42

16.2	五大奉仕活動に基づいたクラブ活動	43
16.3	クラブの委員会	43
16.4	クラブの委員会と地区委員会との整合性	43
16.5	会員増強とクラブの拡大（新クラブの結成）	43
16.5.1	会員増強の意義	43
16.5.2	会員増強委員会の設置	44
16.5.3	クラブの拡大（新クラブの結成）	44
17.	CLP（クラブの長期計画を含む）	45
17.1	CLP（クラブ・リーダーシップ・プラン）推奨の経緯	45
17.2	CLP 導入の目的	45
17.3	CLP 導入の際の検討事項	45
17.4	CLP と五大奉仕活動	45
17.5	クラブの多様性と CLP	46
17.6	クラブの長期計画	46
第4章 地区の組織と諸活動		
18.	地区の活動と委員会	46
18.1	DLP（地区リーダーシップ・プラン）の導入	46
18.2	当地区の委員会組織	46
18.2.1	地区諮問委員会	47
18.2.2	地区ガバナー指名委員会	47
18.3	地区の活動	47
18.4	地区の行事	48
19.	DLP	48
19.1	DLP（地区リーダーシップ・プラン）導入の目的	48
19.2	DLP 導入の際の必須となる地区組織	49
19.3	2660 地区の DLP に関する方針	50
19.3.1	ガバナー補佐制度	50
19.3.2	地区委員会制度	51
19.3.3	研修委員会の組織	53
20.	会員の研修	54
20.1	クラブレベルの研修	54
20.1.1	クラブ研修リーダー	54
20.1.2	クラブの研修プラン	54
20.1.3	クラブ指導者育成セミナー	54
20.2	地区研修委員会（地区レベルの研修）	55
20.2.1	目的	55
20.2.2	委員会委員長	55
20.2.3	委員のその他の資格	55
20.2.4	任務および責務	55
21.	ロータリーの広報	56

21.1	ロータリー広報の目的	56
21.2	クラブの広報	56
21.3	国際ロータリーの広報	57
21.4	地区内における広報	57
21.5	ロータリーを知り、ロータリーを知ってもらおう	57
22.	ロータリー財団	57
22.1	ロータリー財団とは	57
22.2	ロータリー財団の使命と運営・管理（ロータリー財団管理委員会）	57
22.3	ロータリー財団の歴史	58
22.4	ロータリー財団のプログラム	58
22.4.1	教育的プログラム	58
22.4.2	人道的補助プログラム	60
22.4.3	特別プログラム	60
22.5	ロータリー財団への寄付の種類と考え方	61
22.5.1	年次寄付(Annual Giving)	61
22.5.2	恒久基金 PF (Permanent Fund)	61
22.5.3	使途指定寄付 (Restricted Giving)	62
22.5.4	大口寄付者 (Major Donor)	62
22.5.5	地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF)	62
22.6	ロータリー財団の「未来の夢計画」	63
23.	ロータリー米山記念奨学会	65
23.1	米山記念奨学会のあゆみ	65
23.2	米山記念奨学会の特徴	65
23.2.1	日本最大の民間奨学事業	65
23.2.2	世話クラブカウンセラー制度	65
23.3	寄付金の使途・財政の推移	65
23.4	米山記念奨学金への寄付に対する表彰制度	66
23.5	税制上の優遇措置について	67
23.6	米山学友	67
23.7	奨学金プログラム	67
23.8	ロータリー米山記念奨学会の資料	68
24.	寄付金の税法上の優遇措置	69
24.1	ロータリー財団寄付の場合	69
24.1.1	ロータリー財団寄付の税法上の優遇措置	69
24.1.2	ロータリー日本財団について	69
24.2	米山記念奨学金寄付の場合	70
25.	出版とウェブサイト	70
25.1	「RI カタログ」をご存知ですか？	71
25.2	国際ロータリーのウェブサイト	71
25.3	ロータリーの友とウェブサイト	71

25.4	ロータリー文庫のサイト	72
25.5	2660 地区の出版物とウェブサイト	72
25.6	地区内クラブのウェブサイト	72
25.7	その他ロータリーの情報源	72
26.	地区とその役割	72
第5章 国際ロータリーの組織と諸活動		
27.	国際ロータリーの構成とその役割	73
27.1	国際ロータリーの目的	73
27.2	国際ロータリーの活動テーマ	74
27.3	国際ロータリー特別月間	75
27.4	国際ロータリーの役員	75
27.5	国際大会	76
27.6	国際協議会	76
27.7	規定審議会 (Council on Legislation)	77
27.8	ロータリー研究会 (Rotary Institute)	77
28.	ロータリーの賞	77
28.1	RIの賞	77
28.2	クラブおよび地区レベルの賞	78
29.	日本のロータリーの関連団体	79
29.1	NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC)	79
29.2	ロータリーの友	79
29.3	ロータリー文庫	79
29.4	ガバナー会	80
29.5	プロバスクラブ	80
30.	国際ロータリーの公式言語	80
31.	ロータリーと政治・宗教	81
32.	ロータリー徽章、旗	81
32.1	ロータリー徽章の仕様	81
32.2	ロータリーの旗	81
32.3	ロータリークラブの認証バナー	81
第6章 ロータリーのこれから		
33.	ロータリーのこれから	82
第7章 付録		
34.	ロータリーQ & A	84
35.	ロータリーの略語	86
36.	一般参考文献	88
37.	2660 地区の組織図	89
38.	クラブの目標文の例	89
	編集を終えて	90

第1章 総論

1. ロータリーの誕生

ロータリークラブは、20世紀に入ってまだ間もない1905年、米国イリノイ州シカゴの青年弁護士ポール・ハリスが「友情とビジネスを混ぜ合わせたら、友情もビジネスも増えるのではないか」というアイデアを基にして、3人の友人と語り合っただけで発足させたものです。ポールは、同業者間の親睦の難しさを痛感していたので、競争相手とならない友人の輪をつくりだそうと、会員を一業種一人に制限したのです。これが、ロータリーの職業分類制度の始まりです（「ロータリーの発祥」、ロータリー情報集、1998年版、7頁、RI第2660地区規定情報委員会）。これによって、他の会員から商売上の利益を得ることを目的として入会したような人でも、クラブ内の温かい雰囲気に含まれて、利益よりもっと満足できるもの、すなわち「親睦」を見いだすことが出来るようになりました。他の職業の会員と話し合い、友情を育て、互いに協力して地域が抱えるいろいろな課題の解決を支援できるようになったのです。ロータリーの親睦は、単に会員同士が仲良くするというだけではなく、奉仕活動の基礎となるものでした。さらに、共に行う奉仕活動が一層親睦を深めることとなりますので、ロータリーは親睦と奉仕の融合の場となったのです。

この職業分類制度によって、会員は、クラブに対しては自己の職業の代表者という責務を負うことになり、また、ロータリアン以外の人に対しては、日常の仕事を通してロータリー精神を普及する責務を負うことになりました。この二つの責務が職業奉仕の基盤となったのです。

2. 奉仕の理想

奉仕の理想は「ロータリーの綱領」の中にある“**Ideal of Service**”が直訳されたことばで、「奉仕という理想」という意味です。**Service**と云う言葉の日本語訳として“奉仕”という言葉がその意味に近く、他に適切な言葉がなかったのが、訳語として当てられたのですが、“奉仕”は**service**という概念を正確には表現していません。米山梅吉さんをはじめ、ロータリーの偉大な先人たちの中には**service**に適切な日本語訳はないので、むしろそのまま「サービス」として用いるべきだという方も多くいらっしゃいます。また、日本語となってしまった“サービス”という言葉が、「おまけ」「お得」的な意味に使われているのも、**service**の正しい理解を妨げています。

要は、“**Service**”という言葉で英語圏の人が頭に浮かべる概念と同じ概念を、我々が「奉仕」と云う言葉で頭に浮かべることができればよいわけです。そのためには**service**の概念をしっかりと理解する必要があります。**Service**の動詞形は**serve**で、どういう動作を称して**serve**というかと云いますと、「人とか地域にニーズ(needs)があり、そのニーズを満たして行こうとする行為」を**serve**というのです。従って、**serve**という動作を行うためには先ずニーズを知ることが必要です。ニーズが満たされなければ、**serve**したことにならないのです。

バレーやテニスで最初に打つボールをどうして**serve**というかといいますと、ボール遊びをしたというニーズがある。そして、かまえて、ボールがくるのを待っている、そのニーズを満たす行為とは、そこへボールを提供する事だから、最初にボールを提供する行為を**serve**というのです。レストランでの**food service**、病院での**medical service**もそれぞれそこを訪れる方のニーズを満たす行為をいいますし、行政サービスも市民のニーズを満たすためですから、英語では**civil service**といいます。キリスト教の礼拝を**service**というのは、神に背いた人間を神のもとへ立ち返らせて和解したいという神のニーズがあり、そのニーズを満たす行為とは、くだけたる魂をもって、祭壇

にぬかずくことですから、そういった行為である礼拝の事を service、すなわち divine service といいます。

ニーズを満たす行為をサービスと云うのですが、その人が欲求することとその人にとって本当に必要な事とは必ずしも一致しないのです。本当に必要なものを適確に把握することが大切です。

次に、Ideal とは その完成度・達成度において、最高位にランクされる「もの」、または、「事柄」のことですから、“Ideal of Service” とは、人のニーズを良く汲み取って、そのニーズを理想的なかたちで満たすという意味です。そして、これを生活の場すべてに適用して行くように努力しましょうと云うのがロータリーの目的、即ち綱領なのです。

今のロータリー章典には「奉仕の理想」“Ideal of Service”をはっきりと定義した文章はありませんが、毎年発刊される Official Directory（全世界のロータリークラブと会員の名簿）の背表紙の裏に次のような英文が書かれています。

「Rotary clubs everywhere have one basic ideal—the "Ideal of Service", which is thoughtfulness of and helpfulness to others.」（ロータリークラブは何処においても、一つの基本となる理念「奉仕の理想」を持っている、それは他人に対する思いやりの心、助け合いの心である）

戸田パストガバナーは著書「素晴らしい出逢い、よき師よき友は人生の宝①」の冒頭でこの言葉を引用して、「奉仕の理想」を説明し、更に「恕の心」を加えて次のように記述しておられます。「恕」は「お母さんが赤ちゃんを抱っこしながら心から慈しんでいる有様」で「相手を赦し、思いやる心」「わが身を思うが如く相手のことを思う」心です。 私たちが、「奉仕の理想」を胸に、事業生活、社会生活、家庭生活を営む事によって、事業経営において人から信用され、社会のお役に立ち、円満な家庭を築くことができるようになるのです。

3. ロータリーの標語と決議 23-34

3.1 ロータリーの標語

ロータリー発祥後しばらくして、ロータリーの目的や存在理由について疑問を持つ人が出始めたので、ロータリーの新しい理想を考え、それを明確にするための委員会が設置されて、アーサー・フレデリック・シェルドンが委員長に任命されました。彼は、悪徳と信用不安が横行し、消費者は自分で自分を守るしかなかった当時であっても、公明正大に経営している商店や会社が大成している事実を知って、その理由を探求し、「常に他人の立場を考えて、他人のためになるように尽くすサービス（奉仕）を実践しているものが成功を収める」ことを発見していたのです。そのことをクラブの会員に伝えることで、「職業は社会に奉仕する手段である」と他のロータリアンを納得させることができたのです。この考え方は、次第に他の都市に結成されたロータリークラブにも広がっていきました（ロータリアン必携 2006 年版、国際ロータリー2660 地区ホームページ参照 http://www.ri2660.gr.jp/2007/hikkei2006/hikei3_0_mokuji.html）。

1910 年に最初の全米ロータリー大会がシカゴで開かれ、全米ロータリークラブ連合会が結成されたとき、大会委員長は、出席者に「私たちは、世界において進んで自己の任務を果たし、公德心を高めたいと願ひ、職業において高度の道徳的水準を守りたいと思っています」と語りかけたということです。そして、この大会の閉会時に、シェルドンは、職業倫理の重要性を強調し、腐敗や不正は排除しなければならないことを明らかにし、「19 世紀の商慣習の特徴は競争です。出し抜かれる前に出し抜け、ということです。20 世紀に入り、人類は賢くなりました。20 世紀の特徴は協調です。

『人間は、英知の光に照らして、正しい行為は報われる。職業は人類の奉仕の科学である。[最もよ

く仲間に奉仕する者、最も多く報いられる (He profits most who serves his fellows best)]』ということが分かるようになりました」と語りました。この言葉は、1911年オレゴン州ポートランドの全米大会で報告され、後に「He profits most who serves best」として、奉仕の対象を全ての人々とする表現に変え、ロータリーの標語の一つとなりました(ロータリーモットーの変遷、RI第2650地区ロータリー情報マニュアル、2007年版、558頁、RI第2650地区ロータリー情報マニュアル編集委員会)。

2004年の規定審議会で「They profit most who serve best」に、また、2010年の規定審議会で「One profits most who serves best」に変わりましたが、日本語訳「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」は変わっていません。また、この大会の最終日にミネアポリスロータリークラブの会長、ベンジャミン・フランク・コリンズが、自分のクラブで採用し、厳守してきた原則は「Service not Self (無私の奉仕)」であり、これによってクラブを組織し、新しい会員にもこの精神を学ばせるのがよいと述べました。この標語も参加者の賛成を得たのですが、後に、人は皆自己を尊ばねばならないし、また自己を守らねばならない。それならば自己を否定する not よりも自己を第二に置く aboveの方がよいのではないかということで、「Service above Self (超我の奉仕)」に修正されました(これら二つの標語は、この大会ではいずれも非公式のものとして採用されており、公式の標語になったのは1950年デトロイト国際大会においてです)(ロータリーモットーの変遷、RI第2650地区ロータリー情報マニュアル、2007年版、558頁、RI第2650地区ロータリー情報マニュアル編集委員会)。

この二つの標語のうち He profits most who serves best は職業奉仕の理念を表すものであり、Service above Self は米山梅吉翁が訳された「サービス第一、自己第二」の心がけが事業成功の秘訣であることを示すとともに、社会奉仕、国際奉仕の人道奉仕の理念を表していると考えられます(田中毅、二つの奉仕理念(2007年版) http://www.tokyoroppongi-rc.jp/pdf/kouen_1.pdf)。

3.2 決議 23-34

ロータリー活動の基本は優秀な職業人であるロータリアンが毎週一回例会に出席してロータリーの哲学である奉仕の心を学び、それを通して親睦を深め、それによってさらに、奉仕の心を深め、充実させていくところにあります。例会出席によって形成された奉仕の心はロータリアン個人がそれぞれの家庭、地域社会、国際社会で実践に移すこととなります。1910年代に入って、このようなクラブとしての実践を伴わないロータリーの理念に飽き足らず、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕の実践をも積極的にすべきであるという動きが顕著になってきました。実践派の先頭に立ったのは身体障害児の保護、教育に貢献してきたエドガー・アレンでした。彼は、1918年、オハイオ州エリリアロータリークラブに入会し、ロータリーは一丸となってこの事業にあたるべきであると主張して、1922年のロサンゼルス大会に身体障害児救済事業に関する決議案をトレード、クリーブランド各クラブとの共同提案として提出しました。理事会はこれを受けて、この事業を奨励する決議 22-17 を採択したのです。これに力を得た実践派の動きはますます活発になり、「ロータリー創立の理念を守るべき」というシェルドンを中心とする理念派との対立が深まり、ロータリーは分裂の危機に瀕します。議論の中心は多額の金銭的支出を伴うクラブによる団体奉仕を、ロータリーの奉仕として認めるか否かでしたが、個人奉仕と団体奉仕、さらには金銭的奉仕の是非にまで話が広がったということです。国際ロータリー理事会は、收拾がつかない状態になることを回避するために、両派の考え方を調和させるとともに、従来からあるいろいろな奉仕の考え方や行動を整理・調和させるための努力を繰り返します。最終的には、1923年セントルイスの国際大会で、テネシー

州ナッシュビルロータリークラブのウイル R. メニア Jr. を中心とする委員会によって起草・提案された決議 23-34 の採択によって、論争の終止符が打たれ、両派の対立は解消しました（田中毅 決議 23-34 の徹底的解析、<http://www.tanaka-library.com/d13jp.pdf>）。その内容を以下に示します（決議 23-34 の日本語訳、<http://www.tanaka-library.com/091923jp.pdf>）。

決議23-34

提案 決議委員会（1923）

RI第14回国際大会が召集され、次のことがRIによって決定された。即ち、以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践理論の原則に基づくものである。
2. 本来ロータリークラブは、秘密の誓約とか教理信条といったものは一切無く、それぞれのロータリアンが独自の方法で、事業人及び専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集りである：先ず第一に、奉仕の理論が職業及び人生における成功と幸福の真の基礎であることをクラブとして学ぶこと；第二に、自分たちの間においても、また地域社会に対しても、その実際例をクラブで示すこと；第三に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業及び日常生活において実践に移すこと；そして第四は、個人として、またクラブとしても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますこと。
3. 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。(1) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。(2) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。(3) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、綱領に基づく諸活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリーの定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱す恐れのない綱領に基づく諸活動のみによって、その標準化を図ること。
4. 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。
5. 各ロータリークラブはクラブとして関心があり、またその地域社会に適した綱領に基づく諸活動を自主的に選ぶことについては絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくすることのない、綱領に基づく諸活動を行うべきである。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのいかなる綱領に基づく諸活動も、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリークラブの綱領に基づく諸活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

(a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功し得ないような広範囲の市民としてふさわしい奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、またその土地の市民として、他の善良な市民と一緒に広くすべての市民としてふさわしい事業に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

(b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

(c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に、その奉仕を行うことによって宣伝しようとか名声を得ようと追い求めるのではなく、ただ奉仕する機会を求めるべきである。

(d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

(e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

(f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るよう努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

(g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンが個々の力を動員するものほうがロータリーの精神によりかなっているといえる。それは、ロータリークラブでの綱領に基づく諸活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられた、いわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

決議 23-34 は、国際ロータリー並びにロータリークラブの未来の指針として綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすために提案されたものであり、ロータリーの綱領に基づくすべての活動の指針であると同時に、ロータリーの奉仕理念を表す唯一の文書でもあります。その第1条では、ロータリーの奉仕理念が、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる (One profits most who serves best)」という標語に表される「科学的かつ道徳的な経営方針によって、自分の事業や同業者の事業の発展を図ると共に、業界全体のモラルを高めていこう」という職業奉仕の理

念に支えられた「超我の奉仕 (Service above Self)」の哲学、すなわち、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという国際社会を含む奉仕活動の根本原理であることが明確に定義されています。第2条と第3条にはロータリークラブおよび国際ロータリーの役割がそれぞれ明文化されており、第4条にはロータリーの奉仕の哲学は単なる理念の提唱ではなく、実践の哲学であり、奉仕活動を伴わねばならないというロータリー活動の重要なポイントが述べられています。第5条には、クラブはその奉仕活動を自主的に選択する権利を有することと、その選択に対して国際ロータリーの取るべき立場が、また、第6条には奉仕活動選択の指針が具体的に記載されています。さらに、この決議で忘れてならないことは、第4条でロータリアン個人にも、ロータリークラブにも、奉仕の理念に基づく実践が求められていることを述べたうえで、第6-g項に、ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示であることが明記されていて、奉仕の実践は、個人奉仕か団体奉仕かという論争に終止符が打たれていることです。

このように、決議 23-34 はロータリー活動全般に関する根源的な指針となるものであります。この決議は 1926 年のデンバー大会において、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更 (26-6) され、以後の国際大会でも少しずつ修正 (26-6、36-15、51-9、66-49) が加えられ、現在のロータリーの社会奉仕に対する方針となったのです。修正が加えられた決議 23-34、すなわち、社会奉仕に関するロータリーの方針については 8.2 小節で説明を加えております。

なお、ロータリーの奉仕活動を、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分ける四大奉仕が採用されたのは 1927 年のことです。その後、2010 年の規定審議会でも新世代奉仕が加えられて五大奉仕となりました (第 2 章参照)。

4. 綱領 (目的)

どのような組織にもその目的あるいは目標が必要です。1906 年に採択されたシカゴ・ロータリークラブの最初の定款には、次の 3 つの目的が記されていました。

1. 本クラブ会員の事業上の利益の増大
2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進
3. シカゴ市の最大の利益を推進し、シカゴ市民としての誇りと忠誠心を市民の間に広める (この項目は上記の二つが設定された後で年内に付け加えられたそうです)

その後、カナダやイギリスにもロータリークラブが結成され、全米ロータリークラブ連合会は 1912 年にミネソタ州ダルースで開催された大会で、「国際ロータリークラブ連合会 (1922 年のロサンゼルス国際大会において国際ロータリーと改称)」と改称されました。この大会で、国際ロータリークラブ連合会の綱領とロータリークラブの綱領とが分離され、それぞれ、次のように定められました。

国際ロータリークラブ連合会の綱領

1. ロータリーの原則を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適応する範囲で、それを採択するように奨励すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励推進すること
3. 既存するロータリークラブの活動と、在籍する会員および地域社会に対するクラブの価値を研究し、その結果得られた情報を全てのロータリークラブに明示すること
4. 広い友愛の精神と、各国各都市の事業および専門職種に従事するロータリアンならびに加盟ク

ラブの間の利益の調和を推進すること

ロータリークラブの綱領

1. すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各会員の職業を社会に対する奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、情理ある交友関係を推進すること
5. 公共の福祉に対する各会員各自の関心を促し、かつ市の発展のために他の人々と協力すること

この綱領採択の前年 1911 年のポートランド大会では、シェルドンが提唱した奉仕の理念 **He profits most who serves best** が採択されており、この頃からロータリークラブは会員の親睦と物質的便益を互いにはかり合う社交クラブ的な考えを超えて、職業奉仕・職業倫理の課題を真剣に考え始めたことがよく分かります。

ロータリーの綱領はその後時代と共に変更が繰り返されて、その時の情勢にあわせた調整が行われ、1951 年にその最も重大で最後の改訂が下記のとおりに行われました（ロータリーの綱領の変遷 <http://www.tanaka-library.com/02bjp.html> <http://www.tanaka-library.com/0201jp.htm> 「綱領小史」、RI 第 2650 地区ロータリー情報マニュアル、2007 年版、540 頁、RI 第 2650 地区ロータリー情報マニュアル編集委員会）。

ロータリーの綱領 (The Object of Rotary)

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

- 第 1. 奉仕の機会として知り合いを広めること；
- 第 2. 事業および専門職務の道徳水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；
- 第 3. ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；
- 第 4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

この改訂によって、ロータリーには「有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成する」というただ 1 つの綱領があると決定され、この崇高な目的を達成するために、特に鼓吹・育成すべき 4 つの分野が定められたのです。The Objects of Rotary が The Object of Rotary に変わり、すべての文章がコロンとセミコロンで結ばれたのはこのような事情によるものです。なお、英語の原文を英文手続要覧 57 頁より引用して、以下に示します。

The Object of Rotary

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

FIRST. The development of acquaintance as an opportunity for service;

SECOND. High ethical standards in business and professions, the recognition of the worthiness of all useful occupations, and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;

THIRD. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;

FOURTH. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

第 2 章 奉仕活動の概念と手法

5. 五大奉仕の概念

ロータリー活動の基本は優秀な職業人であるロータリアンが毎週一回例会に出席してロータリーの哲学である奉仕の心を学び、それを通して親睦を深め、それによってさらに、奉仕の心を深め、充実させていくところにあります。例会出席によって形成された奉仕の心はロータリアン個人がそれぞれの家庭、地域社会、国際社会で実践に移すこととなります。1910 年代に入って、このようなクラブとしての実践を伴わないロータリーの理念に飽き足らず、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕の実践をも積極的にするべきであるという動きが顕著になって、実践派と理念派との対立にまで発展しましたが、最終的には、1923 年セントルイスの国際大会での決議 23-34 の採択によって、論争の終止符が打たれ、両派の対立が解消したことは、第 1 章 3 節で述べた通りです。この決議により、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという奉仕活動の根本原理が明確に定義されるとともに、ロータリーの奉仕の哲学は単なる理念の提唱ではなく、実践の哲学であり、奉仕活動を伴わねばならないというロータリー活動の重要なポイントが明示されました。また、ロータリアン個人にも、ロータリークラブにも、奉仕の理念に基づく実践が求められているが、ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示であることが明記されたのです。

その後、1927 年、ベルギーのオステンドで開かれた国際大会で、奉仕部門を四大奉仕、すなわち、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分けることが決定され、当初、ロータリーの基本理念として一般奉仕概念と呼ばれていたものに職業奉仕という呼び名が正式に与えられました。その後のロータリーの奉仕活動は、これらの四大奉仕部門を中心に行なわれることとなったのですが、職業奉仕がロータリーの基本理念にかかわるものであることは忘れないで欲しいと思います。

2007 年規定審議会では、標準ロータリークラブ定款に「四大奉仕」を新しく定義する提案が採択されました。この提案は日本の重田政信理事が起草した原文に若干の修正を加えて、RI 理事会提案として、規定審議会に提案され、採択されたものです（田中毅、四大奉仕の新しい定義、<http://www1.odn.ne.jp/~caz52570/rohen370.html> 参照）。さらに、2010 年規定審議会でも、これに第五奉仕部門として「新世代奉仕」が加えられ、標準ロータリークラブ定款・第 5 条は以下の様になりました。

標準ロータリークラブ定款・第 5 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび实际的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取

るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化をもたらされることを認識するものである。

この標準ロータリークラブ定款・第 5 条は、ロータリーの五大奉仕部門がロータリーのクラブ活動の理念および実践の規準であることを述べた上で、五大奉仕を具体的且つ明解に定義するものがあります。第 1 項にはクラブ奉仕が、また、第 2 項には職業奉仕が規定されています。職業奉仕については、従来の綱領の定義に、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが会員の役割に含まれること（上記下線部）が付け加えられています。一方、クラブが行う職業奉仕の実践については何も触れられていません。これは、クラブの行う職業奉仕活動は、あくまでも、決議 23-34 の第 6 - g 項に述べられている、会員個人の職業奉仕活動の手本になるべきものであることを示すもので、職業奉仕は個人奉仕のみであり、クラブの奉仕活動は不要ということ述べているわけではありません。第 3 項には、社会奉仕はクラブが属す地域社会における人道的奉仕活動であると明確に定義されています。第 4 項では綱領に記載されている国際奉仕の理念の実践の方法が、現実の国際奉仕活動を十分に考慮したかたちで、具体的に述べられています。第 5 項には、新世代奉仕が、種々の新世代プロジェクトを通して青少年達が好ましい変化をもたらしてくれることを正当に評価するものであることが述べられています。この標準ロータリークラブ定款・第 5 条の条文は、ロータリーの綱領に述べられている理念と現在は廃止されているロータリー倫理訓、ならびに、これに代わるものとして作成されたロータリアンの職業宣言（6.2 小節参照）に記述されているロータリーの倫理基準を実行に移すための具体的方法を明確に示すものであります。

6. 職業奉仕

6.1 職業奉仕を考える

ロータリーの目的は、前にも述べたように、日々の仕事を通して世の中に貢献するために、奉仕の心を育て向上させることです。奉仕とは他人のために何かをすること、他人のニーズを充たすことを自己の責務として行なうことです。ロータリーの目的は、職業を通して社会のいろいろなニーズを満たすこと、ということになります。職業奉仕とは、職業を通して社会のニーズをほぼ完全な形で満たせるよう努力を重ねることです。それによって、自己の職業の品位と道徳水準を高め、社会から尊重される存在にすることが出来るのです。

ここで大事なことは、ロータリアンは日々の仕事を通して生きる力の根本である自らの道徳的能力を高め、それを社会に反映させることを責務と考えて努力しているということです。すなわち、ロータリアンは日常の職業活動を通して、自分の職場の従業員、取引先の人達やその関係者、ひいては地域社会の人達の模範となり、生きる力の根源である道徳的能力を向上させることに努めているのです。このような仕事の仕方をロータリーでは、職業奉仕と呼んでいます。皆さんが真のロータリアンであるか否かは、皆さん自身とその職場が社会の模範となるように努力することを自己の責務と考えているか否かにかかっているのです。

何時の時代でも、社会の人々の道徳的能力の向上が叫ばれます。道徳的能力の基本は、人間が他の人々や動植物を含む自然環境に対して、どのような態度を取るべきかを適切に判断する能力であると考えられます。そのような判断を下すには、人以外の動植物やものとのコミュニケーションが出来なければなりません。人以外の動植物やものは人間の言葉をしゃべらないので、それらとのコミュニケーションは想像力に頼るしかありません。また、社会人として真っ当に生きていくためには、過去に学び、未来を予測することが必要です。そのためには、既に亡くなった人やこれから生まれてくる人との想像力を駆使したコミュニケーションも要求されます。したがって、道徳的能力の根本は想像力です。想像力は人文、社会、自然科学を推進する原動力でもあります。想像力を駆使して試行錯誤を繰り返すことで、科学は、そして社会は進歩していくのです。想像力の成果の集積は新しいものや概念や職業の創造に繋ぐことができます。創造力は想像力の集積の結果として生まれてくるものです。ロータリアンは日々の職業奉仕を通して、自身の、また、職場や地域社会の人達の生きるための根源の力である想像力を高め、社会の進歩と平和に貢献しているのです。ここでもう一つ述べておきたいことがあります。それは、自分が他に対してとるべきと考える態度が適切か否かを判断する際に、想像力とともに、その適切性を判断する規準が必要であるということです。この規準はあくまでも個人的なもので、人により異なるものですが、ある程度の一般性を持つべきものでもあります。その例として、ロータリーの四つのテスト（6.2小節および11節参照）は非常に良くできた規準の一つと考えられます。

ロータリアンは職場の外でも社会のニーズを充たすために、いろいろな活動をしています。これは社会奉仕であり、活動の場が国際的であれば国際奉仕であります。それが自分の職業の専門性を活かした奉仕であれば同時に職業奉仕の性格も備えていることになります。職場の外での奉仕には、お金や物や労力を提供する奉仕、職場で培った知識・技術を提供する知的奉仕などいろいろな奉仕があります。これらのうち知的奉仕は、それぞれの分野で最高の知識、技術を備えたロータリアンにとっては、最適の奉仕の一つです。私共の2660地区のクラブが何年にも亘って行なってきた小学校、中学校への出前授業や職場体験学習はその一例です。中学校で道徳の授業をしたとき、話を聴いてくれた生徒の一人が「最初は聞くだけで頭がこんがらがらるような難しい話かと思っていたが、聴いているうちに、いろいろな科目や物事でも道徳で繋がっているのだという新しい見方ができるようになった」と言ってくれました。本当に嬉しい子供の一言でした。

ここまで述べたことを頭に入れて、以下の職業奉仕に関するロータリーの公式文書をお読みいただくと、「よく分らない職業奉仕」というような考えは消滅するのではないかと思います。

6.2 職業奉仕の理念とロータリアンの職業宣言

ロータリーのクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の考え方は、1927年ベルギーのオステンドで開かれた国際大会で決められたものです。このときに、当初、ロータリーの基本理念として一般奉仕概念と呼ばれていたものに**職業奉仕 (Vocational Service encourages Rotarians to serve**

others through their professions and to practice high ethical standards: 職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、高い道徳的水準を保つことを奨励します) という呼び名が正式に与えられたのです (国際ロータリーホームページ英語版 Service and Fellowship(Resources)の章

<http://www.rotary.org/en/ServiceAndFellowship/StartAProject/Resources/Pages/RIdefault.aspx>

国際ロータリーホームページ (日本語版) 奉仕と親睦 (役立つ参考資料) の章

<http://www.rotary.org/ja/serviceandfellowship/startaproject/resources/pages/RIdefault.aspx>)。

この vocation という語は business、job、occupation や profession という語に比べて、神から授けられた仕事 (天職)、社会生活における分業の担い手、職分、人に必要とされる職業というようなニュアンスが強い言葉です。このことを考え合わせていただければ、職業奉仕の理念がよりよく理解できると思います。

職業奉仕の基本理念は 1915 年のサンフランシスコ大会でロータリー倫理訓 (道徳律、<http://www.tanaka-library.com/091915jp.pdf>) というかたちで表現されることとなりましたが、残念なことに、条文の中にマタイ伝から引用された文章があり、宗教色が強いという点が問題となって、政治と宗教は取り込まないとするロータリーの原則に反するだけではなく、逆にロータリー運動が宗教活動と混同され、無用の誤解を招く恐れがあるという批判が続出し、国際ロータリーにおける慎重な検討の結果、1951年にロータリーのあらゆる文書から姿を消すことになりました。宗教的問題だけでなく、その内容の厳しさも批判の対象となりました。特に、その第6条「自分の同業者よりも同等またはそれに優る完全なサービスをすることを心がけて、事業を行うこと。やり方に疑いがある場合は、負担や義務の厳密な範囲を越えて、サービスを付け加えること」の内容を厳密に解釈すれば、販売した商品については、永久にアフターサービスの責任を取らねばならず、現実の問題として実行不可能であるという批判が多くなされたのです。ただ、宗教的な問題を除けば、この倫理訓がロータリーの高い理想を表現していることは間違いなく、「最近、問題となっている製造物責任法 (PL 法) は、この考え方に基づいた法律であり、これを 1915 年に発案したロータリーの職業奉仕理念の素晴らしさを改めて賞賛すると共に、この道徳律が、現在にも通用する優れた倫理基準であることを再確認すべきではないでしょうか」という田中毅氏の意見は重要な指摘であると思われます (田中毅、職業奉仕、<http://www1.odn.ne.jp/~caz52570/b01jp.htm>)。

このようにして、ロータリー倫理訓 (道徳律) は姿を消すことになったのですが、その内容は職業奉仕の根本原理を表すものとしてその復活を望む声も多く、1989年、RI 理事会はロータリー倫理訓に代わるものであるとして、職業宣言を採択しました。その内容は、ロータリー倫理訓 (道徳律) から、宗教的色彩とアフターサービスの記載を消去し、青少年や地域社会に対する技術提供と誇大広告の禁止を謳うことによって時代のニーズに適応したものです。その内容を、手続要覧 79 頁より引用して以下に示します。

ロータリアンの職業宣言 (Declaration of Rotarians in Businesses and Professions)

1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した。事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳規準に対し、名実ともに忠実であれ。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的規準を推進すべく全力を尽くせ。

- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上、関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
- 5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と敬意を表すべきことを知れ。
- 6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
- 7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与えることなかれ (89-148)。

昨今の企業の不祥事はロータリーの直接の責任ではありませんが、このような事態を解消する責任がロータリーにあることは否定できません。ロータリーの基本理念を常に念頭に置き、日常の職業活動や生活の中で、時にはその理念を思い起こして自己の行動に反映させ、真実のともし火となるのが真のロータリアンということになりましょう。このような事情を踏まえて、2004年規定審議会は、下記のような決議案(決議 04-290)を採択しました。これは、職業奉仕に関する声明をすべてのロータリアンがよりよく理解し、事業および専門職務上の倫理に対するロータリーの決意を実証するような生き方を目指して引き続き実践し、また、ロータリークラブが、21世紀を迎え、奉仕活動の第二世紀に移行するにあたって、ロータリーの高度な道徳的水準を実証する個人を惹きつけ、これまでの顕著な実績を継続して積み重ねていくことを支援するために行われたものであります (<http://www.tanaka-library.com/02022004jp.pdf>)。

決議 04-290—職業の倫理的規範に対するロータリーの決意を実証する事業生活の充実、育成を強調し、これらの道徳基準を実践する会員を探し出す件

国際ロータリー創立の原理原則の一つは、事業および専門職務における倫理に対する関心であり、その推進であった。この倫理に対する関心は、ロータリアンの主要目的が有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹しこれを育成することを明記している「ロータリーの綱領」の次の各項を、特に、鼓吹し、育成することにある：事業および専門職務の道徳水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。

1910年の早い頃から、事業および専門職務の倫理を高める会員を育成しようとする国際ロータリーの熱意は、商取引の方法のための委員会の設置により実証された。そうした委員会の責任は、進歩的かつ尊敬に値する商取引の方法を推進する方法および手段を考慮することであった。事業および専門職務における倫理に対するロータリーの決意は、引き続きロータリアンがおよそ半世紀にわたり信奉してきた「四つのテスト」に明らかである。四つのテストは、次の通りである：

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

言行はこれに照らしてから行うべし。

このテストの作成者、RI 元会長ハーバート・テイラー氏は、これを自社のための指針として創案

した当時、「私たちは、第一に、従業員の雇用にあたって十分な注意を払い、第二に、彼らが自分の会社で順調に働いてゆくに従い、より優れた人間となるよう援助することを決めた」と語っている。テイラー元会長は、ロータリアンは、倫理感をもって思いやりの心で他の人々に奉仕するよう尽力することを強調したのである。

国際ロータリーの決議により、すべてのロータリアンは、事業および専門職務における倫理に対するロータリーの決意を実証する生活を掘り起こすために引き続き献身することとする。さらに、国際ロータリーの決議により、21世紀を迎え、奉仕活動の第二の世紀に入るにあたり、ロータリークラブは、ロータリーの高い道徳的水準を実証する個人を探し出し、関心を引き付けるよう顕著な記録を継続して構築することとする。

6.3 職業奉仕の現場では

奉仕の理想については2節および6.1小節で述べましたが、実際の奉仕の現場では、その解釈はロータリアン各自、あるいは、ロータリアンのグループに任されているともいえます。奉仕の現場の状況、問題、可能性は非常に多様で、奉仕はそれに対応して実行されなければならないので、ロータリアン個人が、自分自身に対して「自分の職業活動に奉仕の理想を適用するには、具体的に何をすればよいのか」を問いかけ、それに対して自ら答えることによって、効果的な職業奉仕を実行することが出来るのです。

ここで一つ問題になるのは、2節でも述べたことですが、日本の一般社会では、奉仕という言葉が、国家、社会のために無償で献身的につくすこと、あるいは、客のために商品を特に安価で売ること、というふうに理解される場合があるということです。そのために、職業奉仕という言葉に違和感を感じて、「職業奉仕は分りにくい」と考えるロータリアンが跡を絶たないのです。「自分の職業なのに、それが奉仕とは何のことか？」という感覚なのかも知れません。奉仕をサービスと言い換えても事情は変わりません。日本語のサービスは客のために商品を特に安価で売ることと解釈されることが多いからです。英語の service は serve の名詞形で serve は to do something for someone という意味です。英語の service という語の意味を正確に表現する日本語の短い単語はないということになります。Service という英語を使っても、説明無しで使うのであれば、解決にはなりません。つまるところ、2節、6節6.1小節および本小節で述べたサービスの概念をよく理解したうえで、自らの立場で社会のニーズを満たしていくことを、職業人の責務と考えて実行するのが職業奉仕の基本ということ、ロータリアン一人一人に認識してもらうのが、問題解決の道ということになるのだと思います。

次に、会員の職業奉仕活動を支援する立場にあるクラブの職業奉仕委員会、あるいは、名称は違っても、職業奉仕に関わる委員会の役割について考えて見たいと思います。ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示、あるいは、会員個人の職業奉仕活動の手本であることが、決議 23-34 の第 6-g 項 (3節 3.2 小節参照) に明記されています。ロータリークラブは職業を絆とする人達の集まりですから、まず何よりも会員各自がその職業に関係する全ての人々の立場に立ち、高い倫理観をもって職業活動を行なうことです。そのような会員を育てる道場が、ロータリークラブであり毎週の例会なのです。例会での異分野の人たちとの交流を通して自己の道徳的能力、専門的能力を高め、その成果を職場に持ち帰って職場の人達やその関係者の能力向上に努め、その成果を再び例会に持ち込んで、異分野の会員と情報交換するということの繰り返しで、さながら螺旋階段を昇るがごとくに、自己の道徳的、専門的能力を高めていくのが、例会出席の意義です。そのためのプログラムの立案・実行、すなわち「入りて

は学び、出でては奉仕せよ」のための研修と勉強会の支援がクラブ職業奉仕委員会の大切な役割です。具体的には、次のようなことが考えられます。参考にいただければ幸いです。

- ① 職業奉仕に関する情報を年に3回ないし6回委員会が提供し、会員とともに話し合う
- ② 関係する業界、学協会、職場、地域社会において、会員が「奉仕の理想」にかなう行動を起こすにはどうすればよいかをともに考える
- ③ 単なる職業紹介ではなく、職業倫理・道徳に照らしての成功例・失敗例等の卓話・フォーラムを行う
- ④ ロータリーに関する勉強会を委員会主催で行う
- ⑤ 会員の職業（専門的知識）を生かした奉仕（出前授業、職場体験学習、よろず相談等）を奨励・支援する。

当 2660 地区の職業奉仕委員会は、10 年プロジェクトとして小学校、中学校への出前授業を推奨しております。これに対して、出前授業は職業奉仕ではなく社会奉仕ではないのかという意見があります。しかし、実際のクラブの現場では、職業奉仕か社会奉仕か、などという縦割りの議論を超えて、世の中のニーズにどう応えるかという立場で、知恵を出し工夫がなされています。ガバナー補佐がクラブ訪問の際に収集されたデータをもとに、出前授業以外のクラブの知的奉仕活動例のいくつかを下に示します。これらは、そのために立ち上げた委員会や、他の委員会との共同事業として行われているものです。

実践例 1： 小学校、中学校へ出前授業とリンクさせた職場体験学習

市内の中学校からロータリアンの事業所へ生徒を受け入れて、実際の職業について実習・体験させるのが職場体験学習ですが、その前段階としてロータリアンが学校へ出向き、職業に関する出前授業を行うことにより、職場体験学習の効果を上げようとするものです。授業で聞いたことをその後職場で体験できるので、生徒からの評判もよく継続事業として実施されています。小学生の古民家探訪の前に、家の持ち主が古い日本住宅における生活の工夫について出前授業をして、日頃あまり経験することのない環境の見学の効果を上げようとするのも同様の試みです。

実践例 2： 大学への出張講義

関西の私学（同志社大学、京都産業大学、関西大学、近畿大学）で、業界の専門家が講師として派遣され、法学部の 3 年生・4 年生を対象に、講義が行なわれています。1 年間に 90 分授業が 13 回実施され、5 年間継続されています。学生からは「実社会の厳しさ、楽しさ、やりがい等が聞ける」と大変好評ということです。

実践例 3： 小学校、中学校新任教師研修会への講師派遣

毎年、教育委員会主催の新任教師研修会に会員が講師として講義を行っています。実業界での社員教育プログラム等を生かして新任教師の方々を研修し、彼らに良い刺激を与え、好評を得ています。

実践例 4： 地域社会向け「よろず相談」の開催

毎年 1 回地域社会との共生をめざして、「よろず相談」を開催しています。法律相談に始まり、健康、税金、仏事、金融など、専門職であるロータリアンがその知識を生かして、あらゆる相談に応じています。同時に、献血、河内音頭、よさこいソーラン節踊り、バザー、花市、テーブルマジックなどのイベントも行い、相談会を盛り上げています。クラブの全ての会員の職業を生かしたロー

タリーに最も適した奉仕の一つだと思われます。

7. クラブ奉仕

五大奉仕の第一部門である「クラブ奉仕」について、ロータリークラブ定款では、「クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員がとるべき行動に関わるものである」と記述されております。この文面だけではちょっと分かりにくいので、これを企業組織に例えてみますと、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・新世代奉仕は、営業を担当する部門であり、クラブ奉仕はその営業部門を支える管理部門に相当すると言えるのではないのでしょうか。企業では営業部門と管理部門がお互いに支え合いながら、企業としての最大の成果が得られるように、運営を図って行きますが、ロータリークラブにおいても「クラブ奉仕」部門には同じ様な役割が期待されています。

CLPの導入で「クラブ奉仕」部門は「クラブ管理・運営」部門とも称されるようになり、当部門の機能がより明確になりました。クラブ奉仕部門に含まれる委員会としては、一般的には次のような小委員会があり、クラブの副会長が担当の役員・理事として、「クラブ奉仕」を統轄しているクラブが多く見受けられます。

- * 会員増強委員会
- * 会員選考委員会
- * 職業分類委員会
- * 親睦友好委員会
- * 広報委員会
- * クラブ会報・雑誌委員会
- * プログラム委員会
- * 出席委員会
- * 規定情報委員会
- * 研修委員会

会員数が少ないクラブにおいては、クラブ奉仕部門の小委員会を集約する傾向にありますが、クラブ運営にとって重要な委員会は維持することが推奨されています。特に近年においては、会員増強、親睦友好、広報、出席、研修の各委員会の機能は、クラブの長期計画策定の中で重要な要素になります。また職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・新世代奉仕・ロータリー財団・米山奨学の各部門の活動とクラブ奉仕部門の活動、即ち営業部門と管理部門のバランスがよく保たれているクラブが理想的で望ましいクラブと言われております。

8. 社会奉仕

8.1 社会奉仕を考える

奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域内または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら会員が行うさまざまな取り組みから成るものです。社会奉仕に関する方針として1923年の声明（決議23-34）と1992年の声明（決議92-286）があります。両者の大きな違いは、前者がロータリーの奉仕活動全般に対する指針であるのに対して、後者は社会奉仕の実践のみに限定された指針であります。前者の原文は3.2小節に記述されています。

8.2 決議23-34の変遷

セントルイス大会で決議された最初の決議23-34は、「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの

方針」と呼ばれ、ロータリー運動全般にわたって、奉仕をめぐる個人奉仕か団体奉仕かの論争に終止符を打ち、同時に RI とクラブとロータリアンの機能を明確化し、ロータリアンとクラブが行うロータリーの諸活動に関する根源的な指針となるものであります。ロータリーの綱領がロータリアン自身に対する目標設定であるのに対して、この決議はロータリークラブを対象としています。また、この決議 23-34 は、その後、幾つかの項目について部分的に改正されて、現在の社会奉仕に関する 1923 年の声明となっています。

主な改正内容は次のとおりです。

- ①デンバー大会の決議 26-6 による改正では、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更され、**Community Service** という言葉がはじめて登場します。
- ②トロント大会では、アトランティック・シティ大会での決議 36-15 による改正をさらに変更して、「ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うよう勧められている。何れのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする」が本文第 4 項に追記されています（決議 64-43）。
- ③トロント大会の決議 66-49 による改正では、本文第 6 項(c)が、ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合には、奉仕活動についての宣伝とか、または、何らかの見返りを望むものではなく、ただ奉仕をする機会を求めべきではあるが、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである、という趣旨の文章に変更されました。

上記の内容を反映した改正後の全文（手続要覧 84 頁）を次に示します。

社会奉仕に関する 1923 年の声明（1923 Statement on Community Service）

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1 ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられるという実践的な倫理原則に基づくものである。

2 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである：

まず**第 1**に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；**第 2**に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと；**第 3**に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移す

こと；そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますことである。

3 RIは次の目的のために存在する団体である。

- a) ロータリアンの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。
- b) ロータリアン・クラブの設立、激励、援助および運営の管理。
- c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI 定款に掲げられているロータリアンの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリアンとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリアンの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリアン・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

そこで、ロータリアン・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリアン・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5 各ロータリアン・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリアンの綱領を無視したり、ロータリアン・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして RI は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6 個々のロータリアン・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている：

- a) ロータリアンの会員の数には限りがあるので、ロータリアン・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリアン・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。
- b) 一般的に言って、ロータリアン・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
- c) ロータリアン・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータ

リーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f) ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(23-34, 26-6, 36-15, 51-9, 66-49)

ロータリーの奉仕概念を理論と実践に分けると、理論はロータリー思想であるとともにロータリー哲学であり、ロータリークラブという組織を介して学ぶ「奉仕の心の形成」であり、結果として親睦につながるものであります。奉仕の実践は、上記の「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の 6-g 項に記されているように、原則としてロータリアン個人が行うもので、奉仕することでその心を、それぞれの家庭、職場、地域社会や国際社会に移すことであります。理論と実践は、車の両輪のごとく、バランスを取って行なうことが肝要です。

ここで、3.2 小節の決議 23-34 についての記述と若干重複するところがありますが、現行の決議 23-34 すなわち社会奉仕に関する 1923 年の声明について考えてみたいと思います。第 1 条は、ロータリーは職業人の理想を現実に近づけようとする実践理論に基づく人生哲学を述べるものです。第 2 条には、ロータリークラブは、ロータリーが提唱する奉仕哲学を受け入れ、それを実行する職業人の集合体であることが、第 3 条には、RI は、奉仕の理想の啓発普及、組織の拡大、クラブ運営の援助と管理のために存在することが記述されています。第 4 条では、ロータリークラブが実施する社会奉仕の実践活動に対する条件として、①地域社会が本当に必要としているプロジェクトであること、②クラブ全員の協力が得られるプロジェクトであること、③毎年異なった新しいプロジェクトであること、④年度内に完結するプロジェクトであること、⑤教育的効果を狙って継続的に行われるプログラムとは異なったプロジェクトであることが述べられています。第 5 条では、地域社会のニーズに従った社会奉仕活動は、ロータリーの綱領や定款細則に違反しない限り、クラブの自

主的な選択に任されていることが述べられております。第6条は、ロータリークラブの目的は、社会奉仕活動の実践を行うことよりも、社会奉仕活動の必要性を会員に自覚させ、さらに地域社会の人々を取り込んで実践させることに主眼が置かれていることを述べるものであります(田中毅 ロータリーの源流 [奉仕理念の章の社会奉仕の項] <http://www1.odn.ne.jp/~caz52570/>)。

8.3 社会奉仕の基本原則

1992年、社会奉仕に関する新声明とし決議92-286が採択されました。これは現行の決議23-34と共に使用され、個人奉仕と共にクラブに色々な方法で社会奉仕に参加するよう推奨するものであります。また、国際ロータリーの義務として、社会奉仕に関する情報を伝え、ロータリーの綱領を推進し、ロータリアンやロータリークラブや地域の努力により、有益なプログラムやプロジェクトを提案することを認めるものです。

社会奉仕に関する1992年の声明

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアンひとりひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。この奉仕の理想の適用を実践する中で、各ロータリー・クラブはさまざまな社会奉仕活動を開発し、会員に奉仕の多大なる機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。社会奉仕は、ロータリアンひとりひとりが「超私の奉仕」を実践する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリー・クラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や職業以外の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識したうえで、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や可能性に見合ったプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリー・クラブが提唱するインターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、その他のグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリー・プログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を探し出すこと。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿って他団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動において他団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) 適切であれば、地元地域社会、奉仕団体、その他諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリー・クラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリー・クラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータ

リーの綱領を推進し、参加を望むロータリアンやロータリー・クラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜提案する責任がある（ロータリー章典 8.040.1.）。

8.4 クラブと地区の社会奉仕活動への参加

ロータリークラブの会長は、多様化する地域社会のニーズに応えるために、以下に示したように、いろいろな分野の社会奉仕小委員会にロータリアンを任命し、職業上の立場を生かしつつ地域社会のニーズを調査・分析し、他の団体と意見交換を行いながら、効果的な社会奉仕活動に取り組むことが求められています。

効果的な社会奉仕をする基礎として、ロータリー・クラブ会長は、必要に応じて、人間尊重、地域発展、環境保全、協同奉仕の各社会奉仕小委員会の委員を務めるロータリアンを任命するよう奨励されている。この小委員会は、次のことを行うよう要請されている。

1. 地元のそれぞれの地域の特定の相対的状况を総合的に調査、分析し、地域社会のニーズを確認する。
2. 地域社会のニーズを見出すために個人的、また職業上の立場を生かしてクラブの所在地域内を探り、社会奉仕委員会の調査、分析を補足、強化するよう個々のクラブ会員に勧める。
3. 他の地域団体との会合を、所定の方針に従って行うことができる場合、そのような会合を開き、話し合いと意見交換を行う。
4. 地域社会のニーズに積極的に関心を示し、これに精通していることを会員候補者選考の一要素に含める（ロータリー章典 8.040.3.）。

8.5 社会奉仕プロジェクト

社会奉仕プロジェクトは、薬物濫用防止、識字率の向上、高齢者への援助を始めとして、病院、学校、その他の地域施設の改善、改良、清掃及び再生利用キャンペーンにまで及びます。社会奉仕には、ロータリーの提唱する組織、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同体などの共同奉仕者との協力も含まれます。

8.6 社会奉仕の事例

人間尊重

- ①社会的弱者への支援、②保健、衛生、長寿で健康、③子育て支援、④社会治安の向上、⑤才能のある人の発掘・支援、⑥文化交流で心豊かな人の育成、⑦災害に備える

地域発展

- ①産業育成、②観光の街づくり、③街並み整備

環境保全

- ① 山、野の植樹・森林の育成、②河川の清掃・魚や蜚の棲む清流、③街路の清掃、④歩行者天国、⑤クリーンエネルギー

協同奉仕

- ①街頭キャンペーン、②国際交流

9. 国際奉仕

9.1 国際奉仕とその歴史的経緯

ロータリーの第4奉仕部門で、国際理解、親善、平和を推進するために実施する全ての活動を言います。初期のロータリーには今日の人道的奉仕活動を主体とした国際奉仕の概念はありませんでした。しかし、第一次大戦中の1917年頃より米国やカナダ、ヨーロッパのロータリークラブが各地

の避難民や傷病兵、復員してくる軍人に対するボランティア活動や物資援助を行うなどの歴史的背景を受けて、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人および地域社会のリーダーの世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」という国際奉仕の概念が、1922年に綱領の第6項目として正式に明文化され現在に至っています（ロータリー章典8.050.1.）。

2度にわたる世界大戦を通して世界平和を願うロータリアンは、1945年には米国合衆国国務省から要請を受けて、49名が国連憲章の原案作成作業に参加したといわれています。これはロータリーの歴史の中でも特筆すべき国際奉仕活動でしょう。

9.2 個々のロータリアンの責務

世界で紛争や戦争など有事の際には、国際ロータリーは中立を守る立場にあり、当該国のロータリークラブとロータリアンは、それぞれ国法を遵守しなければならない、これらの国々の間では友情や親睦を築く事は困難になります。つまり世界の恒久的平和の推進を願うロータリーの国際奉仕活動も、有事の際には限界があるという矛盾もはらんでいるのです。しかし、ロータリアンは手続要覧89頁に記されている個々の責務を忘れてはなりません。

- 1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなすべきである。
- 2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにすべきである。
- 3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成すべきである。
- 4) 理想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護すべきである。
- 5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする行動を支援すべきである。
- 6) 人類に対する正義の原則を高くかざすべきである。この原則は基本であり、世界的なものでなければならないと認識すべきである。
- 7) 国家間の平和を推進しようと常に務め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をすべきである。
- 8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす、倫理的・精神的な基本水準が存在すると認識しながら、国際親善の一步として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかき立て、これを実践すべきである。
- 9) 国家間の関係が緊迫しているところで活動やプログラムを実施する場合には、適切な注意を払うべきである。

9.3 国際奉仕の分野

国際奉仕には世界社会奉仕活動、国際レベルの教育及び文化活動、特別月間と催し、国際的な会合の四つの分野があります。

9.3.1 世界社会奉仕活動

1) 世界社会奉仕活動の歴史

世界社会奉仕活動は、発展途上国や開発途上国に対する人道的奉仕活動という新しいニーズによって、国際奉仕活動に新しい流れをつくりましたが、一方で、ロータリーの綱領上で国際奉仕活動の一分野であると明記されていなかったために、多くの混乱や議論を生みました。1967年に正式に国際ロータリーの常設プログラムとなり、地区とクラブは、この活動のために、WCS委員会を設置するよう推奨されています。

2) 世界社会奉仕活動とは

世界社会奉仕活動は、英語では **World Community Service** と記され、WCS 活動と称されています。国や行政が地域社会のニーズを満たせない発展途上国や開発途上国で、ロータリークラブも資金の制約等で奉仕活動が実践できない場合に、援助を海外の地区やクラブに求め、協力して奉仕活動を行うのが世界社会奉仕活動です。

3) 世界社会奉仕活動の要件

- ①プロジェクトが人道的奉仕活動であること
- ②2カ国以上のロータリアンが関与すること
- ③プロジェクトはこのうちいずれか1カ国で実施されること

(世界社会奉仕要覧 行動への指針 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/742ja.pdf)

4) 世界社会奉仕活動の恩恵

WCS 活動の恩恵は、援助される側の人々だけではなく、活動に参加した私達ロータリアンもこうむることを実感して下さい。私達の活動によって助けられた人々の喜びを目の当たりにする時、私達奉仕を実践したロータリアンも大きな喜びを手に入れる事ができます。さらに国際理解や親睦を一層深めていく事ができるのです。奉仕の相手だけではなく、奉仕をした自分も満たされるのが、真の奉仕です。

5) ロータリーを通じてのプロジェクトの資金調達

プロジェクトの原資となる資金は、まずロータリアン個人やクラブが提供しなければなりません。ロータリー財団から国際財団活動資金 (WF)、あるいはロータリー財団から地区に供与される地区財団活動資金 (DDF) と地区補助金 (DSG) を利用する事も可能です。詳細は 22 節ロータリー財団を参照して下さい。

6) 実践例

実践例 1 :

モンゴルのロータリークラブから、医療機器を現地の国立病院小児病棟に授与するというプロジェクトへの支援の要請がきました。当地区のロータリアンは現地を視察、緊急に支援が必要であると判断しましたが、当該医療器材がモンゴルでは購入できないことがわかりました。帰国後、ロータリアンである小児科医の協力で、日本国内で海外仕様の器材を調達することができるようになり、台湾や韓国の姉妹クラブと共にマッチング・グラントを申請し、器材の購入と運送を手配しました。片や、モンゴルのロータリーの努力で、物資の輸入税免税措置が受けられるようになりました。プロジェクトに拠出した全クラブの会員が贈呈式典に出席し、多くの貧しい子供達が適切な治療を受けられるようになったという効果を目の当たりにしました。

実践例 2 :

タイのロータリークラブから、歴史的に人身売買が繰り返される北部の貧しい地域で、子供達の教育支援というプロジェクトへ支援要請がきました。子供達が健康で、しっかり学業に専念し、人身売買の犠牲者にならぬよう支援するのが目的です。現地のホスト・クラブと当地区のクラブに加えて、新潟や九州のロータリークラブも参加し、山岳民族で学校まで数キロの道のりを通う子供達に日本の中古自転車と、学校で安心して飲める清潔な水を提供する事を決定しました。現地のホスト・クラブは地域の公立校約 80 校の水質調査を実施し、協力してマッチング・グラントを申請、中古自転車と貯水タンクや浄水器を 60 校あまりの学校に寄贈しました。贈呈式には全ての協力クラブの会員が参加し、子供達と共においしい水を味わい、自転車による通学が楽しいという嬉しい

声も聞きました。

実践例 3 :

生後 3 日の乳児から 45 才までの 130 名の孤児や障害者の教育や生活の支援を行っているベトナムの孤児院では、貧困により入居者が増加し続けています。施設は、周辺住民の寄付や僅かな家畜である鶏の卵や、果樹園の収穫品を販売する事によって運営されていますが、収入が不十分だということが視察の結果判明しました。ベトナムにはロータリークラブは無いため、国際財団活動資金 (WF) は使えませんでした。クラブの拠出金と DSG (地区補助金) を利用して、牝牛、鶏及び飼料を提供しました。その結果、生まれた子牛、多くの卵や鶏を販売できるようになり、施設の運営に貢献できました。

実践例 4 :

ミャンマーでは、人々は大変貧しく、飲料水を、雨期の雨水を貯めておいたり、女性や子供が遠方の井戸や川などから、運ばなくてはなりません。水質は劣悪で、多くの子供達が水が原因で病気になったり、死亡するケースが頻繁におこります。乾期には、そのような水すら不足してしまいます。同国にはロータリークラブはなく、国際財団活動資金 (WF) や DSG (地区補助金) も使えませんが、クラブは現金を拠出し、現地 NGO グループと協力して、各地で井戸を敷設しました。井戸ができた部落や村では水質や給水量が安定し、遠方まで水を汲みに行く必要がなくなりました。

9.3.2 国際レベルの教育及び文化活動

①ロータリー友情交換

ロータリアンや家族のための国際交換プログラムで、海外のロータリアンの家庭に滞在し、国際理解と親睦を深めます (ロータリー友情交換の手引き

http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/rfe_handbook_ja.pdf)。

②世界ネットワーク活動グループ

ロータリー親睦グループ (職業別および趣味別グループ) とロータリアン行動グループ (奉仕活動関連グループ) が含まれます。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、ローターアクターなら誰でも参加することができ、多くの世界ネットワーク活動グループがあります。

(ロータリー親睦活動グループ http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/fellowships_flier_ja.pdf)

(ロータリアン行動グループ http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_ppt/action_groups_presentation_ja.ppt)

③国際青少年交換

現在「新世代奉仕」(10.5 小節参照) に入っていますが、元は国際奉仕プログラムの一つでした。高校生または該当する年齢の若者に外国の文化に触れ、学ぶ機会を提供するもので、将来彼らが地域社会のリーダーとして世界平和や国際理解を深め、生かす事が期待されています (青少年交換要覧 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/746ja.pdf) 。

9.3.3 特別月間と催し

毎年 2 月は「世界理解月間」と指定されており、クラブは世界平和に不可欠な理解と親善を強調したプログラムと活動を実施するよう要請されています。

9.3.4 国際的な会合

ロータリアンは国際大会 (27.5 小節参照) を始めとするロータリーの国際的な会合に積極的に参加し、国際レベルで友情や親睦を深めることが推奨されています。

9.3.5 海外姉妹クラブとの国際交流

各クラブは、海外のクラブと「姉妹クラブ」、「友好クラブ」、「ツインクラブ」といったような名称で長期的な友好関係を築いています。その主な目的は国際親善と親睦活動の推進にあります。海外クラブと緊密な友好関係を築くことにより、両国のクラブは共同で相手国あるいは第3国で WCS プロジェクトに取り組む機会も生まれてきます。カテゴリーは違いますが、近隣諸国との国際交流の場として、定期的に行われている日韓親善会議や日台親善会議があります。ロータリアンとその家族はどなたでも両会議に自由に参加出来ますので、両国の姉妹クラブ会員がこれらの国際会議と一緒に参加することにより、国際交流の輪が一段と広がる機会になっています。

10. 新世代奉仕

10.1 新世代

ロータリアンは、次に示すように、年齢 30 歳までの若い人々すべてを含む新世代の多様なニーズを認識し、彼らのより良い未来を確かなものにするという責務を負っています。

年齢 30 歳までの青少年すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよい未来を確かなものとするために新世代の生活能力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることは、ロータリアン一人ひとりの責務である。すべてのクラブと地区は、健康、人間的価値、教育、自己開発といった新世代の基本的ニーズを支えるプロジェクトに取り組むように奨励されている（ロータリー章典 40.050.）。

新世代への奉仕に関する上記のプロジェクト中でも、教育では青少年交換、自己開発では、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、RYLA が理事会で採択された RI の常設プログラムであります。これに関連して RI は、次のような声明を出しております。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

RI は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他ボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、および精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある（ロータリー章典 2.110.1.）。

また、新世代プログラムに参加する新世代の安全と健康及び健全な生活を守るために、性的虐待及びハラスメントの防止や青少年の旅行に関して指針や手続きなどが設けられています（ロータリー章典 2.110.3. 2.110.4.）。

10.2 インターアクト

インターアクトは、1962 年に理事会で採択されたプログラムで、12 歳から 18 歳までの青少年のための RI の奉仕クラブです。インターアクトクラブは、ロータリークラブ提唱の下に結成されますが、運営面でも経済面でも自立しています。また、インターアクトクラブが学校を基盤とする場合、クラブは、学校当局が全学生団体ならびに課外活動に関して定めたのと同じ規則と方針に従わなければなりません。

インターアクトの目的は、奉仕、国際理解、指導力育成に寄与する世界的な友好の精神の中で、活動する機会を提供することです。そして、毎年少なくとも 2 つの社会奉仕プロジェクトを行い、その内 1 つは国際理解と親善を推進するものでなければなりません。

10.3 ローターアクト

ローターアクトは、1968 年に理事会で採択されたプログラムで、18 歳から 30 歳までの青年男女

のための RI の奉仕クラブです。ローターアクトクラブには、地域社会を基盤とするものと大学を基盤とするものがあり、ロータリークラブが提唱しています。クラブは、運営面でも経済面でも自立しています。但し、ローターアクトクラブが大学を基盤とする場合、提唱ロータリークラブは、その大学当局との完全な協力の下に管理と助言を行うものとし、そのローターアクトクラブは、大学当局が学内の学生団体と課外活動に対して定めたのと同じ規程と方針に従わなければなりません。

ローターアクトの目的は、青年男女が個々の能力開発に当たって役立つ知識や技能を修得し、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにあります。

その目標は次のとおりです。

- a) 専門技術および指導能力を開発すること。
- b) 他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること。
- c) 若い人々に地域社会をはじめ世界各地のニーズと懸念事項に取り組む機会を提供すること。
- d) 提唱ロータリー・クラブと協力して活動に当たる機会を提供すること。
- e) ロータリーにおける将来の会員となるよう若い人々の意欲を高めること。

(ロータリー章典 41.020.)

10.4 ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)

RYLA (ライラ) は、1971年に理事会で採択されたプログラムで、インターアクター、ローターアクター、ロータリアン、および一般の青少年の指導力を開発するためのものであります。

RYLA は、異なるニーズと成熟度のレベルに合うよう、年齢 14 歳～18 歳や 19 歳～30 歳など、異なる年齢層のグループを対象とすることができますが、当 2660 地区では 18 歳から 30 歳までを対象としております。RYLA の目的は、地域社会の若い人々の指導力および善良な市民としての資質や個人の能力を伸ばすことにロータリアンが直接関与できる特別な機会を設けることとあります。中でも、当地区では、「ロータリーパパ制度」を設け、研修期間中青少年と寝食を共にし、彼らにロータリーを伝え、彼らの考え方などを聞き、一緒に考えています。

その目標は、次のとおりです (ロータリー章典 41.060.2.)。

- 1) ロータリーが青少年を尊重し、かつ、青少年に関心を抱いていることを一層明らかにすること。
- 2) 選ばれた青少年指導者およびその素質のある人に実地訓練を体験させ、責任ある有能なボランティア青少年指導者となるよう激励、援助すること。
- 3) 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励する。
- 4) 青少年指導者として地域社会に尽くしている多数の青少年の優れた資質を公に表彰すること。

活動カリキュラムは、次のとおりです (ロータリー章典 41.060.3.)。

- 1) 指導力の基礎
- 2) 良き指導者の倫理
- 3) 効果的指導力における伝達力の重要性
- 4) 問題解決と紛争管理
- 5) ロータリーとは何か、ロータリーは地域社会で何をしているか
- 6) 自身と自尊心を培うこと
- 7) 地域社会の市民であり、世界の市民であるという要素。併せて地元に関連があり、地元の慣習にふさわしい方法で取り組まれている問題を考察すること

10.5 青少年交換

このプログラムは、1974年に理事会で採択されたプログラムで、海外の人々と交流し、異文化を体験し、外国の生活のあらゆる側面を直接学ぶ機会を青少年に提供しています。異文化出身の学生との幅広く親密な交流を通じて、受け入れクラブ、ホストファミリー、そして地域社会全体も豊かになることが期待されます。青少年交換プログラムには、ロータリアン、クラブ、あるいは地区により推薦された青少年（ロータリアンの子女を含む）で、学業成績が学年において上位であれば誰でも参加できます（ロータリー章典 41.080.7.）。

プログラムは次の3種類です。

1) 長期交換プログラム

年齢15～19歳の学生が参加できるプログラムで、基本は1学年度です。期間中、受入国で2つ以上のホストファミリーと生活を共にし、学校に通学することが義務付けられています。

2) 短期交換プログラム

年齢15～19歳の学生が参加できるプログラムで、期間は数日間から数週間までさまざまです。期間中受入国の1つの家庭にホームステイするのが一般的です。

3) 新世代交換プログラム

年齢18～25歳の青少年が参加できるプログラムで、期間は3～6週間です。この交換プログラムは個人またはグループ単位で実施され、職業的な要素を含めることができます。

11. 四つのテスト

11.1 テーラーと四つのテスト

ロータリーの哲学を端的に表現し、職業奉仕の理念の実行に役立つものとして、四つのテストがあります。このテストは、シカゴのロータリアンであり、後にロータリー創始50周年(1954-55)に、国際ロータリー会長を務めたハーバート J. テーラーが、1932年の世界大恐慌のときに考えたもので、商取引の公正さを測る尺度として、以後、多くのロータリアンに活用されてきました。彼は、シカゴに本拠をおくジュエル・ティー (Jewel Tea) 株式会社の代表役員でしたが、1932年にクラブ・アルミニウム (Club Aluminum) 製品株式会社を破産の危機から救ってほしいと要請され、クラブ・アルミニウム社に移り、この会社を再生させる決心をしたのです。大不況の中で、低迷している会社を再生させるには、会社の中に、同業者にはない何かを育成しなければなりません。テーラーはその何かに社員の人格と信頼性と奉仕の心を選んだのです。そして、その育成の指針として会社の全従業員が使えるような倫理上の尺度として作られたのが四つのテストです。

四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

言行はこれに照らしてから行うべし

テーラーの会社の4人の部長は、それぞれ宗教的立場が違いましたが、全員、このテストが、自分の信じる宗教に合致するだけでなく、会社や個人の生活にも模範となる価値観を与えてくれると述べたということです。四つのテストは簡単な言葉ですが、クラブ・アルミニウム社の苦境期の決定を下す基盤となりました。会社の広告も、テストに照らし合わせて検討し、最上、極上などの表

現を避け、製品の実際の姿を手短に述べるかたちになりました。ライバル会社への非難、悪口は、広告や販売推進パンフレットから姿を消しました。従業員は四つのテストを暗記するよう求められ、やがて、テストは、仕事のあらゆる面における指針となりました。その結果、信頼と好意の雰囲気、取引先や顧客や従業員の中に生まれ、会社の業績が次第に好転していきました。5年後の1937年までに40万ドルの負債は利子とともに完済され、その後の15年間で、会社は株主に対して100万ドル以上の配当を行い、その資産は200万ドル近くになりました。テストによって自分の生き方が変わった、と述べる手紙が数えきれないほどハーバート・テラーのもとに寄せられたということです（四つのテスト—その由来をひもとく、ダレル・トンプソン、THE ROTARIAN 1999年10月号、ロータリーの友2000年1月号掲載、ロータリーの友2003、2010年10月号再掲載 四つのテスト、<http://www.rotaryfirst100.org/presidents/1954taylor/taylor/index.htm>

田中毅、職業奉仕、<http://www1.odn.ne.jp/~caz52570/b01jp.htm>）。

RI 理事会は、1943年に正式に四つのテストを採択し、その著作権は、1954年、ハーバート・テラーがRI会長の時に、彼からRIに寄付されました。また、2004年の規定審議会において四つのテストを明記した決議が行われています（6.2小節 決議04-290参照）。四つのテストは職業奉仕の理念を端的に表すものとして、国際ロータリーにより多くの言語で出版されています（奉仕の一世紀 国際ロータリー物語、デイビット C. フォワード著、日本語訳監修 菅野多利雄（2003）、第13章「職業奉仕」参照）。

11.2 四つのテストを考える

ロータリーの綱領、職業宣言、五大奉仕の定義がロータリーの奉仕の理念とその実践を示すものであるのに対し、四つのテストは日常の商取引・産業活動におけるロータリアンの言行の自己評価のためのテスト形式の規準として導入されたものであります。ただ、新入会員にロータリーを最初に説明するときに、四つのテストがよく使われるように、このテストの邦訳には、ロータリー精神が、ロータリアンのみならず一般の職業人にも理解できるような形で、簡潔かつ的確にまとめられています。ロータリークラブあるいはロータリアンが理念の実践を通して社会に対する真実のともし火となる時の重要な規準となるといっても過言ではないでしょう。四つのテストの英語の原文は次のとおりです

(http://www.rotary.org/en/MediaAndNews/News/Pages/070917_news_Four-WayTest.aspx)。

The Four-Way Test

Of the things we think, say or do

1. Is it the TRUTH ?
2. Is it FAIR to all concerned ?
3. Will it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP ?
4. Will it be BENEFICIAL to all concerned ?

Is it the TRUTH ?の邦訳は「真実かどうか」です。ただ、この訳で、真実とは嘘偽りのない本当のことというように単純に考えるのではなく、次節でのべるように、もう少し深く考えて、「物事の原理・原則、根本原理に適っているかどうか」と理解するのがよいと思われます。

2番目の Is it FAIR to all concerned ? の FAIR は、treating people equally すなわち、人々に対して、その場の状況に応じて、私的感情をあまりまじえずに、偏り無く対処することを意味しますので、この文章の邦訳は「みんなに公平か」よりは、田中毅氏（田中毅、二つの奉仕理念 2007年版、http://www.tokyoroppongi-rc.jp/pdf/kouen_1.pdf）の言われる「みんなに公正か（みんな

に公正に対処しているか) 」の方が原文の意味を適切に伝えていると思われます。ロータリアンの職業宣言の第4項には、この四つのテストの2番目の文章とよく似た文章 (**Be fair to my employer, employees, associates, competitors, customers, the public, and all those with whom I have a business or professional relationship**) が書かれていますが、この文章の **fair** は公正と邦訳されています (6.2 小節参照)。

真実は、時として信念の要素を含むことがあります。それが相手を困らせることが無いような配慮も要するという事を、言外ににじませていると言えないこともありません。

四つのテストは商取引に関連して作られたものであり、**all concerned** は取引先のことなのに、四つのテストの邦訳は **all concerned** を **all** と同じに捉えている、という田中毅氏の指摘 (田中毅、二つの奉仕理念 (2007 年版) http://www.tokyoroppongi-rc.jp/pdf/kouen_1.pdf) は、このテストの使用を商取引に限るのであれば、全く正しく、反論の余地はありません。しかし、ロータリーの会員にはその職業が商取引には直接関係しない人達がかかりいることや、四つのテストが商取引以外の場でも使われる可能性が高いことを考慮すれば、ロータリアンの日常生活のすべての言行に適用できる現行の邦訳の方が適切とも考えられます。

3番目の **Will it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP?** は「自分の考え、意見、行いが他との好意・友情を一層密にするか」という問いかけであり、他の人々と付き合うときの、ごく自然で基本的な対処の仕方です。ここではある程度の私的な感情がまざるのはやむを得ませんが、大事なことは、それが他を排除するものであってはならないということです。

4番目の **Will it be BENEFICIAL to all concerned?** の **BENEFICIAL** は、四つのテストを商取引のみにに関連するものと考えれば、「利益をもたらす」という形容詞になりますが、ここでは、上にも述べたような理由で、もっと広い意味に考えて、**helpful** すなわち「役に立つ」と訳した方が良いと思われます。したがって、この文章の邦訳は、現行の「みんなのためになるかどうか」が良いこととなります。道徳的な基準は、自分が何かを行うときの他への態度の規範ですが、それは当然、相手もそれに反応しやすく、何かを行いやすいための配慮を含んでいなければなりません。これが「みんなのためになるかどうか」であると考えられます。「好意と友情を深めるか」の判断で私的な感情が強くなり過ぎないように戒めているという解釈もできます。

いずれにしても、ロータリアンの言行は「この四つの問いのすべてに『イエス』と答えられるものでなければならない」ということを忘れてはなりません。

11.3 真実とは

ここで、四つのテスト1番目の「真実かどうか」に関連して、「真実とは何か」について少し考えて見たいと思います。辞書を引くと、真実とは、「嘘偽りのない本当のこと」と書いてあります。商取引の世界での本当とはどういうことか、事実という語とどう違うのかを考えてみましょう。あるデパートで大量に売れ残ったレインコートを処分するのに広告主任が「当店には売れ残りで処分しなければならないレインコートが沢山ある。これらは、店晒しの品で、いたんだものも含まれているが、新品同様のものもある。格安の値段で提供させていただくので、是非ご来店いただきたい」という意味の広告を出したところ、レインコートは僅か30分で売り切れたという話を2680地区パスト・ガバナー深川純一氏が講演で紹介しておられます。深川氏はこれらの客は真実を買ったのだと述べておられます (職業奉仕のお話、国際ロータリー2660地区2006-2007年度職業奉仕委員会 http://www.ri2660.gr.jp/2007/chiku/syugyogyo-hoshi/syokugyo_hanashi_03-fukagawa3.html)。広告を見て集まった客は、デパートが至急に処分しなければならなくなった商品の品質とその理由

を正確に述べた広告の内容の底に潜む「商品を廃棄処分してしまうのではなく、それを格安の値段で提供することで、デパートも客も幸せを共有しよう」という広告主の真実を読み取ったのです。事実の全てを正確に伝えることで、相手にその根底にある真実を読み取っていただけるという好例です。もし、上記の広告文から『店晒しの品で、いたんだものも含まれている』という内容が抜け落ちていたとしても、その内容が事実でないとはいえません。しかし、それでは、内容の一部欠落がたとえ故意によるものでなくても、真実は伝わらないのです。

一方、自分の競争相手やその商品の欠点を広告に書き込むようなことは、前記の深川氏も述べておられますが（職業奉仕のお話、国際ロータリー2660 地区 2006-2007 年度職業奉仕委員会 http://www.ri2660.gr.jp/2007/chiku/syugyogyo-hoshi/syokugyogyo_hanashi_04-fukagawa4.html）、たとえ、それが長所とともに書き込まれていて、その商品の事実の全てを記述するものであったとしても、真実を伝える広告とはいえません。競争相手を誹謗し、自分の利益のみを増大しようという意図が含まれている文章は真実を伝えているとはいえませんからです。このような広告は四つのテストの2番目のFAIRの原則にも反するものであります。先にも述べたように、四つのテストのそれぞれを個別のものとは考えずに、全体を一つに融合したものと捉えて、自分の言行を判断する事が重要です。

このように、事実と真実とは強いつながりを持っていますが同じではありません。真実とは、互いに関連するいろいろな事実をうまく説明できる、あるいは、それらと合致する考え方ということも出来ます。時の経過とともに多くの正確な事実が蓄積され、それらをつかさどる根本原理も少しずつ深まっていきます。真実は時代とともに深化するのです。自然科学の分野に例をとれば、「物はすべて分子という非常に小さい粒子から出来ている」という自然科学者でない人達でもよく知っている分子の概念も、それが提唱されたときから現在までの間に、多くの実験事実の積み重ねによって、非常に精緻なものとなりました。真実は、また、人によっても異なることがあります。同じ事実を知ったとしても、その人の経験や洞察力によって、それらを統一して説明できる概念、すなわち抽出できる根本原理、真実が若干違うこともあるのです。その意味で、真実はその人の信念、あるいは、確信の性格を持つこともあります。事実は、また、場所による偏りを示すこともあります。したがって、それに基づく真実も場所によって多少の違いが出てくることとなります。真実は、それに関わる人、時代、場所とともにある種のゆらぎを示しつつ、次第に深まり、最終的には唯一つのものに収斂していくといえます。ロータリーの奉仕の精神、すなわち、ロータリーの真実の変遷にもそれが見られるように思います。

第3章 クラブの組織と諸活動

12. 会員

12.1 国際ロータリー会員

国際ロータリーは、全世界のロータリークラブの連合体であり（RI定款第2条）、国際ロータリー制定の標準クラブ定款を採択した現存する世界のロータリークラブが会員であります（RI定款第5条第1節）。2010年7月1日現在でクラブの総数は34,103です。

クラブはすべて、RI定款第5条第2節に定められた善良で決済権を有する成人である正会員とロータリーの理想推進とその目的に未永く貢献したことに依って推薦された名誉会員の2種類の会員によって構成されております。新たにRIに加盟するには必要最低数の職業分類が含まれた正会員20

名以上で構成の上、所定の加盟金を納付し、RI理事会が承認した日を以って新しいクラブが誕生したことになります。クラブは会員数に応じて人頭分担金、比例人頭分担金等の会費をRIに毎年納付しなければなりません。

クラブがRIに対する金銭的債務の支払いを怠った場合（RI細則第3条）、あるいは、クラブに所属する会員がロータリー財団の資金管理に関する方針の遵守を怠ったときは、RIは当該クラブの加盟を停止、または終結させることが出来ます。しかし、それ等の債務の他、懲戒に至った問題が全て解決されたとRIが判断した場合は加盟停止を解除し権利を復帰させることが出来ます。

また、いずれのロータリークラブもクラブの名称、所在地域を、変更することが出来ます。この場合、所属クラブの正会員、および地区ガバナーに対し10日以前に通告の上、定員数を満たした例会で採決をとり、RI理事会に承認を求め、その承認があつて改正は効力を発します。また、ガバナーはかかる改正案について、理事会に意見を述べる事が出来ます。

なお、2010年の規定審議会でEクラブ（電子的な通信手段を通じて会合するロータリークラブ）が新たにRIの会員として、その加盟が承認されました。Eクラブの設立は各地区に2クラブという数の制限がありますが、世界の各地区で今後の成り行きが注目されています。

12.2 ロータリークラブ会員

ロータリークラブの会員は正会員と名誉会員の2種類です。

正会員：善良な成人であつて職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者でロータリークラブの正会員から推薦を受け、職業分類・会員選考の委員会審議を経てクラブが承認した人を正会員とします（RI定款第5条第2節）。

名誉会員：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であると見なされ推薦された人が、期間を定めて理事会が名誉会員に決定でき、また、自由に期間の延長や取り消すことができます（RC定款第12条第2節（c））。

名誉会員は入会金および会費の納入を免除され、所属クラブの各種会合に出席できますが、職業分類、各種役職の他選挙権は保持できません。例外として他クラブを訪問する権利は認められています。また、複数のクラブで名誉会員の身分を保持できます（RC定款第7条第6節、RI細則第4条4.050.、4.050.1.、4.050.2.）。

ロータリークラブの正会員が同時に他クラブの正会員またはローターアクトクラブの会員になることは出来ません（RC定款第7条第5節）。

12.3 正会員

12.3.1 正会員の入会手続

正会員に推薦されるにあたっては、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づいて会員身分を制約されることはありません。

正会員の入会にあたっては、所属するロータリークラブの所在地域、もしくは隣接地域に事業所または居住地があることが条件の1つであり、経営組織や法人企業からでなく個人の資格で推薦されることになっています（ロータリー章典 4.010.2.、4.010.3.、4.030.）。

適格な条件で推薦された被推薦者については、標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の全てを満たしていることをクラブの理事会が確認し、推薦書の提出後30日以内に承認・不承認を決定した上で、クラブ幹事を通じて推薦者に通告します。クラブの理事会が肯定的であれば被推薦者に対し、ロータリーの目的、会員の特典と義務について説明を為し、被推薦者の申告書による本

人の氏名と職業分類をクラブの例会において発表することの承諾を求めなければなりません。発表後、クラブの理事会は正会員に対し被推薦者の入会に対する賛否を求め、7日以内にクラブ所属会員の誰からも異議の申し立ての無い場合、被推薦者は入会金を納付後正会員となります。また、会員から異議の申し立てがあった場合、再度理事会を開き、当該被推薦者の入会について票決を行います。正会員からの異議申し立てがあったにも拘わらず、理事会が承認した場合は、所定の入会金を納付すれば正会員に選ばれたものと見なします（標準RC細則第13条）。

正会員の資格は入会と同時に国際ロータリーに対し人頭分担金、その他比例分担金、追加会費等の負担金を支払うことにより、国際ロータリーに登録され（RI細則17.030.1. 17.030.2. 17.040.1. 17.040.2.）所属したロータリークラブから会員証の発行を受けます。会員証は世界中のいずれかのロータリークラブを訪問する際に自己紹介の手段として活用できます（ロータリー章典5.030.）。

12.3.2 正会員が在職中に公職についての場合の職業分類の処遇

正会員が一定期間に限り選挙または任命によって公職については、大学、その他の教育施設、裁判官を除き、任命または選挙された役職の下では職業分類の適用を受けず、以前の職業分類で会員身分を保持します（RC定款第7条第7節）。

12.3.3 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン、ローターアクターへの処遇

他クラブに移籍を希望する会員は、一旦退会した後、クラブの会員またはクラブの推薦により他クラブの正会員となるのが出来ますが、この被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する理由、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域で、そのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなりません。元クラブに所属した会員が元クラブまたは他クラブの正会員になる場合も同様です。いずれの場合も2度目の入会金の支払いは免除されます。また、受け入れ側のロータリークラブの職業分類の制限を一時的に超えることになっても移籍会員または元クラブ会員は正会員に選出することができます（RC定款第7条第4節）。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から同会員がそのクラブの会員であったとの証明、ならびに、元クラブに対して未納金は一切ないことの証明書を受理することが条件になっています。

また、所属クラブで2年以内にローターアクトとしての会員身分を修了したローターアクターがロータリーの所属クラブに正会員として入会した場合も入会金の支払いは免除されます（RC定款第11条）。

12.3.4 会員身分の存続

会員身分は、次の12.3.5の定めにより終結しない限り、所属クラブが存する限り存続します。

12.3.5 会員身分の終結

1) 会費不払いによる終結

会員が所定の納付期限後30日以内に会費を納入しない場合、かかる会員に対し最新の住所を確認し、クラブ幹事が書面をもって催告し、催告の日付の10日以内に納付がなければクラブは理事会の裁量で会員身分を終結させることが出来ます。但し、かかる本人からクラブに対し嘆願があり、全ての負債が完済され職業分類で同人の空席があればクラブに復帰できます（RC定款12条第3節）。

2) 欠席（出席率不足）による終結

ロータリークラブでの出席率は毎週行われる例会出席を基準とし、出席率が規定に満たない会員、もしくは連続4回例会を欠席した会員は、会員身分の終結を要請していると理事会が判断し、

その旨の通知を書面で発送し、その後、理事会の過半数の票決があれば会員身分を終結することが出来ます。なお、ホームクラブの出席に関しては当該年度におけるガバナー補佐はこの適用を受けません（RC定款第12条第4節）。

3) その他の原因による終結

所属クラブの正会員が四つのテスト、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準に照らして会員身分の全般的資格条件に欠ける場合や他に充分と認められる根拠がある場合、理事会メンバーの3分の2以上の賛成投票があれば、かかる会員の身分を終結させることが出来ます。この場合、かかる会員に対し、10日間の予告を確認できる最新の住所に配達証明または書留郵便等の書面によって理事会が通知し、本人から理事会に対し書面による答弁を提出して自分の立場を説明する権利があります。また、会員身分の終結に対し、かかる会員は、クラブに対し調停または仲裁を求める権利もあります（RC定款第12条第5節（a）（b）、第12条第6節）。

12.4 正会員の義務

12.4.1 入会金と会費の支払い

正会員となるには、入会に先立ち、所属ロータリークラブに入会金を納入しなければなりません。その後正会員としての資格を保持するには、入会以降会員身分が終結するまで、会費を支払う義務があります。会費の中には国際ロータリー理事会の指定する雑誌購読料を含むものとします（RC定款第14条）。日本における地域的な雑誌はロータリーの友です。なお、クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができます。さらに、クラブはこの年齢層の新会員のために地区会費を負担することができ、また地区は、地区協議会あるいは地区大会での決定により、この年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができます（ロータリー章典5.040.2.）。

12.4.2 綱領の受諾とクラブ定款・クラブ細則の遵守

ロータリーの目的の本質は、会員個人による奉仕の理想の実践を受諾し、個人が日常生活の中にその精神を具現することで、定款・細則の遵守と相伴って自分自身はもとより他の人達に共感を与え、ロータリーの心を啓蒙することです。その共感によって、ロータリークラブ会員としての適格者を選び出し、会員に推薦することでロータリーの拡大に尽力する義務もあることを、個々のロータリアンは認識すべきであります（ロータリー章典 5.040.3.）。

12.4.3 例会出席の義務

会員は毎週開かれる例会に出席する義務があり、ロータリー年度の半期ごとにメイクアップを含む出席率が少なくとも50%以上、またホームクラブでは30%以上の出席をしなければなりません。いずれの例会場であっても充当された時間（日本では概ね1時間）の60%は会場に留まらなければなりません（RC定款第9条第1節）。

12.5 正会員の特典

①国際ロータリーの徽章・バッジその他の記章の着用が認められます。但し、商業上の利用は禁止されています（RI定款13条、ロータリー章典第33条）。

②世界のロータリークラブに自由に出席することができます。但し、元所属クラブで会員身分を終結された会員は元所属クラブへの自由参加の特典は除かれます。

③所属クラブのあらゆる会合、所属地区諸会合、国際大会等の出席、参加が自由にでき、世界のロータリアンと友人になる機会が得られます。

④ロータリークラブの職業分類を代表して選ばれた正会員は地域社会の各種事業の横断面を形成しており、地域のニーズを把握した奉仕の理想を推進するそれぞれの会員が自身の職業を通して

社会への奉仕の機会が生まれます。

⑤ロータリークラブへは本人の意志、希望のみで入会はできません。正会員には適格な人を会員として推薦する権利が与えられています。

12.6 その他

ロータリークラブでは任命された委員会その他の務めに対して、その任務が奉仕の具体的な活動と考え、断らない習慣があります。全てについて時間の厳守、何事に対しても返事は24時間以内と伝統的な習慣があることも守りたい伝統の一つです。

13 職業分類とその意義

13.1 職業分類の経緯

ロータリー発祥の歴史からも理解できるように、職業分類を原則とした会員制のロータリークラブは事業や専門職務として地域社会を代表する人達で構成され、地域の特色を表す横断面を形成する努力を行ってきた経緯があります。いずれのロータリークラブにおいても職業分類を重視した均衡の取れた会員構成に期待を掛けています。これは、毎週の例会による親睦を媒体としながら、同業者間での過度な競争を避け、広く異業種間交流を行うことによって、他人の意見を自己研鑽の糧とし職業倫理の高揚と事業の向上発展に寄与できるという考えに基づいています。

13.2 職業分類の拡大解釈

ロータリークラブでは、正会員を、会員の所属する事業、または会員自らが代表を務める事業や専門職務で一般世間が有益と認める事業を職業で分類していますが、地域社会内での奉仕活動に自ら参加することにより、ロータリーの綱領への献身を示した人は、地域社会の特定の社会奉仕活動のリーダーとして、職業分類に新しく追加されます（RI定款第5条第2節）。

現在は、クラブの所在地域内の職種の多様な変化に対応するために、実際の会員身分の原則に従い職業分類の修正を行い、職業分類の慣行を慎重に考慮しつつも、現代の事業、専門職務および社会奉仕の環境に合わせるために必要な場合は、職業分類の拡大解釈を適用することが求められています（ロータリー章典4.050.）。その結果として幅広い奉仕活動が可能になり、かつ専門職としての活動や奉仕活動の成果を幅広く行き渡らせることが可能になりました（RC定款第8条）。

職業分類は、従前は1業種1名を原則としていましたが、2001年の規定審議会での決定により、現在は1業種5名を原則とし、さらに会員数が51名以上のロータリークラブでは、全会員の10%を超えない範囲で（1業種6名の正会員を受け入れるには、実際には、60名の会員が必要です）、正会員として迎え入れることができるように変更されました。1業種1名では、地域の職業の種類分布状況によっては、会員増強に限界があります。上記の変更により、同一業種の会員候補者が沢山居る地域でも、会員増強が比較的容易になり、地域社会への更なる貢献が期待出来るようになりました。また、他クラブからの移籍会員、職業分類として以前の職種を使用することになる職業から引退した正会員、再入会した元会員、ロータリー財団学友は、1業種5名の枠の外になりますので、会員増強の可能性は、さらに高くなりました。また、正会員が職業分類を変更した場合も、新しい職業分類で会員身分を継続して保持できます（RC定款第8条第2節）。

13.3 職業分類の運用

特殊なケースとして、地域によっては、職業分類上よく似た職業の会員が多数居られるロータリークラブがあるかもしれません。観光地での土産物店、温泉宿、物販店やいろいろな類似産業、例えば、問屋街、市場など各々がその地域、地方特有の職業で、それらが社会を構成しておれば、ク

クラブの構成も当然それを反映してよく似た職業の会員が多くなります。この様な場合でも、職業分類の拡大解釈を上手に適用した職業分類で対処していただければ、かえって親睦と奉仕の効果が上がり、地域とその地域に関連する人々のニーズに適う、きめ細かな奉仕活動のできるロータリークラブとして、社会貢献が出来ると思われれます。地域社会の職種の分布を反映した職業分類の作成と活用こそが、自らの職業を基礎とした奉仕活動に発展していきます。地区の作成している職業分類表1989年版の活用も一つの選択肢です。現存する各種の職業の多くは過去からの継続あるいはそれに関連した社会のニーズを満たすために生まれたものであります。既になくなった職業もあれば、数多くの職業に発展し続けて今日に至っている職業もあります。今、ロータリーがあらゆる職業に対しその意義を理解し、次世代に繋ぐ各種の職業、その代表者をロータリーの正会員として迎え、地域社会の発展に寄与することがロータリアンに課せられた使命であります。

14 例会と出席（SAA・卓話・ニコニコ箱）

14.1 例会と例会場

毎週一回、クラブ細則で定められた日時、場所で会合を開くことを例会と呼びます。例会場は、いかなるロータリアンもゲストも迎え入れるべき公式な会合の場所として、国際ロータリーの公式名簿に記載されており、例会場はクラブの所在地域内に設けるべきとされています。

14.2 例会出席

例会出席は正会員の最も基本的な責務で、会員がお互いに胸襟を開いて親交を深め、奉仕を語り合う機会です。会員は、クラブで定めた前半・後半の6ヶ月間に、自己の所属クラブでは、それぞれ30%以上出席し、且つ、年間通算の出席率は出席補填を含めて50%以上であることが必要です。また、例会は概ね1時間ですが、少なくともその60%は会場に止まる義務があります。

14.3 出席の補填（メイクアップ）

所属クラブの例会に出席できなかった場合には、例会前後の14日以内に他のロータリークラブの例会に出席するか、理事会が承認した各種活動、行事、すなわち、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動の例会、RI国際大会、規定審議会、国際協議会、各種ロータリー研究会、会合、地区の各種委員会、インターシティ・ミーティング（IM）への出席で補填することができます。また、他のロータリークラブのウェブサイトですら平均30分の参加が義務づけられている相互参加型の活動に参加することや会員が14日以上海外旅行の途中で他国の例会に出席した場合には、期間に拘束されずに海外旅行中の欠席した例会の補填に有効と見なされます。転勤による長期欠席の場合は、転勤先の指定ロータリークラブと所属ロータリークラブの合意があれば、ホームクラブの出席と同様に扱われます（RC定款第9条第1節、第2節）。出席補填は、訪問先での出席証明を受け取り、自クラブに郵送または直接幹事に提出または申告することで完了します。

14.4 出席免除

年令が65歳以上の会員で、かつ、一つ、またはいくつかのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上の場合に、出席規定の免除を受けたい旨をクラブの幹事に通告し、理事会が承認した場合（RC定款第9条第3節（b））、理事会が承認する条件と事情に対し正当かつ充分と認められる理由がある場合、12ヶ月を限度として（RC定款第9条第3節（a））、出席が免除されます。RI役員の場合（RC定款第9条第4節）も出席が免除されます。

14.5 SAA (Sergeant-at-Arms)

SAAは、例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるための進行役を務めるもので、クラブ役員1人が担当します。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、親睦委員とも協力し、共に来客や会員を笑顔で迎え入れることも受け持ちます。例会途中での退席者への注意も任務の一つです。会員の人数を考慮し、理事会の承認を得て、副SAAを選任することも出来ます。

14.6 卓話

毎週の例会で後半の約30分間に、会員、または講師を招いて話を聴くことを卓話と呼び、ロータリーの特徴の一つです。卓話者は、自己の職業を通して社会に奉仕している専門的な話やものの考え方、事業に対する取り組みなどの他、ロータリーに関する話、ビジネスや社会の動向、科学や教育・文化、気の張らない楽しい話も含めて、会員にとっては知識を深め教養を高め、情操を豊かにするようなテーマを選ぶことが望まれます。「ロータリーの例会は人生の道場である」と表現された方がおられますが、友人との語りや有意義な卓話を聴き、和やかな雰囲気例会に参加することはロータリアンにとって何ものにも代え難い収穫となるでしょう。

14.7 ニコニコ箱

ロータリーには、会員を始め会員の家族、親族、事業所などで喜びや祝い事があった時に、ニコニコ箱に寄付を入れる習慣があります。個人の自発的な寄付行為ですので、自由であり強制ではありません。ニコニコ箱への寄付金は、一般には、奉仕活動基金に使用されています。当2660地区のニコニコ箱の元祖は、大阪ロータリークラブの「罰金箱」から始まり、その後「良心箱」とも称しましたが、今では「ニコニコ箱」という呼び名が定着し、現在では他の地区でも多く利用されています。

15. ロータリークラブの行事と会合

15.1 クラブ例会・年次総会

ロータリークラブの行事の中で、クラブ定款で定められているクラブの会合は、「例会」と「年次総会」です。特に例会については、14.2 小節でも述べた通り、「毎週1回、定められた日時に開催する」ことが義務付けられております。毎週開催では新入会員の勧誘が難しいので「クラブの理事会決議で例会を隔週開催にしたいのだが」という問合せが時折ありますが、クラブ定款に明記された条項は、当然のことながら、各クラブはすべて遵守しなければなりません。

各年度の役員を選出する年次総会の開催も同様にクラブ定款で義務化されております。

なお、クラブ例会・クラブ年次総会・理事会の取り決め方についての詳細は各クラブの「クラブ細則」で個別に定めることになっています。

15.2 クラブ・フォーラム

クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕の五大奉仕部門委員会主催のクラブ・フォーラム（討論会）は、奉仕部門ごとに最低年1回、開催するように奨励されています。各奉仕部門担当の役員・理事・委員長が討論リーダーとなり、それぞれの部門のクラブ活動の内容や課題について、会員が意見を出し合い、フリーディスカッションするのが本会合の目的です。クラブ・フォーラムは元来「クラブ会員による討論会」ですから、主催者側からの一方通行的な卓話や情報の提供だけで終わらないように進めることが重要です。

15.3 クラブ・アセンブリー（協議会）

クラブ・アセンブリー（協議会）の開催頻度はクラブにより異なりますが、一般的には次のような順序で開かれています。

第1回目：次年度のための地区協議会終了後、次年度の RI 及び地区の活動方針について報告と協議を行ない、同時に次年度クラブ会長のクラブ運営方針の発表を行なう場とする。

第2回目：新年度の開始直後の早い時期に開催し、各奉仕部門及び各委員会のクラブ活動計画について発表と協議を行なう。

第3回目：ガバナー公式訪問前に、ガバナー補佐同席のもとに開催し、ガバナー補佐はガバナーに対してクラブの活動状況を報告する。

第4回目：上半期末に開催し、各奉仕部門・委員会の上半期中の活動の総括と下半期の活動計画について協議する。

第5回目：下半期中頃に開催し、各奉仕部門・各委員会の活動状況の再チェックを行なう。

第6回目：次年度の役員・理事・委員長と合同で開催し、本年度活動の総括と次年度への引継ぎを行なう。

なお、クラブ協議会の議長を務めるのはクラブ会長です。クラブ協議会の出席者は役員・理事・委員長だけのクラブがありますが、手続要覧には、「クラブの全会員の出席が要請される」と記されています。すなわち、クラブ協議会では、クラブ全体の活動状況が話し合われるわけですから、全会員に出席を要請し、クラブ協議会を会員がクラブ活動への参画意識を高める場、また会員の教育の場にすることが望まれます。クラブ協議会開催の際には、ガバナー補佐・ガバナー補佐エレクトの出席を要請し、クラブ活動全般についての指導を受けることになっています。

15.4 クラブ情報集会・クラブ研修会

情報集会（インフォームド・ミーティング）は、過去には「家庭集会」、或いは「炉辺会合」とも呼ばれていました。現在では親睦会を兼ねた「情報集会」を開くクラブが多くなっています。当 2660 地区では、「クラブ会員の研修」を今後の地区重点活動項目として取り上げておりますので、クラブ研修委員会、あるいは規定情報委員会の主催のもとで、各クラブがいろいろなかたちの「ロータリー情報集会」あるいは「クラブ会員研修会」を企画・開催されることをお奨めしております。

15.5 ガバナー公式訪問

RI が定めているガバナーの任務の中で重要な項目の一つとして、個々のクラブあるいは複数合同の例会への公式訪問があります。その目的は、①ロータリーの主要問題に焦点を当て関心をもたせること、②弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払うこと、③ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させること、④顕著な貢献をした地区内のロータリアンをガバナー自ら表彰することです。ガバナー補佐制度の導入によりガバナー公式訪問とガバナー補佐のクラブ訪問で各クラブの運営と活動に対する地区からの支援体制がより一層強化されました。

16. クラブの活動と委員会

16.1 クラブ活動における会長と幹事の役割

16.1.1 会長の役割

クラブ会長はクラブの統轄責任者です。クラブのトップリーダーとしての自覚をもって、一年間のクラブ運営にあたることが要請されております。会長の任務は、具体的には次のようなものがあります（ロータリー章典 10.030.）。

- * クラブの諸会合の議長を務める。
- * 各例会を入念に計画する。
- * 理事会の議長を務める。
- * クラブ各委員会の委員長・委員を任命する。
- * 各委員会が明確な目標を持ち、活動の調和を図る。
- * 地区大会に出席する。
- * クラブ及び地区内の諸問題に関し、ガバナー及びガバナー補佐と協力し速やかに処理する。
- * 会計検査、予算編成など会計事務を監督する。
- * 包括的な研修プログラムの実施を確認し、必要に応じて研修リーダーを任命する。
- * ガバナー月信やガバナー事務所からの連絡事項その他の情報をクラブ会員に確実に伝える。
- * 6月にクラブの財政状態及び当該年度のクラブ目標の達成状況について報告する。
- * 任期終了前に会長エレクトと協力し、全ての重要記録、文書、財務事項を含めて任務の引継ぎを円滑に行なう。
- * クラブの管理運営の継続性を保つため新旧理事の合同会合を開催する。
- * 会長の任期を終えた次年度に直前会長として理事メンバーとなる。

クラブ会長は各例会で5分間程度の「会長の時間」をもち、クラブ活動やロータリー全般に関わる情報を提供することが推奨されています。ロータリークラブにおける「会長の時間」は会長にとっても、また会員にとっても、毎週のクラブ活動の状況を知るうえで大変貴重な時間です。会長はテレビや新聞に出てくる政治や経済問題、或いは自分の趣味の話題は出来るだけ別の機会に話すようにし、ロータリーでの「会長の時間」はクラブや会員の活動についての話題や情報を中心に行います。会長は「会長の時間」が会員のクラブ活動への参画意識と意欲が高まる機会になるように努めます。

16.1.2 幹事の役割

クラブ幹事はクラブ会長の方針に従い、会長と一体となってクラブの運営を推進して行くことが求められています。クラブの要として、クラブ内外の多彩な実務を担当するのが幹事の役目です。

その任務は各クラブのクラブ細則で定められておりますが、一般的な任務としては次のようなものがあります。

- * 会員の記録を整理保管する。
- * クラブ会合への出席者の記録を保管する。
- * クラブ会合開催の通知を発送し、議事録を作成・保管する。
- * ガバナー公式訪問やガバナー補佐クラブ訪問の準備を行なう。
- * 地区の諸会合への出席者、或いは代理出席者を主催者へ連絡する。
- * ガバナー事務所へクラブの会員数、出席に関する報告書を定期的に提出する。
- * ロータリーの公式雑誌を購入し、各会員に配布する。
- * その他幹事の職に付随する事項を担当する。
- * 次期幹事へ職務の引継ぎを行なう。

クラブ会長と幹事の緊密な協力が一年間のクラブ運営上の成功の鍵となることを忘れないで欲しいと思います。

16.2 五大奉仕活動に基づいたクラブ活動

CLP（クラブ・リーダーシップ・プラン、17節参照）を導入したクラブは自クラブの活動をどの部門の、どの委員会活動に重点をおくかをクラブの裁量で決めることができますが、クラブ定款第5条で、「五大奉仕部門がロータリークラブの活動の哲学のおよび実際的な基準である」と定められ、また推奨細則第8条においても「ロータリークラブは五大奉仕部門の活動に積極的に取り組むこととする」と記述されておりますので、各クラブの活動のベースとなるものは、やはり五大奉仕部門の委員会活動ということになります。

16.3 クラブの委員会

各クラブでの委員会の名称は、CLP がはじめて紹介された際のネーミング、例えば「クラブ管理・運営委員会」や「奉仕プロジェクト委員会」といったような名称を採用するクラブが増えつつあります。クラブの各委員会は、名称よりも実質的な活動内容が重要ですから、各委員会がそれぞれの機能を果たして行く上で、最適と思われる名称を各クラブで付けられるのがよいでしょう。CLP で例示されている上記のような委員会名は実際の機能が分かり難いという声がある一方、小規模クラブでは、新しい名称に変わって委員会への人員配置がやりやすくなったという声もあります。CLP では各クラブが策定したクラブの長期計画をベースに、クラブが現在置かれた実際の状況に応じて、自クラブの活動に最適の、かつ最も効果的な委員会を設置するように奨励されています。

16.4 クラブの委員会と地区委員会との整合性

CLP の導入で、クラブの委員会と地区委員会の名称や活動内容が、特に CLP を採用した小規模クラブで、マッチしなくなりつつあるのは事実です。当地区の委員会は、2002-03 年度に DLP（地区リーダーシップ・プラン、19 節参照）が導入されてから今日に至るまで、必要最小限度の委員会へ集約合理化されてきました。DLP は CLP と異なり、世界の全地区が義務的に採用しなければならない地区運営のための管理組織です。地区は大規模なクラブから中小規模のクラブまで、また都市型クラブから郊外型クラブまで、全てのクラブを支援して行かなければなりません。そして、地区組織としては、五大奉仕部門の活動委員会は勿論のこと、ロータリー財団部門、米山奨学部門の活動委員会、そして地区管理部門をカバーする諸委員会を設置しなければなりません。

小規模クラブから、「地区の委員会は数が多すぎて、地区が招集する各委員会の会合に出席できる委員会委員が当クラブにはおりません。地区の委員会を更に合理化して、当クラブの委員会組織に調和するものに変えてください」、或いは「当クラブには該当する委員会がありませんので、地区委員会の会合は欠席します」という申し出が時々あります。地区の委員会は、必要最小限度の設置が DLP で義務化されています。DLP と CLP の委員会をすべて整合させるということは、それぞれの導入の目的や機能上からも無理があります。この様なクラブサイドからの申し出に対して、地区としては、「地区委員会が招集する会合には、クラブに該当する委員会がない場合でも、クラブの将来の発展を期して、その会合に最も相応しいと思われる（委員会の）会員が出席するようにしてください」と奨励しております。

16.5 会員増強とクラブの拡大（新クラブの結成）

16.5.1 会員増強の意義

会員の増強は、次のような観点から、ロータリーにとって不可欠なことと考えられます。

- ①会員の自然減（死亡、病気、退職、転勤等の止むを得ない理由による退会）は年度によりばらつきがありますが、平均すれば会員総数の5～10%ほどの会員が毎年退会します。従ってクラブを維持するために新会員の補充は必須です。

- ②効果的なクラブであるためには、老・壮・青のバランスを保ちつつ、若返りを心がける必要があります。
- ③会員増強と拡大は、組織の継続的發展を願う、ロータリー全体の最重要課題となっています。
- ④会員増強は、奉仕活動推進にとって、大きなプラスとなります。
- ⑤自分が受けた特典や感動は、出来るだけ、友人、知人と分かち合うのが好ましいと考えられます。
- ⑥各クラブは可能な限り、地域に存在する職業分類を網羅し、各会員が職業奉仕による社会的貢献を目指すことが重要です（ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第2650地区マニュアル編集委員会、73頁参照）。

16.5.2 会員増強委員会の設置

各クラブで次のような役割を持つ会員増強委員会の設置が奨励されています。

- ①クラブの充填・未充填職業分類表を絶えず検討し、未充填の職業分類を充填するために会員候補者の氏名を理事会に推薦するよう積極的に務める（ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第2650地区マニュアル編集委員会、72頁）。
- ②会員増強委員は、地区の立案・実施する会員増強セミナーに積極的に参加し、その内容を会員に伝えて、会員増強を図る。
- ③新会員の加入に貢献した推薦者に対する適切な表彰を理事会に具申する。

16.5.3 クラブの拡大（新クラブの結成）

地域内の会員数が増加し、クラブ拡大（新クラブの結成）が必要と判断される場合、クラブは地区ガバナーに相談し、地区の協力を得て進めて下さい。

当地区では、2001年に大阪ユニバーサルシティ RC が創立されてから2007年の大阪ネクスト RC の創立に至るまで、新クラブの結成は途絶えておりました。これは、日本全国および当地区の会員数が、過去10数年間にわたり毎年減少している中で、各クラブでは、新クラブの結成よりも、自クラブの会員維持と増強が先ず必要という考え方が優先し、クラブの拡大という考えは大きく後退したからです。日本のロータリーでは、近年、クラブの解散（脱会クラブ）やクラブの合併という現象が各地区で現実的に起きています。クラブの会員数が年々減少して行くと、そのクラブは財政的にも、活動的にも行き詰りかねません。企業でいうと、倒産という状態に陥るわけです。当地区でも脱会クラブと合併クラブが、2007年以来それぞれ1件ありました。RIは会員減少でクラブの運営が行き詰まる前に、クラブが合併することを奨励しています。ロータリー章典には、「会員数20名以下のクラブは合併すべきである」と記されています。解散するクラブや合併するクラブは、これから全国的にもまだ増えて行くことが予想される中で、従来型のクラブとは違ったかたちのクラブ、例えば、大阪ネクスト RC の様な新世代の会員を中心にしたクラブが全国的に幾つか結成されつつあります。また、2010年の規定審議会でEクラブの設立が認証されることになりましたので、これらは今後のクラブ拡大の一つの方向性を示すものです。その様な新しいタイプのクラブ運営は、コスト面、活動面で従来型のクラブとはかなり異なるかたちになります。クラブの多様性がCLP導入の際や、RIの長期計画の中で尊重されていますので、クラブの拡大、新クラブの結成は、これからの時代では、新しい発想で進められることになるでしょう。

17. CLP (クラブ・リーダーシップ・プラン) とクラブの長期計画

17.1 CLP 推奨の経緯

CLP は DLP (地区リーダーシップ・プラン、19 節参照) の延長として、クラブ組織と運営強化のため、世界の幾つかのパイロット・クラブで試験的に採用された後に、RI 理事会が 2004 年度に承認し、各クラブへの推奨を発表しました。CLP と DLP が最も異なる点は、DLP は世界の全地区が採用しなければならない RI の強制的な地区組織の管理システムですが、CLP の採否は各クラブの裁量に任されている点です。

17.2 CLP 導入の目的

CLP の最大の目的は、クラブを長期的に如何に発展させ、活性化を図って行くかと云うところにあります。「CLP はクラブ組織と活動の簡略化」と捉えているクラブがあるようですが、これは間違いです。クラブ組織と活動を簡略化しますと、クラブはむしろ衰退へ向かう危険性があります。会員の維持と新会員の勧誘を図り、クラブを更に発展させて行くためには、クラブ自体を魅力ある、生き生きとしたクラブへと絶えず変えて行く努力が必要です。CLP はその様な目的をもって各クラブへ推奨されたのです。

17.3 CLP 導入の際の検討事項

クラブを活力のあるものへ高めて行くために、クラブは次のような点を検討し、CLP を導入するように要請されています。

- (1) クラブの発展に繋がるような長期目標を立案する。
- (2) 長期目標を支える年次目標を設定する。
- (3) クラブ協議会などの会合を通じて会員全員がクラブ活動に参加していることを実感出来るようにする。
- (4) クラブ内及び地区との情報伝達をガバナー補佐や地区委員の支援のもとで円滑に行うように努める。
- (5) 年度から年度への継続性を保つため、クラブ指導者間の協力を緊密に保つ。
- (6) 独自のクラブ運営が反映出来るように、クラブの長期計画や細則を適宜修正する。
- (7) クラブ会員間の親睦が深まるような奉仕と親睦の機会を提供する。
- (8) 会員全員がクラブのプロジェクトや奉仕活動に活発に関与するように計画する。
- (9) 会員に対する包括的な研修プランを立案し、指導者を育成する。

17.4 CLP と五大奉仕活動

RI が各クラブへ CLP を推奨した際に、CLP は従来 of 四大奉仕活動を軽視しているのではないかと意見が多々ありました。CLP に関する RI の最初の紹介冊子、245-JA-(707)の中には、「CLP はクラブが各奉仕部門 (四大奉仕部門) に更に努力を傾け、ロータリーの綱領に到達することが出来るようにするためのものなのです」と記述されています。また、効果的なクラブとして本冊子で例示されたクラブ組織図の土台には「五大奉仕部門」が示されています。第 2 章 5 節でも述べた通り、2007 年の規定審議会及び RI 理事会の決議により、「ロータリーの四大奉仕部門は、ロータリークラブの活動の哲学的小および実地的な基準である」という条項がロータリークラブ定款第 5 条と、推奨クラブ細則第 8 条に改めて挿入されることになり、CLP は四大奉仕活動軽視という見方は誤解であったことがわかります (http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/245ja.pdf)。

17.5 クラブの多様性と CLP

クラブは、その生い立ち、規模、会員の職業分類、クラブの置かれている地域特性など、その背景はバラエティに富んでおります。ロータリーはその様なクラブの多様性を尊重しており、CLPの検討に当たっては、各クラブが持つそれぞれの特色を活かし、魅力あるクラブ作りに励むように奨励されています。当 2660 地区内の、特に都市型クラブはクラブ拡大が続いた時代に、組織面、運営面、そして活動面で、殆どのクラブが画一的に設立され、各クラブの特徴がなかなか見出せませんでした。その後、過去 10 数年間にわたる社会・経済情勢の変化で、地区全体としては毎年会員の減少が続いております。但し、各クラブの会員数が一律に減少しているわけではありません。会員減少が著しいクラブとそうでないクラブと、会員減少の状況はむしろ二極化の傾向にあります。CLPが推奨されている所以は、「あのロータリークラブに入りたいな」というクラブの魅力作りにあります。クラブ活動に魅力があれば会員候補者は自然に集まってきます。会員維持も出来ます。当地区では、各クラブが CLP 導入の検討にあたっては大規模クラブも、小規模クラブも、85 クラブがそれぞれの多様性を生かして、85 通りの魅力あるクラブ作りを行なってください、と説明しております。

17.6 クラブの長期計画

企業や組織体は大なり小なり、それぞれが将来を展望した中期計画、或いは長期計画を作成し、それに基づいた組織運営を行っています。各ロータリークラブで、CLP を検討する際の最初の検討課題として取り上げるべき事項は「クラブの長期計画」の作成です。今まで各クラブでは継続的な中・長期計画に基づいた運営方針というよりも、一般的には各年度の単年度目標に基づいたクラブ運営が行われてきました。RI は 2007 年 6 月の理事会で 2007-10 年度の「国際ロータリーの長期計画」を承認し、発表しました（33 節参照）。その長期計画の中にはロータリーが 2007 年から 3 年間にわたり取組んで行く優先活動項目、使命、ビジョン、標語、中核となる価値観といったような項目が含まれています。RI の長期計画は今後 3 年ごとに更新されることになっています。

一方、RI は各クラブが CLP を検討する際に、3 年ないし 5 年間にわたる「クラブの長期計画」を作成するように奨励しております。また 2009-10 年度、大谷ガバナーは「クラブの目標」を各クラブが作成し、毎週の例会で会員全員が合唱するように奨励されています。実際、クラブの目標を簡潔な文章にして、例会で唱和しているクラブがあります。その例のいくつかを、38 節に示しました。参考にいただければ幸いです。

CLP とクラブ細則は毎年見直しがあってもよいということになっておりますので、クラブの長期計画や目標も含めて情勢の変化に応じて柔軟に対応できます。

第 4 章 地区の組織と諸活動

18. 地区の活動と委員会

18.1 DLP（地区リーダーシップ・プラン）の導入

RI 理事会は世界の全地区が、遅くとも 2002-03 年度までに DLP（詳細は 19 節参照）を採用するように、義務付けました。当地区は採用が義務化された最終年度に RI の方針に基づいた DLP を導入し、地区委員会の機能と活動を段階的に充実させて、現在の地区組織に至っています。

18.2 当地区の委員会組織

地区の委員会組織は各年度の開始前に実施される PETS や地区協議会の際に「地区の組織図」（37

節参照)として提示されます。当2660地区の組織図の左側には、地区管理部門の委員会とスタッフが配置され、右側には、7部門と16委員会が配置されています。各地区における実際の組織は、手続要覧で示されている地区委員会の名称と数に必ずしも一致しませんが、すべての地区は、RI理事会がまとめた地区リーダーシップ・プランに準拠して地区組織を構成するように要請されています(ロータリー章典17.030. および17.030. 1. から17.030. 6. まで)。各地区は、その要請に応じて、年度が始まる前に、RIに対して委員会組織と委員長名をRIの書式に則り、報告することになっております。

なお、地区ガバナーのスタッフとして重要な役割を持つ委員会に、地区諮問委員会と地区ガバナー指名委員会があります。これらについて、以下に記します。

18.2.1 地区諮問委員会

各地区は、地区内の現ロータリークラブ会員である元ガバナー全員によって構成される諮問委員会を設置しなければならないと、手続要覧(手続要覧 55 頁)で定められております。諮問委員会の議長を務めるのは地区ガバナーです。一方、元ガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでもそこなわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならないと、ロータリー章典 19.080.02. に記されています。諮問委員会はロータリー活動に関する意思決定機関ではなく、あくまでもガバナーのスタッフ的存在としての役割を果たす委員会であることが要請されています。

18.2.2 地区ガバナー指名委員会

RI 細則によりますと、地区ガバナー・ノミニー候補者の選出方法には、指名委員会の手続き、直接の郵便投票、あるいは地区大会での選出という三つの選択肢があります。当地区はガバナー指名委員会による選出方法を選択しています。地区ガバナーはパスト・ガバナーの中から、各年度の指名委員会委員を委嘱し、地区ガバナー指名委員会が RI の定めに従って各年度のガバナー・ノミニー候補者を選出しています。

18.3 地区の活動

地区の活動は個々のロータリークラブの活動を支援することが唯一の目的であり、クラブや個々のロータリアンが提供する奉仕活動を減殺することがあってはならないと、手続要覧に記されています。クラブの活動は五大奉仕が基準となっていますから、クラブの活動を支援する地区の活動も、五大奉仕部門の委員会が基礎ということになります。しかし、ロータリーにとって、ロータリー財団部門および米山奨学部門(日本固有の活動)は、歴史的に長年の活動実績があり、また有意義な奉仕活動の一角を占めておりますので、これらの部門は、日本の各地区でも五大奉仕部門に並ぶものに位置付けされています。特に RI の長期計画の中で、ロータリーがポリオの撲滅、保健と飢餓救済、識字率向上、水資源などの問題に取り組むことが、継続的な重点活動項目にあげられており、ロータリー財団部門の活動は、クラブおよび地区レベルでも近年ますます大きな比重を占めるようになっていきます。

新世代奉仕部門の活動は、当地区ではライラや少年・少女ニコニコキャンプの活動をこれまで幅広く進めてきました。青少年交換委員会、ローターアクト委員会、およびインターアクト委員会の活動は、近年参加者の減少、支援ロータリアンの高齢化、地区財政の逼迫化などの要因で、活動の規模は縮小傾向にあります。地区の支援がどうしても必要な活動です。

なお、地区委員会のそれぞれの活動の詳細については、別項で述べておりますので、各分野の説明をご参照ください。また、地区の組織図を付録 37 節に記載しておりますので、参考にしてください。

い。

18.4 地区の行事

ガバナー主催の主な地区行事としては次のようなものがあります。

(1) 地区大会

地区大会の開催目的、開催場所、プログラム、表彰、決議、RI 会長代理の受入れなどに関する諸事項は、RI 細則やロータリー章典の中に詳述されております。地区大会のホスト・クラブは、原則的にはそれらの推奨事項に則ったかたちで地区大会を準備し、開催しなければなりません。なお、RI 主催の国際大会は、英文では RI Convention と称し、地区大会 (District Conference) と区別しています。

(2) IM (Intercity Meeting、都市連合会)

当地区では、地区内 85 クラブが 8 つのグループに分かれて、それぞれ指定された IM グループに所属することになっています。IM はガバナー主催の会合であります。輪番制で回ってくるホストクラブが主催する会合と誤解されている会員があります。以前、IM は IGF (Intercity General Forum) と呼ばれていました。会合の主目的は所属クラブ会員によるロータリー活動に関する討論会や勉強会が主体でした。しかし、近年の IM においては、ロータリー活動とはあまり関係がないような講演会が多くみられる様になりました。「IM 所属クラブ会員による討論と親睦の促進」という原点への回帰が期待されています。IM は各年度の RI 会長やガバナーが提起している重点活動項目を基礎に、ガバナー補佐の指導の下で、ホストクラブが開催準備を進めるということが原則です。

(3) 少年・少女ニコニコキャンプ・春と秋のライラ

これらの地区青少年奉仕活動部門が管轄する三つの行事は、実際の準備や実行がホストクラブ主体で進められるため、ガバナー主催の地区行事と認識されている会員は比較的に少ないのが現状です。

(4) 地区研修行事

当地区では、地区及びクラブの次期指導者は下記の研修会合に出席するように要請しております。

- ① 地区チーム研修セミナー
- ② 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- ③ 地区協議会
- ④ 地区会員増強セミナー
- ⑤ 地区ロータリー財団セミナー
- ⑥ 合同地区委員会

上記会合への出席義務者が、止む得ない事由で欠席する場合は、代理出席者を派遣することが要請されています。

19. DLP (地区リーダーシップ・プラン)

19.1 DLP 導入の目的

DLP は地区レベル、クラブレベルでロータリー活動を充実化する構想で導入され、先ず幾つかのパイロット地区で実施された試験的プログラムでその効果が見極められました。その結果を踏まえて、RI 理事会は世界の全地区が遅くとも 2002-03 年度までに DLP を採用するように義務付けました。当 2660 地区は導入が義務化された最終年度に DLP を導入しました。RI は DLP の目的として次のような点を挙げています。

* 地区は各クラブに対して迅速な、且つ懇切丁寧な支援を行なう。

- * 地区内に十分な研修を受けた多くの人材を養成する。
- * ガバナー候補者の裾野を広げる。
- * 財団プログラムや地区活動プログラムへの参加者を広める。
- * 地区内のコミュニケーションを円滑にし、地区組織を効果的に機能させる。
- * ガバナーが地区の重要な事項に取り組める時間を増やす。

19.2 DLP 導入の際の必須となる地区組織

地区は、(1) ガバナー補佐、(2) 地区研修リーダー、(3) 地区委員会の三つの組織について、それぞれの明確な任務や責務、及び任期について定めることになっており、当地区は 2006-07 年度に地区組織の任務や任期を明確化し、その後、それぞれの職務規定を段階的に実行に移しました。

(1) ガバナー補佐

当地区は、IM 単位で 1 年任期の「ガバナー補佐」を 1 名選出することになりました。「ガバナー補佐」の資格条件は 3 年以上の正会員でクラブ会長を全期務めた会員で、IM 所属全クラブより推薦があった候補者を、ガバナーが、ガバナーエレクトおよびノミネーと協議のうえ、委嘱することになっております。

なお、2007-08 年度より「ガバナー補佐エレクト」及び「ガバナー補佐ノミネー」を選出し、ガバナー補佐が担当する職務の研修期間と継続性をもたせることにしました。

(2) 地区研修リーダー

DLP ではガバナーが地区研修委員会の委員長を務める研修リーダーを毎年任命し、地区レベルの研修会合や行事に取り組む責任があると規定しております(ロータリー章典 17.030.3.)。当地区主催の主な研修会合には、18.4 (4) に記載した通り、地区チーム研修セミナー、会長エレクト研修セミナー (PETS)、地区協議会、地区会員増強セミナー、地区ロータリー財団セミナーがあります。これらの研修会合はガバナー・エレクトのホストクラブ、或いは担当の地区委員会が実際の研修プログラムを作成し、実施するというかたちで進んで参りましたが、DLP の定めに従って、今後の研修活動は地区研修委員会のリーダーシップと責任で地区レベルの研修活動に取り組むことにしております。

(3) 地区委員会

当地区は DLP 導入後、地区委員会の種類と数を可能な限り合理化して参りました。しかし地区の委員会活動は大規模クラブから小規模クラブの委員会活動まで、全てをカバーして行く必要があります。また DLP で定められた必要な地区委員会は設置しなければなりません。現在、当地区が設置しております 7 部門、16 委員会、及び地区管理部門の各委員会は、当地区、及び地区内 85 クラブにとっては最小限度必要な委員会です。CLP を採用したクラブでクラブの委員会数が減少したクラブから、地区の委員会数を減らすようにとの要望がありますが、DLP は世界の全地区が義務的に採用しなければならない地区組織の管理形態ですので、現在以上の削減は困難です。一方、CLP は RI からクラブが導入を強制されているものではありません。クラブの裁量で設置されたクラブ委員会と、設置が義務化された地区の委員会の整合性は求められないということになります。

当地区は 2007-08 年度より、地区内 85 の各クラブから少なくとも 1 名の地区委員を、大規模クラブからは会員数に応じて複数名を選出するようにしました。また地区委員の新陳代謝を促し、出来るだけ多くの地区リーダーを育成するため、地区委員の任期は 3 年間とし、更に副委員長、委員長へ就任される方はそれぞれ 1 年間、最長 5 年間を原則としております。なお、RI が定める地区ロータリー財団委員長の任期や、複数年度にわたり委員長職を務める必要があるとガバナーが特別に判

断した場合は、例外的に任期を延長して任命する場合があります。

19.3 2660 地区の DLP に関する方針

19.3.1 ガバナー補佐制度

2000-01 年度の RI 理事会決定により、世界の全地区が DLP を採用しなければならないことになりました。当地区は 2002 - 03 年度に DLP の重要な構成要素の一つであるガバナー補佐制度を導入しました。当 2660 地区のガバナー補佐制度は、IM グループ単位でガバナー補佐 1 名を IM ホストクラブから選出し、地区内に合計 8 名のガバナー補佐を配置することにより実際の運用が開始されました。

当地区はガバナー補佐制度の発足にあたり、ガバナー補佐候補者の選考を各組の IM ホストクラブに委ねましたが、その後 IM ホストクラブの中には、ガバナー補佐の資格条件に見合った人材の不足や、クラブの諸般の事情により、候補者の選出を辞退されるクラブが出て参りました。一方、ガバナー補佐の任命権者であります地区ガバナーの立場から見ますと、IM ホストクラブ単独で選ばれたガバナー補佐候補者が、指導者としての資格条件を十分に備え、熱意をもって担当クラブを支援できる候補者であるのかどうかについて、地区ガバナーには判断の余地が残されておりました。そこで当地区は 2006 - 07 年度に至り、ガバナー補佐の選考方法と職務を次の通り改め、実施に移しました。

1. ガバナー補佐の選考方法

現職ガバナー補佐が主宰する IM グループ単位の「クラブ会長・幹事会」において、ガバナー補佐の資格条件に沿った候補者を IM グループ内の全クラブの中から 1 名を選考し、地区ガバナーに推薦します。

地区ガバナー、ガバナー・エレクト、及びガバナー・ノミニーは、その候補者がガバナー補佐としての資格条件を備えているかどうか、また当地区のガバナー補佐に関する職務規定を受諾できるかどうかを協議・確認し、地区ガバナーが次々年度のガバナー補佐を任命することにします。

2. ガバナー補佐の選考時期と呼称

ガバナー補佐の選考と委嘱はガバナー補佐就任年度の 1 年半前までに行います。

ガバナー補佐就任年度の前年度の呼称は「ガバナー補佐エレクト」とします。

ガバナー補佐エレクト就任までの呼称は「ガバナー補佐ノミニー」とします。

ガバナー補佐エレクトとガバナー補佐ノミニーは、ガバナー補佐就任までの 1 年半の準備期間中に担当クラブおよび地区活動全般について研修を受けることにします。ガバナー補佐が止むを得ない事由で職務を果たせない場合は、地区ガバナーの指示に基づいて、ガバナー補佐エレクトがガバナー補佐の職務を代行することにします。空席となったガバナー補佐エレクトとノミニーは同じ手続きで選出されます。

3. ガバナー補佐の資格条件

- (1) 地区内クラブ所属の瑕疵なき会員で 3 年以上の在籍者
- (2) クラブ会長を全期務めた者、或いはその予定者
- (3) 地区レベルでの活動経験を有する者
- (4) 将来の地区指導者として有望であること
- (5) ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力を備えた者

4. ガバナー補佐の職務

- (1) クラブ訪問

ガバナー補佐は各クラブへ少なくとも年4回訪問し、クラブ運営やクラブ活動について指導し、クラブを支援します。当地区ではその訪問時期、及び頻度は原則次の通りとします。

第1回目：ガバナー補佐エレクトは前年度ガバナー補佐と共に各クラブの最終の新旧合同クラブ協議会にオブザーバーとして出席し、担当クラブの現況と問題点を把握します。

第2回目：ガバナー補佐はガバナーの公式訪問2週間前のクラブ協議会に出席し、ガバナー訪問に備えたクラブ現況報告をガバナーに提出します。

第3回目：下半期の適当な時期にクラブ協議会に出席し、或いはクラブ会長・幹事との懇談会をもち、クラブ活動計画の進捗状況を確認します。

第4回目：担当年度の最終新旧合同クラブ協議会にガバナー補佐エレクトと共に出席し、併せて新旧ガバナー補佐の業務引継ぎを行います。

その他必要がある場合は各クラブ会長・幹事と協議の上、クラブ訪問を行います。

(2) 地区行事への出席

ガバナー補佐及びガバナー補佐エレクトは各クラブでの指導をより効果的なものにするため、次の地区行事に出席します：

- * ガバナー補佐及びガバナー補佐エレクト合同月例会議
- * 地区チーム研修セミナー、及びガバナー補佐研修セミナー
- * PETS
- * 地区協議会
- * 合同地区委員会
- * 地区各委員会のクラブ委員長会議
- * 地区会員増強セミナー
- * 地区ロータリー財団セミナー
- * 地区大会
- * IM グループ会長・幹事会
- * 担当 IM の準備会議及び本会議
- * 招待された各クラブの周年行事

地区ガバナー・地区委員会から要請のある場合はその他の会合にも出席します。

5. ガバナー補佐の基本的責務

- * RI 会長及び地区ガバナーの年度方針を三者一体で共有し、担当クラブに浸透させるようにします。
- * 各クラブの活動目標とその達成方策についてクラブリーダーと協議し、助言を与えます。
- * 地区各委員会と緊密に連携し、各クラブの活動を支援します。
- * ガバナー補佐定例会議を通じて各クラブの活動状況や問題点をガバナーに的確に報告し、ガバナーと共に問題の解決にあたります。
- * 将来の地区指導者となる人材を見出し、育成を奨励します。特に将来のガバナー補佐候補者、及び地区委員候補者について訪問先のクラブリーダーと協議することにします。

19.3.2 地区委員会制度

当地区では2002-03年度にDLPが導入されましたが、地区委員に関する成文化された取り決めが、明確ではありませんでした。そこで2006-07年度のDLP検討委員会で、地区委員会に関する方針として、下記の通り決めました（ガバナー月信（2006-2007）1月号5-7頁参照）。

1. 地区委員会の新制度について

地区委員会には、ガバナーが設定した地区目標を実行することが託されています。それと同時に当地区としては、地区リーダーシップ・プランの目的の一つに、クラブレベル及び地区レベルで活躍できる「人材の養成」がありますので、将来のリーダーとなる人材を、計画的に発掘・育成して行くために、各クラブから中堅・若手の会員も含めて幅広く地区委員を選出し、地区委員会活動を通じて、長期的に人材の養成に努めて行くことにします。

2. 各クラブからの地区委員公募数

地区委員の総数は各年度のガバナー・エレクトが地区活動の状況に応じて定めます。当面の目標総数は120名程度とし、各クラブから次の目標をもって選出します。

全クラブから各1名=85名

会員100名以上のクラブからはプラス3名

会員70名以上、100名未満のクラブからはプラス2名

会員50名以上、70名未満のクラブからはプラス1名

3. 各クラブにおける地区委員候補者の選考方法

- (1) 地区ガバナーは各クラブ会長に対し地区委員候補者の推薦をそれぞれの年度の地区委員の必要数に応じて毎年10月までに要請します。
- (2) 各クラブ会長は地区ガバナーからの要請に基づき、地区委員候補者をクラブ理事会に諮り、ガバナーに推薦します。
- (3) 各クラブ会長は地区委員推薦の際に、候補者のクラブ及び地区での活動歴、配属希望委員会、その他の必要事項を「地区委員候補者推薦状」に記入し、地区ガバナーに提出します。
- (4) 地区委員候補者の選出条件
 - *クラブの瑕疵なき会員で3年以上の在籍者
 - *委嘱された地区委員の職務を、熱意をもって遂行する意思と能力を有する者
 - *将来の地区指導者として有望な者
- (5) 各クラブから推薦された地区委員候補者の各委員会への委嘱は地区ガバナー・エレクトが地区委員会各委員長と協議のうえ決定します。

4. 地区委員の任期

- (1) DLPに関する規定では、委員長を含む地区委員の任期は、3年間となっておりますが、当地区においては、地区委員を経て、副委員長、或いは委員長へ就任の場合は、それぞれ1年間の任期延長が出来ることにします。
- (2) 同一地区委員会における地区委員の任期は、委員・副委員長・委員長、通算で最長5年間とし、地区ガバナーは各委員会で毎年地区委員の副委員長・委員長へのローテーションを計画的に図り、実施するように指導します。
- (3) ロータリー財団の規定による地区ロータリー財団委員長職の任期は3年間とします。その他に、地区ガバナーの判断で地区委員の任期を別途に定める場合もあります。

5. 地区委員会の各年度の構成と委員の委嘱

地区ガバナー及びガバナー・エレクトは次年度地区委員会の委員長・副委員長・委員の構成について、当年度地区委員長と協議の上、ガバナー・エレクトが全委員を任命します。

6. 地区委員会の指導と管理

当地区のCLP/DLPの運営をより効果的なものにするため、地区委員会活動に対して適切な指導

を行い、各奉仕部門を担当する顧問（アドバイザー）を設置します。

地区ガバナー・エレクトはガバナーと協議の上、下記の奉仕部門を担当するアドバイザーとして、元ガバナー及び元ガバナー補佐の中から適任者を選出し、各年度それぞれ任命します。

なお、各奉仕部門担当の顧問は地区委員会とガバナー補佐が緊密に連携し、各クラブを適切に指導出来るように両者間のコーディネーターとしての役割も担います。

各部門担当顧問：

- (1) クラブ奉仕部門
- (2) 職業奉仕部門
- (3) 社会奉仕部門
- (4) 新世代奉仕部門
- (5) 国際奉仕部門
- (6) ロータリー-財団部門
- (7) 米山奨学部門

19.3.3 研修委員会の組織

ロータリーではクラブと地区の指導者が毎年変わりますので新しく就任する指導者に対する研修は極めて重要です。本地区の地区研修委員会に関する方針は次の通りです。

1. 地区研修委員会の組織

DLP の定めに従い、ガバナーはガバナー・エレクトの推薦に基づいて下記の地区研修委員会の委員を毎年度任命します。

- (1) 地区研修リーダー（兼地区研修委員会・委員長）

パスト・ガバナー 1 名を任命します。

- (2) 地区研修サブリーダー

地区研修リーダーを補佐し、各種の地区研修会合や研修業務を管轄する地区研修サブリーダーとして、パスト・ガバナー複数名を任命します。

- (3) 地区研修委員

地区研修リーダー及びサブリーダーを補佐し、各種の研修会合や研修業務を企画・実行する地区研修委員を各年度、複数名を任命します。地区研修委員は元ガバナー補佐、元地区委員の経験を有するもので、ガバナー、ガバナー・エレクト、地区研修リーダー及びサブリーダーの推薦に基づき任命します。

2. 地区研修委員の任期

地区委員会全般の委員の任期に準じて、原則 3 年間としますが、ガバナー及びガバナー・エレクトの要請により各委員の任期を別途に定める場合もあります。

3. 地区研修委員会の責務

地区研修委員会は、ガバナー及びガバナー・エレクトを補佐し、また研修会合の招集者に対して責任を負い、クラブや地区の指導者の研修に当たります。具体的には、以下の職務があります。

- (1) ガバナー・エレクトと協力し、各ロータリー年度において、地区内の以下の研修会合に対応します。

- ① 地区チーム（含ガバナー補佐）研修セミナー
- ② 会長エレクト研修セミナー（PETS）
- ③ 地区協議会

(2) 地区研修委員会は地区委員会が主に担当する以下の研修セミナーに対して二次的な責任を持ち、協力します。

- ① 地区会員増強セミナー
- ② 地区ロータリー財団セミナー
- ③ 地区ローターアクター指導者育成セミナー

(3) ガバナーと協力し、地区内におけるその他の研修ニーズに対応します。

- ① クラブレベルの会員研修活動への支援
- ② 地区内のその他の研修活動への支援

4. 地区研修委員会の職務

地区研修委員会は、それぞれの研修会合の招集者の指示に基づき、以下の点についても対応します。

- ① 研修プログラムの内容
- ② 研修の実施
- ③ 研修資料の準備手配
- ④ 講演者や協力者の手配
- ⑤ 研修委員の配置
- ⑥ プログラムの評価
- ⑦ その他の必要な準備

20. 会員の研修

20.1 クラブレベルの研修

20.1.1 クラブ研修リーダー

クラブ会長エレクトは、次年度のクラブの研修プランを監督するクラブ研修リーダーを1名任命することが推奨されています。クラブ研修リーダーの任期は1年で、連続して就任できる任期は三期までとします。クラブ研修リーダーは、すべての研修ニーズが満たされるようクラブ理事会および各種委員会と協力し、また、支援とアイデアを得るために、地区研修委員会、クラブを担当するガバナー補佐、地区ガバナーと協力しなければなりません。

20.1.2 クラブの研修プラン

クラブは以下の項目を行うための包括的研修プランを作成しましょう。

- a) クラブ指導者は、適宜、地区研修会合に出席する。
- b) 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的に行う。
- c) 現会員のために継続的教育の機会を提供する。
- d) 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする

20.1.3 クラブ指導者育成セミナー

目的：クラブ会員の指導力を育成することで、職業における日々の仕事を充実させ、将来のクラブ指導者を育成すること。

参加者：関心のあるロータリアン

推奨される議題：コミュニケーション技能

指導方法

ボランティアの指導と意欲喚起

個人指導

時間管理

目標設定と説明責任

長期計画

倫理（四つのテスト）

統一見解の構築

チームワーク

組織者：クラブ研修リーダー、クラブ会長、ガバナー補佐、地区研修委員会

20.2 地区研修委員会による地区レベルの研修

ガバナーは、ガバナー・エレクトの推薦に基づいて、地区研修委員会の委員長を務める地区研修リーダーを毎年任命しなければなりません。

20.2.1 目的

地区研修委員会の責務は、ガバナー、ガバナー・エレクトがクラブと地区の指導者に研修を行い、地区の研修計画全般を監督するうえで、支援することです。

20.2.2 委員会委員長

地区研修リーダーが研修委員会の委員長を務め、必要に応じて研修会合や行事の責務を他に割り当てるようにします。

20.2.3 委員のその他の資格

研修、教育、または討論進行の経験を有する者を優先するようにします。

20.2.4 任務および責務

- a) 委員会は、各会合の招集者に対して責任を負うという点を明確に理解していなければなりません。
- b) 委員会は、現ロータリー年度の地区内における以下の研修ニーズについて、ガバナー・エレクトと協力しなければなりません。
 - i) PETS
 - ii) 地区協議会
 - iii) 地区チーム研修セミナー（ガバナー補佐の研修を含む）
- c) 委員会は、現ロータリー年度の地区内における以下の研修ニーズについて、ガバナーと協力しなければなりません。
 - i) 地区指導者育成セミナー
 - ii) ローターアクト指導者育成研修
 - iii) クラブレベルの研修
 - iv) 適宜、地区内におけるその他の研修行事
- d) 委員会はまた、地区ロータリー財団セミナーと地区会員増強セミナーの第二の責任を負うことがあります。これらの会合の第一責任は、他の地区委員会にあります。研修委員会は研修に関連した事柄について助言をすることができます。
- e) 会合の招集者の指示の下、委員会は以下に挙げる事項に協力する責任があります。
 - i) プログラムの内容（理事会推奨のカリキュラムに準拠）
 - ii) 研修の実施
 - iii) 講演者やその他のボランティア探し
 - iv) 研修リーダーの準備・研修
 - v) プログラムの評価
 - vi) 諸準備
- f) 地区が多地区合同 PETS の一員として参加する場合、ガバナー・エレクトは、多地区合同 PETS の指針と手続きに従い、PETS における研修を立案し実施する者を選ぶこととなります。この研修会の担当者は、本委員会の委員でなければなりません。

21. ロータリーの広報

自分だけで大勢の人に影響を与えることは難しい。理解を得るためには、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人を含めた数多くの人々に働きかけることが重要だ ポール・ハリス

21.1 ロータリー広報の目的

ロータリーの広報の目的はロータリーへの理解、そのプログラムへの協力・支援を助長することです。ロータリーの良いイメージをつくることは、ロータリアン個々の責務であり、地域と世界規模の両方で活動を行う必要があると RI ウェブサイトに記載されています (<http://www.rotary.org/ja>)。

ポール・ハリスの言葉のようにロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の多くの人々に働きかける必要があります。下記はロータリー章典記載の「RI 広報の目的」です。

ロータリー広報プログラムの目的は、ロータリーのプログラムと綱領に対する理解、評価、支援を助長することである。本プログラムは、この目的を果たし、人類へのロータリーの奉仕を広げるものであるならば、優れた広報、好ましい広報、肯定的イメージがロータリーにとって望ましく、また必要不可欠な目標であるという認識を、すべてのロータリアンの間に広めるべきである（ロータリー章典 50.010.）。

21.2 クラブの広報

各クラブにおけるロータリーの広報とはどのようなものでしょうか。

クラブにおけるロータリー広報の対象は三つあります。一つ目は対外的な広報、すなわち、地域、世界のロータリアン以外の人々への広報です。二つ目は他クラブのロータリアンへの広報です。そして、三つ目はクラブ内のロータリアンへの広報です。

広報を実行する方法としては、テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディアを通じての広報、クラブ独自の広報イベント、地域の祭典などへの参加による広報、広報パンフレット、冊子の配布、クラブホームページやブログなどのインターネットを使った広報などがあります。

しかし、最も大事な広報は、クラブのロータリアン一人一人が自らロータリーを地域社会に正しく伝えることです。ビル・ゲイツ氏が国際協議会(2009年1月21日)の講演で言っています。「ロータリアンが口を開くと、皆が耳を傾けます」。信頼の置けるロータリアンがロータリーを理解し、自クラブをよく知り、それを皆に正しく伝えるのが最も効果的な広報といえます。

手続要覧の「個々のロータリアンの責務」という文書に、各ロータリアンは、ロータリーの綱領、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリーの意図と業績を推進する機会を求めるものと期待され、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているのかについて、自ら他の人々に知らせ、地域社会におけるクラブの存在感を一層際立たせる力となるよう要請されている、と書かれています（手続要覧 22 頁、ロータリー章典 9.040.1. および 9.040.2.）。

クラブ広報について、ロータリー章典は下記のように記載しています。

メッセージを作成し、それを伝える適切な方法を探すことが広報の活動である。広報は、いくつかの異なった聴衆に向けて行われるべきである。これらはすなわち、報道機関（メディア）、地方の政府や自治体役員、事業界、市民リーダーや市民団体、および資格のある会員候補者ならびにロータリー奉仕プロジェクトの影響を直接に受ける人々である（ロータリー章典 9.040. より一部抜粋）。また、広報とクラブのプロジェクトについては、次のように書かれています。

いずれのロータリークラブも毎年主要な社会奉仕活動の一つ提唱することが望まれる。成功した

奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人々の認識、理解を普及徹底させるのに非常に効果的な方法の一つと考えられている。従って、見事に遂行されたプロジェクトについて、これを一般の人々に広く知らせる活動は、ロータリー広報にとって不可欠である（手続要覧 23 頁）。

21.3 国際ロータリーの広報 (<http://www.rotary.org/ja>)

国際ロータリーは機関雑誌「The Rotarian」、地域雑誌「ロータリーの友」などの機関紙を始めとする出版物、ビデオ、ニューズレター、ウェブサイトなど様々なメディアを通じて、ロータリーの理念やロータリーの奉仕活動を広報しています。

また、2007 年度より「広報補助金制度」が設けられ、年間 200 万ドルをそれに投じています。また広報の資源をクラブに提供し、それらを利用した広報活動をクラブに勧めています。

21.4 地区内における広報 (<http://www.RI2660.gr.jp/>)

以下に、2660 地区での近年の広報活動を紹介します。

地区広報委員会では、上記の広報補助金（21.3 小節）を活用し、ラジオ、新聞等による広報活動を展開しています。2008-09 年度、産経新聞「変わるロータリー:2660 地区の胎動」全 13 回、ラジオ大阪「あなたの街のロータリアン」全 13 回、(<http://www.RI2660.gr.jp/koho/atwork/index.html>)、2009-10 年度には産経新聞「変わるロータリー:2660 地区の元気人」2009 年 7 月～2010 年 6 月、ラジオ放送(<http://www.sankei-kansai.com/r2660/index.php>)がその活動の主なものです。

地区内の各クラブでもマスコミなどを通じた数多く広報が行なわれており、2009 年 12 月現在で、76 クラブがホームページを開設し、ロータリーの理念や各クラブの活動を独自に広報しています。

地区ウェブサイトには、メインのホームページ (<http://www.RI2660.gr.jp/>) 以外に、二つのサイトがあります。「ROTARY At Work」(<http://www.RI2660.gr.jp/koho/atwork/index.html>)では各クラブや地区委員会の奉仕活動をまとめて紹介し、「YouTube 2660 地区ビデオチャンネル」(<http://www.youtube.com/user/RI2660>)では、国際ロータリー関係のビデオ(日本語・字幕付)をまとめたコレクションや地区関係、クラブ関係のロータリービデオを紹介しています。

21.5 ロータリーを知り、ロータリーを知ってもらおう

ロータリアン自らがロータリーとロータリークラブをより良く理解し、それを他の人に伝え、知ってもらう、すなわち、全てのロータリアンが広報マンになる、これがロータリーの広報の原点です。クラブではそのようなロータリアンを育て、またクラブとしてホームページなどでロータリーやクラブの活動などを正しく伝えることが大切だと思われまます。

22. ロータリー財団

22.1 ロータリー財団とは

正式名称は、「国際ロータリーのロータリー財団」です。非営利財団で、ロータリアンをはじめ、より良い世界を築こうというビジョンを共有する財団支援者の自発的な寄付のみによって支えられています。国際ロータリーの目的を推進するための単独の信託機関として、全資産を維持、投資、管理、運営しています。

22.2 ロータリー財団の使命と運営・管理

1) ロータリー財団の使命

ロータリアンが、世界で健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです（手続要覧 125 頁）。

2) ロータリー財団管理委員会

ロータリー財団の運営は、財団管理委員会の下で行われますが、財団は RI に対する報告義務があります。管理委員会の構成メンバーは 15 名で、RI 会長が推薦し理事会が選出した管理委員を会長エレクトが任命します。その内 4 名は RI の元会長です。管理委員長は元 RI 会長歴任者の中から選ばれるのが慣例になっています。管理委員の資格条件はロータリー財団細則で定めており、任期は 4 年です。

ポリオ撲滅（22.4.3 参照）などの人道奉仕を推進しているロータリー財団は、近年国際ロータリーの組織の中で、その比重が増しており、財団管理委員長は各年度のロータリー財団の重点活動項目を、RI 会長と並行して毎年度別個に発表しております。財団の各種の活動プログラムを利用する各クラブのロータリー財団委員会、国際奉仕委員会、及び社会奉仕委員会はロータリー財団の基本的な活動指針に基づいたプログラムを企画し、実施することが望まれています。

22.3 ロータリー財団の歴史

1917 年、6 人目の国際ロータリー会長 アーチ・クランフが「基金を作り、世界的規模で慈善・教育・その他社会奉仕の分野で何か良い事をしよう」とアトランタ国際大会で提案しました。この基金が発展し、1928 年 ロータリー財団と名づけられ、国際ロータリーから独立した別機関となりました。

22.4 ロータリー財団のプログラム

財団への寄付者は、直接的または間接的に、財団プログラムから恩恵を受けてはならないと定められており、奉仕の理想が最もよく実証されているといえます。「超我の奉仕」は、ロータリアンまたはその親族以外の、奉仕を受けるにふさわしい人々への人道的、教育的支援によって実行されるのです。財団のプログラムには大別すると、教育的プログラム、人道的補助プログラム、特別プログラムの三種類があります（手続要覧 127 頁）。

22.4.1 教育的プログラム

1) ロータリー財団国際親善奨学金

ロータリー財団国際親善奨学金は、ロータリークラブの所在する自国以外の国で、大学レベルの勉強や研修を受けるために授与される奨学金です。この奨学金制度は、現在民間レベルでは世界最大規模のもので、毎年世界中で 800-1000 名の奨学生が外国の教育機関へ留学し、留学先では親善大使としての役割も果たしています。ロータリー財団は 22.6 小節で述べておりますように、財団創立 100 周年を目指して「未来の夢計画」を立案し、その新しいプログラムを 2010-11 年度より、世界の 100 のパイロット地区において試験的に実施します。本奨学金制度には過去複数のプログラムがありましたが、「未来の夢計画」の導入に伴い、当地区においては 2010 年度以降「一学年度の国際親善奨学金」を受給する学生のみが本プログラムの対象になります。

本奨学金に対する応募者は、地区内ロータリークラブの推薦を得て、必要な応募書類を地区ロータリー財団奨学金・学友委員会へ提出します。当地区内での書類選考・面接試験等を経て選ばれた合格者は、留学志望校を記入した奨学金の申請書を、毎年 10 月 1 日までにロータリー財団に提出します。ロータリー財団は、12 月 15 日までに、各学生に対して留学先の指定校を連絡していただくことになっています。

当 2660 地区では、短期の文化研修生を除き、海外からの親善奨学生の受入れは殆どないので、当地区から外国への派遣が、各クラブの活動になります。親善奨学生の派遣を後援するクラブ（スポンサークラブ）は、クラブ内に「顧問ロータリアン」を任命し、奨学生を側面から支援します。顧問ロータリアンは留学出発までの学生の準備活動支援、留学中の情報交換、帰国後の報告会の支

援や継続的な接触など、本プログラムの成否を左右する重要な役割を担っております。クラブと奨学生が一体となった本プログラムの遂行は、クラブの活性化にも大いに貢献することになります。なお、本奨学金に関する情報は2660地区のホームページ、および、「ロータリアンの為の奨学金の手引き 国際親善奨学生」http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/012ja.pdfに詳しく記載されています。

2) 大学教員のためのロータリー補助金

自国以外の低所得国の大学で、教鞭を執る優秀な大学教員に授与される補助金です。2010-2011年度より廃止されますが、2013-14年度から導入される新補助金として利用が可能になります。

3) 国際問題研究のためのロータリーセンター

世界の名門七大学と提携し、国際問題研究のためのロータリーセンターが設立されています。修士課程で国際問題、平和、紛争解決を研究するロータリー世界平和フェローシップを後援します。なお、当地区からは茨木東RCが推薦した寺西悦子さんが、本プログラムの第四期生としてオーストラリアのクイーンズランド大学・大学院へ留学し、卒業後は奉仕機関で大変活躍しています。

(ロータリアンのためのプログラム手引き 平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/085ja.pdf)。

4) 研究グループ交換 GSE (Group Study Exchange)

研究グループ交換はロータリー財団の教育的プログラムの一つで、GSEプログラムと呼ばれています。原則として、国を異にする2つのロータリー地区がペアを組み、お互いにロータリアンを団長とする専門職業人のチームを派遣し合い、相手国の諸制度やホストファミリーの生活様式を含む歴史と文化ならびに専門の職業について学ぶのが目的です。派遣のための旅費は国際財団活動資金より支出されます。チームメンバーは、25-40歳までの2年以上の職歴（フルタイム雇用）をもつ職業人で、原則として居住国の国籍を有しており、ロータリアンの配偶者、あるいは直系の子、孫、継子であってはなりません。団長（チームリーダー）1名とチームメンバー4人の計5名が原則ですが、条件付きながら最大2名のチームメンバーの追加が認められています。期間は4週間が標準です。チームの構成は、学びの対象により、複数の専門職業人、単一の職業人、文化的対象、あるいは、人道的対象に興味を持つ人の4種に分類されていますが、2660地区では、これまでの殆どが複数の専門職業人により構成されたチームです。このプログラムは1965年にスタートしましたが、2660地区では、1968年に米国のカリフォルニア地区と交換したのが最初で、2009-2010年度のアメリカのテキサス州との交換まで25回の交換をしています。これまでの相手チームは欧米とオセアニアが大部分です。プログラムに参加したOB、OGによる同窓会（アルムニ会と呼ばれています）が2003年1月に設立され、GSEプログラムにおける派遣や受け入れ実施に協力しています。派遣メンバーは、地区内の各クラブを介して公募し、GSE地区委員会が選考します。相手チームの受け入れについては、IM8組が2組ずつ四つのペアをつくり、一つのペア内の二つの組が、それぞれ、受け入れ委員長および副委員長クラブを選任し、地区GSE委員会と協議しながら、職業研修、一般研修のプログラムの企画、ホストファミリーの設定などを行っています。GSEチームの派遣や受け入れ活動に、各クラブの多くの会員が参加することは、国際交流や国際親善の促進に大いに役立ち、クラブの活性化にも繋がることになります。

なお、2010-2011年度から、特定のパイロット地区で、2種類の職業研修チーム、すなわち文化的分野に関する職業研修チームと財団の未来の夢計画における6つの重点分野に関する職業研修チームの相互派遣が3年間試行され、2013-2014年度から全世界で完全実施される予定です。ロータリー財団の未来の夢計画については、22.6小節をご参照下さい（研究グループ交換 ロータリアンのための

プログラムの手引き http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/165ja.pdf)。

22.4.2 人道的補助金プログラム

1) 地区補助金=DSG (District Simplified Grants)

地区および地区内クラブの地域社会、あるいは外国における奉仕活動や人道的活動を支援することを目的としています

(地区補助金管理のベストプラクティス http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/156ja.pdf)

(地区補助金授与と受諾の条件 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/dsg_terms_ja.pdf)。

2) ボランティア奉仕活動補助金=VSG(Volunteer Service Grants)

奉仕活動の実践や、そのようなプロジェクトの計画の為に他国に渡航するロータリアンと配偶者の海外渡航費を助成します。しかし、2009年7月1日以降、ロータリー財団はボランティア奉仕活動補助金への資金提供を停止しています。

3) マッチング・グラント=MG(Matching Grants)

地区やロータリークラブが他国のロータリアンと協力し、国際的な人道的プロジェクトを遂行するのを援助します。ロータリー財団は、2カ国以上のロータリークラブや地区が関与する国際奉仕のために、ロータリークラブや地区から寄せられた寄付金に対し、一定額の補助金を組み合わせて支給します。マッチング・グラントには補助金額によって、「マッチング・グラント」(米貨 5,000-25,000 ドル) と「競争性マッチング・グラント」(米貨 25,001-150,000 ドル) の2種類があり、申請要件が異なります

(マッチング・グラントの手引き http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/144ja.pdf)。

4) 保健、飢餓追放および人間性尊重=3-H Grants(Health,Hunger and Humanity Grants)

健康状態を改善し、飢餓を救済し、人間的・社会的向上発展を促進し、国際理解、親善、平和を目指すプロジェクトで、国際的かつ大規模な自主自立を促すプロジェクトに授与されます。この3-Hプログラムからポリオ・プラスやロータリー・ボランティア・プログラムが発展してきました。このようなプロジェクトは包括的なアプローチ(複数のプログラムの要素を取り入れた持続可能な活動)を用いて2~5年にわたり実施され、米貨10~50万ドルの補助金を提供されます。

(保健、飢餓追放および人間性尊重 3-H 補助金の手引き

http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/158ja.pdf)

(3-H 補助金の授与と受諾の条件 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/3h_terms_ja.pdf)

5) 災害復興

ロータリアンが特定の災害に対する義援金を寄付するためのプログラムです。寄せられた義援金は、現地に設置された委員会が、復興活動を支援するために管理・配分します。大規模な災害が発生した際は、ウェブサイト (www.rotary.org) でロータリークラブと地区が実施する救援・復興活動のニュースや支援方法を見る事ができます。

22.4.3 特別プログラム

1) ポリオ・プラス

ロータリーは1979年にフィリピンで600万人の児童にポリオ予防接種をするという5カ年のプロジェクトを開始しました。これは初の3-Hプロジェクトで、補助金が授与されました。そして1980年代初めには世界中の児童にポリオの予防接種をするというプログラムを計画し、1985年にポリオ・プラス・プログラムを設けたのです。「プラス」は当初、ポリオとともにしか、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つを加え、同時追放を目的としたため名づけられましたが、

現在は世界的ポリオ撲滅運動がもたらした遺産を指しています。プログラムの発足以来、20億以上の子供たちに経口ポリオ・ワクチンを接種してきました。「ロータリーの2億ドルのチャレンジ」は、ポリオ撲滅のためにビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団から2度にわたり授与された総額3億5,500万ドルの補助金に応え、ロータリーがそれに上乗せするために2億ドルを集める募金活動です。ロータリーは、この2億ドルを2012年6月30日までに達成することを目標としています。

2) ポリオ・プラス・パートナー

ポリオ・プラス・パートナーはポリオ・プラスの補足プログラムで、ポリオ発生地域のロータリアンを援助し、特定の社会動員や監視活動に寄付する事により、ポリオ撲滅に必要な用具や補給品を提供します（手続要覧127頁）。

22.5 ロータリー財団への寄付の種類と考え方

ロータリー財団への寄付には次の3種類があります。これらの寄付金に対する税法上の優遇措置については24.1小節をご参照下さい。

22.5.1 年次寄付(Annual Giving)

ロータリー財団には、国際親善奨学生の派遣と受け入れ、GSEチームの派遣と受け入れ、クラブの社会奉仕や国際奉仕プロジェクトに対する補助金など、各クラブのクラブ活動を側面から支援し、活性化する素晴らしいプログラムが数多くあります。各クラブによるこれらの活動プログラムの実施は、各ロータリアンの財団に対する毎年の寄付金があつて初めて可能になります。

各クラブはクラブリーダーが毎年変わって行きます。しかし奉仕活動は毎年新たに実施しなければなりません。財団はクラブとロータリアンの各年度の活動プログラムを支援するため、**EREY \$100 (Every Rotarian, Every Year \$100)**「各ロータリアンが毎年100ドル以上の寄付を」という標語を掲げ、各会員の継続的な財団への寄付を呼び掛けています。

PHF (ポール・ハリス・フェロー 累計1,000ドルの年次寄付)を達成した人は、財団に対するそれ以上の寄付は必要ないと考えている会員がなかにはありますが、各クラブは毎年何らかの財団活動プログラムを利用し、クラブ活動に役立っているわけですから、財団への継続的な寄付の協力が、**Every Rotarian, Every Year**というかたちで要請されているのです。そのため、当地区では、ガバナーが毎年財団への寄付金額、例えば「本年度は1人あたり13,000円以上」というような目標金額を掲げ、各会員へ協力を要請します。

財団へ集まった年次寄付の使用については、シェア・システムが適用され、3年間の留保後に地区の年次寄付と恒久基金の投資収益の合計の50%が地区に還元され、残り50%が財団本部に留保されます。地区に還元された「地区財団活動資金」**DDF (District Designated Fund)**は各地区の裁量で、国際親善奨学金や各クラブの社会奉仕や国際奉仕プロジェクトなどの補助金として配分し、それぞれの用途に使用します。財団本部に残される寄付金は国際財団活動資金**WF (World Fund)**と呼ばれ、GSEチームの派遣や受け入れの費用、その他のロータリー財団関連の奉仕プログラム目的に使用されます。

22.5.2 恒久基金 PF (Permanent Fund)

寄付金の元金は永久に貯蓄され、運用益だけが財団プログラムを遂行するために使用されます。年次寄付と恒久基金寄付はともに重要であり、両方で財団の活動プログラム全体を運営する資金として活用されています。年次寄付は今日の財団プログラムを支え、恒久基金は将来の財団プログラムを更に安定したのみにします。ベネファクター (**Benefactor**) は恒久基金に1,000ドルを寄付し

た者に与えられる称号です。毎年ガバナーは各クラブから何名かのベネファクターを出すように協力を要請しております。

22.5.3 使途指定寄付 (Restricted Giving)

あらかじめ、使い道を決めて行う寄付で、ポリオ・プラスプログラムの「ポリオ撲滅の2億ドルチャレンジ」がその代表例です。ポリオ撲滅は RI および財団の長期計画の第一優先活動項目にあげられておりますので、ポリオ撲滅が達成されるまで本寄付への継続的な協力が要請されることになります。

22.5.4 大口寄付者 (Major Donor)

年次寄付、恒久基金寄付、使途指定寄付などすべての現金寄付額の総計が 10,000 ドルに達すると大口寄付者と呼びます。

22.5.5 地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF)

地区財団活動資金 (DDF) はロータリアンやクラブの奉仕プロジェクトに利用できる貴重な資金源です。各クラブの社会奉仕・国際奉仕プロジェクトの補助金として、またマッチング・グラントの重要な補助金として、財団のルールに則り、多くのロータリアンが大いに活用すべき資金ともいえます。

1) DDF (District Designated Fund、地区財団活動資金)

DDF の原資は、私たちの地区のロータリアンが当該年度の3年前に納めた年次寄付金の金額と恒久基金の運用利益を足し合わせたものの 50%です。DDF を地区内クラブ、あるいはロータリアンの奉仕活動にどの様に使うかは、地区の裁量で決めることができます。地区が各年度に利用できる DDF の総額は、前述の金額に前年度の DDF の繰越金を加えたものになります。

2) WF (World Fund、国際財団活動資金)

国際財団活動資金 (WF) には、ロータリー財団への年次寄付の総額と恒久基金運用利益の総額の合計の 50%が当てられます。その使途はロータリー財団管理委員会が決めます。WF は財団本部の奉仕プロジェクトの他に、マッチング・グラントや GSE など地区内クラブやロータリアンのプログラムにも使われています。

3) DDF 使用の申請

DDF は地区補助金と GSE 強化費を除き、その年度の配分額が財団本部から地区に通知されるだけで、利用可能な DDF の現金が実際に地区の口座に全額振り込まれるわけではありません。地区は、使途をロータリー財団に申請し、それに対する実際の活動資金がロータリー財団から活動対象の口座に振り込まれる仕組みです。

4) DSG の使用

DDF を DSG (District Simplified Grant、地区補助金、22.4.2 参照) に使用する場合も、所要の金額が、地区の口座に直接振り込まれます。利用可能な DSG の上限は、当該年度の DDF の年次寄付にかかわる部分の 20%、すなわち当該年度の3年前の年次寄付の 10%です。地区の人道的補助金委員会で各クラブの使途について審査しますが、最終的審査はロータリー財団が行なうことになっています。

5) DDF の使途

DDF の使途については、当該年度の2年前の2月に、ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーはじめ地区の財団関連委員会委員長、国際奉仕・WCS 委員長、社会奉仕委員長などが参加し

て、DDF シェア会議を開き、プログラム別の使途額を決定します。具体的な使途には次のようなものがあります。

①人道的分野：地区補助金、マッチング・グラント

②教育的分野：国際親善奨学金、GSE プログラム強化費

③地区から財団への寄贈：ロータリー世界平和フェロー、低所得国のための奨学基金プール、ポリオ・プラスなど

6) DDF の繰越金の処置

最後に、DDF の繰越金の処置について述べておきます。当地区の DDF には、毎年度末に、いくらかの剰余金が発生します。これは、次年度への繰越金として利用出来ます。従って、これまでは、先の年度の DDF 予算についてあまり不安を感じることなく対応して参りました。しかし、2013-2014 年度から未来の夢計画（22.6 小節参照）に基づき、補助金制度に大変革が加えられる予定です。これによって、繰越金が消滅することはないにしても、従来形で利用できるかどうかは不明確で、今後十分な情報収集が必要です。

22.6 ロータリー財団の「未来の夢計画」

ロータリー財団は、2017 年に創立 100 周年を迎えます。創立以来、プログラムにほとんど変更を加えることがありませんでしたが、多種多様な関係者の意見を取り入れ、「世界でよいことをしよう」を標語に、未来の夢計画を立案しました。この計画では、ロータリアンが多岐にわたるプロジェクトを実施することで、多大な影響をもたらし、持続可能な成果を生むことができるよう、一層効果的で効率のよい支援方法を目指しています。新しい補助金制度は、2013-14 年度から全世界で導入されます。新補助金は、次の表に示したように、大別すると、「新地区補助金」と「グローバル補助金」の 2 種類になり、両補助金共に ①人道的補助金プロジェクト ②奨学金 ③職業研修チームの 3 つの活動に利用することが可能です（未来の夢計画 授与と受諾の条件 ロータリー財団 新地区補助金およびグローバル補助金 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/fv_grant_terms_conditions_ja.pdf）。

新しい補助金制度—新地区補助金とグローバル補助金（2013—2014 年度から実施）

新補助金	財源	裁量	分野	活動	
新地区補助金	DDF (注1)	地区	不問	i. 人道的補助金プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元や海外の奉仕プロジェクトや渡航費用 ・ 一回限りの小規模プロジェクト ・ 実施地はロータリーの存在の有無を問わない
				ii. 奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校・大学・大学院・専攻に制限はない ・ 奨学金額に制限はない ・ 学校は国内・国外いずれも可
				iii. 職業研修チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同提唱や海外クラブ・地区との協力といった要件はない ・ 人数や期間制限がない
グローバル補助金	DDF 及び WF (注2)	ロータリー財団	6 重点分野に限る ① 平和と紛争予防/紛争解決 ② 疾病予防と治療 ③ 母子の保健 ④ 水と衛生設備基礎教育 ⑤ 識字率向上 ⑥ 経済開発と地域開発	i. 人道的補助金プロジェクト	i-1. クラブ&地区補助金（従来同様、地区・クラブが実施するプロジェクト）2 カ国以上のクラブや地区が参加する <ul style="list-style-type: none"> ・ ロータリーが存在する海外における事業 ・ 長期にわたる大規模プロジェクト ・ 持続性のある成果が上がるプロジェクト ・ 活動資金が最低3 万ドル以上のプロジェクト i-2. パッケージ・グラント（地区・クラブに、協力組織が加わり実施するプロジェクト） 重点分野を専門とする団体との共同関係の下で実施され、資金は全て WF から支給される。
				ii. 奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点分野の一つ、または複数に関連する大学院または相当するレベル ・ 1-4 年の研究に授与 ・ 海外の受け入れ地区に留学する必要がある
				iii. 職業研修チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点分野で経験や専門知識があり、できれば関連する専門職務が事業に雇用されている ・ チームリーダーの 少なくとも1名がロータリアンである

（注 1）DDF＝地区財団活動資金：年次寄付と恒久基金利息の 50%。地区が用途決定に発言権をもっています（詳細は 22. 5. 5 をご参照下さい）。

（注 2）WF＝ワールドファンド：国際財団活動資金。年次寄付の総額と恒久基金運用利益の総額の合計の 50%で、世界各地で教育的・人道的財団活動に使われます（詳細は 22. 5. 5 をご参照下さい）。

23. ロータリー米山記念奨学会

23.1 米山記念奨学会のあゆみ

米山奨学事業は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年、東京ロータリークラブが発表したのは、海外から優秀な学生を日本に招き、勉学を支援する事業「米山募金」の構想でした。そこには、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、国際親善と世界平和に寄与したいという、当時のロータリアンたちの強い願いがあったのです。この事業は、わずか5年の間に日本全国のロータリークラブの共同事業へと発展し、1967年には、文部省（当時）を主務官庁とする「(財)ロータリー米山記念奨学会」が設立される運びとなりました。現在、50年以上の歴史を持ち、RIから認証を受けた日本のロータリー独自の多地区合同奉仕活動（手続要覧33および93頁）です。現在も、「将来の日本の生きる道は平和しかない。その平和日本を世界に理解させるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を日本に迎え入れて、平和日本を肌で感じてもらうしかない。それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか」という思いを込めて運営されています（ロータリー米山記念奨学会史より）。

23.2 米山記念奨学会の特徴

23.2.1 日本最大の民間奨学事業

ロータリー米山記念奨学会は、全国のロータリアンの寄付金を財源に日本の大学、大学院をはじめとする高等教育機関で学ぶ外国人留学生に対して奨学金を支給しています。年間の奨学生採用数はおよそ800人、事業費は14.4億円（2008年度決算）と、国内では、民間最大の奨学事業となっています。これまでに支援してきた奨学生数は累計で、15,130人（2009年4月現在）、その出身国は、世界116の国と地域に及びます。

23.2.2 世話クラブカウンセラー制度

奨学金による経済的支援だけでなく、ロータリーとの深い交流と精神的ケアを重視しています。奨学生一人ひとりに、地域のロータリークラブから世話クラブが選ばれ、ロータリーとの交流の起点となります。さらにその会員の中からカウンセラーが付いて日常の相談役となり、奨学生の留学生活が心豊かなものになるように配慮しています。例会に参加したり、地域の奉仕活動を体験できるのもロータリーならではのことで、奨学生には、かけがえのない経験となると同時にロータリアンにとっても、米山記念奨学事業の意義を実感し、理解を深める機会となっています。

23.3 寄付金の使途・財政の推移

ロータリー米山記念奨学事業の財源は、ロータリアンからの寄付のみで支えられています。そしていただいた寄付はすべて奨学生の為に使われています。2007-08年度は14億5200万円、2008-09年度は14億9000万円でした。1957年に全国組織となってから累計で、447億円の寄付がありました。

米山記念奨学会では、財政の健全性、透明性の確保に努めており、事務費や補助費の見通しをしながら寄付金収入に見合った支援を行っています。

寄付金には普通寄付金と特別寄付金の2種類があります。

【普通寄付金】日本の全ロータリアンからクラブを通じて定期的にいただく寄付金で、各クラブで決定した一人当たり分の金額の会員数分を、半期に一度送金していただきます（2008年度1人当たり平均4,476円）。普通寄付金は2010年1月1日より税制上の優遇措置が受けられるようになりました。

【特別寄付金】個人・法人・クラブから普通寄付金以外に任意で行なう寄付で、ロータリー関係者以外からの寄付も可能です。金額の下限はありません。この特別寄付金も税制上の優遇措置が受けられます（2008年度1人当たり平均11,282円）。

23.4 米山記念奨学金への寄付に対する表彰制度

ロータリー米山記念奨学会への寄付金には、23.3小節にも述べたとおり、普通寄付金と特別寄付金の2種類があります。

ロータリー米山記念奨学会では、これらの寄付に対する表彰制度を設けています。3つの寄付への表彰制度を下記のように規定しています。

■個人寄付への表彰

累計額	表彰名	表彰品
3万円	準米山功労者	なし
10万円	第1回米山功労者	感謝状【青色】
20万～50万円	(以降10万円毎に)	感謝状【銅色】
60万～90万円	第2回～第9回 米山功労者マルチプル	感謝状【銀色】
100万～390万円	第10回～第39回 米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 +100万円毎に ピンバッジ
400万円～	第40回～ 米山功労者メジャードナー	感謝状【金色】 +100万円毎に クリスタル盾

- ・累計3万円での「準米山功労者」が復活しました
- ・累計額100万円未満は10万円ごとに感謝状、100万円以降は10万円ごとの感謝状に加え、100万円ごとにピンバッジ（400万円以上はクリスタルの盾）が贈られます。
- ・メダル付き盾、ネクタイピン/ブローチは廃止しました

■法人寄付への表彰

累計額	表彰名	表彰品
5万円	準米山功労法人	なし
50万円	米山功労法人	感謝状
100万円～	(以降100万円毎に) 米山特別功労法人	感謝状もしくは盾（選択可）

■クラブの表彰

累計額	表彰名	表彰品
100万円毎	米山功労クラブ	感謝状
1000万円毎	達成クラブ	感謝状（額付）
—	クラブ創立記念特別寄付	盾（10万円以上の場合）

- ・「米山功労クラブ」はクラブ扱い・個人・法人すべての特別寄付金が対象
- ・「達成クラブ」は普通寄付金・特別寄付金の合計金額が対象

23.5 税制上の優遇措置について

(財)ロータリー米山記念奨学会は「特定公益増進法人」として認定されているため、当会に対する特別寄付金は、所得税(個人)、法人税(法人)の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。詳細は24.2小節をご覧ください。

23.6 米山学友

米山学友(元米山記念奨学生)と現役奨学生によって組織される会です。米山学友会活動は、学友(元米山奨学生)および現役奨学生がロータリアンとの交流を深め、ロータリーの理想とする国際交流・親善および平和の創造と維持に貢献することを目的とします。現在、日本に30(34ロータリー地区)、海外に3(台湾・韓国・中国)、計33学友会があります。学友会は、奨学期間終了後もロータリーとの絆を結び、学友同士の友情を深める役割を果たしています。

それぞれの学友会によって活動内容は異なりますが、地区米山奨学委員会やロータリアンと連携して交流を深める様々なイベントを企画し、活動しています。運営は、米山学友によって自主的に行なわれ、ロータリアンおよび米山奨学会が協力・支援します。関係するロータリー地区との協力、連絡体制の強化はもちろんのこと、学友・奨学生とロータリアンとが相互に影響しあえる人間関係の構築が望まれます。

23.7 奨学金プログラム

奨学金一覧(2010学年度)

ロータリー米山記念奨学金一覧	月額	概要	人数	
1. 学部課程(YU)	10万円	大学・大学院生対象の代表的なプログラム	793人枠	
2. 修士課程(YM)	14万円			
3. 博士課程(YD)	14万円			
4. 地区奨励	7万円	短大・高専・専修学校などの在籍者対象。1名枠で2名採用可		
5. クラブ支援	14万円	現役奨学生の期間延長制度(世話クラブ推薦・半額負担)		
6. 現地採用	7万円	途上国の優秀な人材を日本へ招へい ※2010学年度は募集停止		5人 (継続者)
7. 海外学友会推薦	14万円	韓国・台湾学友会が募集・選考する上級研究員招へい制度		2人

<奨学生の募集・選考方法 上記1~4のプログラムに適用>

- ・地区選考委員会が決定する指定校から優秀な留学生を推薦してもらい、それらの候補者を地区のロータリアンが面接・選考します(指定校推薦制度)。地区外の学校を指定校にすることも可能です。
- ・統一された応募資格以外に「医学系の学生」や「1カ国の割合を〇〇%以下に」といった地区独自の要望(選考の目安)を指定校へ提示し、支援したい学生を推薦してもらうことができます。

<選考スケジュール>

- 7月 地区で指定校決定
- 8月 指定校・募集要項発表(HP掲載)
- 10~11月 指定校からの申込期限(10月15日)

書類審査（奨学会）

書類審査（地区）

12～1月 地区にて面接試験実施（12月10日～）

1月～2月 合否通知（地区の合否報告順に送付）

4月 オリエンテーション

23.8 ロータリー米山記念奨学会の資料

米山奨学事業に関する資料については、下記のパンフレットやDVDが用意されています。

① 事業の概要について

- ・「事業報告書」毎年9月中旬発行

事業計画、事業報告、予算、決算などの財務報告および当該年の奨学金制度について記載されています。奨学事業全般の詳細な統計データや財務資料、寄付行為などが記載された「統計・資料編」もあります。

- ・「ロータリー米山記念奨学事業・豆辞典」毎年8月末発行

奨学事業の概要をコンパクトに紹介する小冊子。米山月間資料として全ロータリアンを対象に配布しています。

- ・DVD「すばらしい贈り物」

（2008年9月制作、22分 無料）

② 学友の活躍について

- ・DVD「心つないで、世界へ」（2009年7月制作、15分 無料）

- ・「ロータリーの友」よねやまだより 毎月掲載

“世界に羽ばたけ！米山学友”シリーズで、活躍する学友を毎号紹介。

- ・「米山学友の群像 Vol. 2」2007年9月発行

米山学友を一挙に紹介。一般向け広報にも適したA4冊子。

③ マニュアルについて

- ・「クラブ米山記念奨学委員長の手引き」

知って得する米山の情報、寄付金増進の方策などを掲載。

- ・「米山記念奨学事業ハンドブック」

地区における米山記念奨学事業推進のマニュアル。

④ その他

- ・ホームページ <http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>

2009年8月リニューアルされました。

米山の情報はまずここから！

- ・寄付金納入明細表：毎月送付（HPにも掲載）

地区別・クラブ別寄付金累計額を、ガバナー、理事、地区米山記念奨学委員長、寄付増進担当者に毎月送付。

- ・ハイライトよねやま：Eメールで毎月配信し、HPにも公開。

- ・ポスター：毎年9月中旬ガバナー事務所へ送付。

- ・バナー：地区大会などのブース展示に、無料貸出。

- ・スタンドバナー：地区大会などの展示に、有料頒布。

24. 寄付金の税法上の優遇措置

24.1 ロータリー財団寄付の場合

24.1.1 ロータリー財団寄付の税法上の優遇措置

従来、日本からのロータリー財団への寄付に関しては、外務省の所管である特殊法人国際交流基金の「特定寄付金制度」を通して、同基金への寄付金となるよう、毎年申込みをして、その認定を受けることにより、教育的プログラムに対する30万円以上の寄付に限って、税制上の優遇措置が受けられるようになっておりました。これが始まったのは1997年7月1日で、2003年10月国際交流基金が独立行政法人となった後も、同様に続けられ、2005-06年度からは、同制度を通して税制上の優遇措置を受けられる寄付を、教育的プログラムで一括20万円以上と限度額を下げ実行されてまいりました。因みに、2009-10年度は総額1億円を上限として承認されています。

しかし、この税制上の優遇措置は2010年6月30日をもって終結し、ロータリー財団への寄付に関する税制上の優遇措置は無くなってしまいました。この問題を解決することを一つの目的として、2009年度に一般財団法人日本ロータリー財団が設立され、その公益法人化を目指した努力が続けられています。これが実現すれば、日本のロータリアンのロータリー日本財団への全ての寄付金が税制優遇措置の適用を受けられることとなります（24.1.2参照）。

以下には、従来の国際交流基金への特定寄付金申込の手続きの手順を参考までに示しておきます。

1. 寄付の申込みは、「税制上の優遇措置扱い分申込書」（個人用と法人用の2種類があります）に必要事項を記入し、国際ロータリー日本事務局財団室にファックスします。
2. 寄付金は国際ロータリー日本事務局財団室の「日本ロータリー奨学金委員会口座」に送金します。
この寄付金は、国際交流基金経由でロータリー財団に送金されるため、税制上の優遇措置を希望する寄付については、クレジットカードや米ドルの小切手による寄付は避けて下さい。
3. 国際ロータリー日本事務局財団室では、6月と12月の年2回、それまでに「日本ロータリー奨学金委員会口座」に払い込まれた寄付金を取りまとめて、国際交流基金特定寄付金取扱い規定に基づき、同基金に送金します。2009年の所得に対する税制上の優遇措置を受けることを希望される場合、12月10日までに国際ロータリー日本事務局に振り込むようお願いいたします。

国際交流基金では所定の手続きを経て、寄付金全額をロータリー財団に送金すると同時に各寄付者宛の領収書（税制上の優遇措置を受けるための必要書類）を発行します。この領収書は日本事務局財団室から寄付者に送付されますが、再発行されませんので保管に注意が必要です。

24.1.2 ロータリー日本財団について

ロータリー日本財団は一般財団法人ではありませんが、公益法人としての認可はまだ受けておりません。認可を受けるには、まだクリアすべきハードルがあります。

1) 一般財団法人ロータリー日本財団の設立

日本のロータリアンの惜しめない寄付に、税制上の優遇措置を提供するのが日本のロータリアンやロータリー財団の永年の夢でした。この実現を目指して2002年から当時のロータリー財団管理委員・千玄室氏、ロータリー財団地域コーディネーター・渡辺好政氏、同岩井敏氏ら関係者13名が取り組んで来られ、2002年10月ロータリー財団管理委員会の承認のもと、2003年4月に「特定非営利活動法人ロータリー日本財団」が設立されました。これは、実験的とも言える第1ステップでした。しかし、2008年12月、「新公益法人3法」の施行を前に、同法人は解散されました。そして、2009年4月、「公益財団法人」を目指すことが決定され、その前段階として、2009年6月にRI日本事務局を主たる事務局としてロータリー財団の承認のもと「一般財団法人ロータリー日本財団」

が設立されました。今後、早期に公益認定の申請手続きを進めて行くこととなります。

2) 一般財団法人ロータリー日本財団の公益認定の手続き

今後、さらに条件の整備に努め、出来るだけ早期に公益認定を実現させるための作業が進められていますが、克服すべき課題は、国内法に基づく法人としての諸要件を満たした上で内閣府の認定委員会の審査にパスすると同時に、RIの定めたロータリー財団の諸要件も満たす必要があることです。この二つの要件をクリアして、公益認定が実現すれば、ロータリー日本財団への全ての寄付金が税制優遇措置の適用対象となります。日本のロータリアンとしては、早期に実現を期待したいところです。

24.2 米山記念奨学金寄付の場合

(財)ロータリー米山記念奨学会は「特定公益増進法人」として認定されているため、当会に対する特別寄付金は、所得税(個人)、法人税(法人)の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。

① 個人が特別寄付をした場合

個人が特別寄付をした場合は、所得税法上の「特定寄付金」として扱われます。寄付金控除額が課税所得から差し引かれ、所得税が軽減されます。寄付金控除額は課税所得金額の40%または特別寄付金額のいずれか少ない方から5千円を減じた額として計算されます。例えば、課税所得額1,000万円の人が30万円の特別寄付をした場合、寄付金控除額は295,000円(30万円-5千円)です。したがって、所得税額は(1,000万円-29万5千円)×33%(税率)-153.6万円で、

(速算表の控除額)=166万6,600円となり、寄付金控除がない場合に比べて9万7,400円、所得税額が軽減されます。

② 法人が特別寄付をした場合

一般の寄付金損金算入限度額とは別枠で損金算入できます。これにより、法人税額が軽減されます。

③ 遺言による特別寄付

遺言による特別寄付の場合は、相続財産から控除され、相続税額が軽減されます。相続税の申告期限内に、相続人から寄付(相続財産からの支出)される場合も、相続財産から控除されます。相続人が遺産を相続の後、ご寄付された場合は相続人の所得税控除の対象となります。

<申告用領収証の発送>

1年間(1~12月)で5千円以上の特別寄付をされた方には、翌年の1月末日までに(確定申告に間に合うように)、申告用の領収証と特定公益増進法人の証明書(写)が、各ロータリークラブを通して届けられます。法人の場合は、寄付の都度、申告用の書類が送られます。

25. 出版とウェブサイト

ロータリーの情報として、ロータリーに関する数多くの出版物が発行されています。それらは、書籍であり、ビデオであり、電子書籍、ウェブサイトでの情報などいろいろな形態で出版されています。また、ロータリーだけでなく、ロータリーの友や地区そしてクラブ、ロータリアン個人からも多数の情報が発信されています。

ロータリー出版物の主要目的は、それが印刷物、視聴覚資料、あるいは、電子出版物(RIのウェブサイトの内容や電子郵送リスト)にかかわらず、諸事全般において、ロータリーの綱領を推進させるためであります。

25.1 「RI カタログ」をご存知ですか？

「手続要覧」、「ロータリー章典」、「ロータリーワールド」、各種マニュアル、申請書類その他ロータリーの活動に必要な国際ロータリー発行の出版物の全てが「RI カタログ(019ja)」に記載されています。そしてその出版物の主要なものは国際ロータリーのウェブサイトから直接手に入れる(ダウンロードする)ことができます。 (http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/019ja.pdf)

■ 出版物のダウンロードの方法：「RI カタログ(019ja)」で (W) もしくは「ウェブのみ」と記された品目は、PDF ファイルでダウンロード可能です。これらの品目は、www.rotary.org を開いた後 (英語のサイトが出てきた場合はサイト下部の「日本語」をクリックしてください)、右上の検索欄に出版物番号を入力し、検索してください。検索結果のページの左側タブにある「ダウンロード・ライブラリ」からも、出版物や他の関連資料を絞り込んで検索することができます。

なお、PDF ファイルを利用するには Adobe-reader(アクロバットリーダー)が必要です。下記のアドレスから無償でダウンロードできます。 (<http://www.adobe.com/jp/products/reader/>)

25.2 国際ロータリーのウェブサイト (<http://www.rotary.org/ja>)

国際ロータリーのウェブサイト自体が一つの出版物です。ロータリーの理念やプログラム、財団の情報など多くの情報が入手できます。手続要覧には RI のウェブサイト (RI Web Site) が以下のように紹介されています。

ロータリアンは、ロータリーの最新のニュースを読んだり、用意されている数多くのオンライン機能を利用するために、RI のウェブサイト (www.rotary.org) を訪問することが奨励されている。Rotary.org には、ロータリーとその財団のあらゆる面に関する情報が含まれている。このウェブサイトは、会員および報道関係者にロータリーの活動に関する最新情報を提供する。また、入会見込者および新会員のための情報に加え、会員増強、勧誘、会員維持のための情報も取り揃えられている。さらに、地区およびクラブレベルのロータリアンを援助するための各種資料が紹介されている (手続要覧 67 頁)。

RI ウェブサイトの紹介は、www.rotary.org を開き (英語のサイトが出てきた場合はサイト下部の「日本語」をクリックしてください)、[会員]→[研修] →[全ロータリアン向け] →[ロータリー Eラーニングセンター] →[RI ウェブサイトについて知ろう]、をご覧ください。

(http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_html/elearn_web_tour_ja.htm)

■ 「The Rotarian」の閲覧については、雑誌「The Rotarian」の創刊号から最新号までの全てをウェブ上で閲覧することができます。国際ロータリーのウェブサイトの英語版の[Media and News]の[The Rotarian]を選択、[→View past issues]をクリックすると 1911 年 1 月から 2008 年 12 月までの「The Rotarian」全てを読むことができます。ダウンロードは出来ません。

■ ROTARY International Youtube には国際ロータリー独自のチャンネルがあり、ロータリーに関心のある人が鑑賞できるビデオが掲載されています。ロータリアンは、Youtube のチャンネルに掲載されたビデオクリップをクラブや地区のウェブサイトに転載できます。

(<http://www.youtube.com/rotaryinternational>)

25.3 ロータリーの友とウェブサイト (<http://www.rotary.or.jp/>)

日本独自の出版物としては、地域雑誌「ロータリーの友」があります。そして、「ロータリーの友」以外の出版物も発行されています。ロータリージャパンウェブ(ロータリーの友ホームページ) もぜひご覧ください。 (<http://www.rotary.or.jp/>) この雑誌には、日本の各地域のロータリーの情報やロータリーの情報が収録されています。他地区ホームページへもこのウェブサイトからアクセスでき

ます。

「ロータリーの友」のバックナンバーは残念ながら手に入れることが出来ません。「The Rotarian」と同様に過去の「ロータリーの友」を読めるようになることを期待します。

25.4 ロータリー文庫のサイト (<http://www.rotary-bunko.gr.jp/>)

「ロータリー文庫」は、日本ロータリー50周年記念事業の一つとして、昭和45年に設立されたロータリーの資料室です。ロータリー関係の文献や資料など約2万数千点が収集整備されています。サイトにはその目録があり、その内のいくつかはPDF文書化され直接ダウンロードができます。地区ウェブサイトからも直接リンクしています。

25.5 2660地区の出版物とウェブサイト (<http://www.RI2660.gr.jp/>)

地区独自の出版物には「ガバナー月信」の他に、地区委員会発行の冊子や各種地区発行の書類など、多くのものがあります。これらの出版物は、地区ウェブサイトからもダウンロードできます。地区ホームページの右サイドバーの「ガバナー月信」、「ダウンロードセンター」などをクリックしてください。

その他、地区広報委員会のROTARY At Work (<http://www.RI2660.gr.jp/koho/atwork/index.html>)では、各クラブや地区委員会の奉仕活動をまとめて紹介しています。また、「YouTube 2660地区ビデオチャンネル」 (<http://www.youtube.com/user/RI2660>)を設置し、各種ロータリー関係のビデオをまとめたコレクションや地区関係、クラブ関係のロータリービデオを紹介しています。その他、地区関係のウェブサイト等も地区ホームページの右サイドバーの下の方からアクセスできます。手に入れにくい書籍を電子化(PDF)した「ロータリー電子文庫」へも、右サイドバーからリンクしています。

25.6 地区内クラブのウェブサイト (<http://www.RI2660.gr.jp/>)

いくつかのクラブのホームページでは、クラブの週報や各種情報が発信されています。地区ホームページの右サイドバーの「地区内RCリスト」または「リンク集」からアクセスしてください。

25.7 その他ロータリーの情報源

その他有用なロータリー情報がクラブ、ロータリアン個人のウェブサイトなどで、出版されています。この冊子の36節「一般参考文献」をご参照ください。

26. 地区とその役割

地区とは、管理の便宜上結び付けられた、一定の地理的な地域内にあるロータリークラブのグループです。地区の活動と組織は、個々のクラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的としています。したがって、逆に、クラブや個々のロータリアンが提供する奉仕を減殺することがあってはならないと、ロータリー章典に定められています(ロータリー章典17.010.1.)。

地区の規模については、大きな会員基盤を持つ地区が有利なのは明白であると同時に、小規模地区はRIの管理運営と財務に不利な影響を与えるため、すべての地区が少なくとも75クラブ、2,700名のロータリアンを擁することを理事会が奨励しています。RI理事会の権限で地区の境界を決定指示し、RI会長が公表します。クラブ数33、ロータリアン数が1200名未満の地域は2012年7月1日から地区の境界を廃止あるいは変更することが出来ることになりました。

地区ガバナーは、その地区におけるRIの役員であり、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行います。地区内のクラブの管理は、ガバナーの直接監督下に置かれます。ガバナーは地区内のクラブに対する指導と監督を行うことで、ロータリーの綱領を推進する任務を課せられています。ガ

バナーは、また地区内のクラブの奉仕活動を啓発し、意欲を与え、地区内に継続性を確保することが求められています。

すべての地区は、ロータリー章典第17.030.1.から第17.030.6.までの条項に準拠し、地区リーダーシップ・プラン（DLP、19節参照）を開発し、採択するよう義務づけられています。このプランは、クラブへの支援をより迅速かつ適切にし、研修を受けた指導者候補をより多く育成し、財団や地区活動への参加を活性化することなどによつて、地区レベルとクラブレベルでロータリーの充実を図ることを目的としています。

DLPの構成要素には、次のようなものが定められていなければなりません。

- 1) ガバナー補佐、地区研修リーダー、各地区委員会といった各地区共通の用語とその用法
- 2) ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員、クラブ指導者の明確に定義された責務と任務
- 3) 地区内の指導層の継続性を確保することの出来るシステムを持つ地区委員会
- 4) ガバナーの任務や責務のうち他人に委任することのできないものの明確な記述
- 5) クラブがDLPに対応するクラブ・リーダーシップ・プランを施行するのを助けるためにつくられた計画

地区では、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとされています。地区大会の開催日程はロータリー研究会、地区協議会、国際協議会、RI国際大会の日程と重なってはならないと定められています。またRI理事会では、地区大会を年度の前半に開催するよう奨励しています。

地区大会の目的は親睦、感銘深い講演と、地区内クラブやRI全般に関する問題の討議によってロータリーの綱領を推進することです。大会では、RI理事会から提出された特別な問題や、地区内で生じた問題が検討されます。大会はロータリーのプログラムや地区、クラブの活動を発表する場となり、クラブ同士が交流、対話することが求められています。大会は地区内の会員基盤を維持し、増大する機会であることを認識し、意気を高揚させるような形で、かつ親睦の雰囲気の中に情報を提示する必要があります。また大会では、規定審議会に提出する立法案を承認または提案することができます。さらに規定審議会に送る代表議員を選出することもできます。

地区には委員会が設けられ、ガバナーが策定した地区目標を実行する責任を負います。ガバナー・エレクトは、任期が始まる前に委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員長を任命します。現在の管理運営機能を受け持つために、拡大増強、財務、地区プログラム（青少年交換、ローターアクトなど）、広報、地区大会、ロータリー財団、RI国際大会推進、地区研修などの委員会委員が任命されます。

また、ガバナーと地区指導者チームが必要と認めた特別な任務を遂行する場合には、追加の地区委員会が任命されることになっています。

第5章 国際ロータリーの組織と諸活動

27. 国際ロータリーの構成とその役割

国際ロータリー(RI)は、全世界のロータリークラブの連合体です。つまり、RIの定款や細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブを会員として構成されています。

27.1 国際ロータリーの目的

RIの目的は、定款で次の3つと定められています（RI定款第3条）。

- ①ロータリーの綱領を推進する活動をしているクラブや地区を支援すること
- ②全世界でロータリーを奨励、拡大、管理すること
- ③RIの活動を調整し、指導すること

ロータリーの綱領は、次の通りです（4節参照）。

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1. 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2. 事業および専門職務の道德水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3. ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

RIの使命は、他者に奉仕し、高い倫理基準を促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダー間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進することであると定められています。RIに加盟する各クラブの会員は、次のようにRIに対して人頭分担金を支払うこととされています。すなわち、2010-11年度には半年毎に米貨25ドル、2011-2012年度には半年毎に米貨25ドル50セント、2012-2013年度には半年毎に米貨26ドル、2013-2014年度以降には半年毎に米貨26ドル50セントを支払うことになっています。ただし、各クラブは、その会員数にかかわらず、半年ごとに、2010-11年度に最低米貨250ドル、2011-2012年度に最低米貨255ドル、2012-2013年度に最低米貨260ドル、2013-2014年度以降に最低米貨265ドルの人頭分担金をRIに支払わねばなりません。これらの金額は、規定審議会で改正された場合に変更となります。

RIの収入の主要財源は、この人頭分担金のほか、国際大会や会議の登録料、ロータリーセンターのテナントの家賃収入、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の購読料・広告料に加え、免許料・使用料、投資に対する利子・配当、投資市場の所得・損失です。

RIの管理運営に関しては、RIは章典で、「加盟クラブと個々のロータリアンによる奉仕の理想の適用を通じてロータリーの綱領を推進する限りにおいてのみ、重要である」としています（ロータリー章典26.030.）。根底にある基本原則は加盟クラブの大幅な自主性であつて、制約は最小限にとどめられています。特に地元のレベルでは、RIの方針の解釈と実施において最大限の柔軟性が認められています。

RIは、奉仕の第二世紀を迎え、組織の未来への指針となる長期計画の構想を描き始め、3年ごとに理事会が採択した長期計画を発表しております。その詳細は33節をご覧ください。

27.2 国際ロータリーの活動テーマ

RI会長エレクトは、世界全地区のガバナー・エレクトが集結して開かれる次年度のためのガバナー・エレクト研修会、「国際協議会」において、次年度の「RIの活動テーマ」を発表します。これはRI会長として、その年度に強調したい活動テーマを短い言葉に込めたものです。

各クラブのリーダーは例会場で各年度のテーマを掲げ、会員の活動を鼓舞することになります。

ここ数年間の活動テーマは次の通りです。

2010-11年度 Building Communities — Bridging Continents

地域を育み、大陸をつなぐ

2009-10年度 The Future of Rotary is in Your Hands

ロータリーの未来はあなたの手の中に

2008-09 年度 Make Dreams Real

夢をかたちに

2007-08 年度 Rotary Shares

ロータリーは分かちあいの心

27.3 国際ロータリー特別月間

RIは7月の「識字率向上月間」(Literacy Month)から始まり、翌年6月の「ロータリー親睦月間」(Rotary Fellowships Month)に至るまで、各月に特別月間を設置し、ロータリアン一人ひとりがそれぞれの月間の強調活動に参加するように呼び掛けています。各特別月間の月初にRI会長、および地区ガバナーはその特別月間の意義をロータリーの公式機関誌やガバナー月信を通じて紹介しています。クラブ会長は、その主旨をクラブ例会で会員に説明し、会員の活動を促すことになっています。また特別月間の他に、世界ローターアクト週間などの特別週間が年3回設けられておりますが、特別月間及び特別週間の内容は、ガバナー月信の各年度の7月号に掲載されています。

27.4 国際ロータリーの役員

国際ロータリー(RI)の管理主体となる国際ロータリーの役員についてはRI細則で詳しく規定されています。

1) 国際ロータリー会長

①RI会長の選出方法

RI会長はRI理事経験者の中から、RI会長指名委員会で指名され、任期は1年です。指名委員会は34ゾーンから選挙された17名の委員で構成され偶数年に奇数ゾーン、奇数年に偶数ゾーンの委員会員を選び委員会での定足数は12名で各議事は多数決によりますが会長の選出については少なくとも10名の賛成投票が必要となります。

なお、2012-2013年度のRI会長として、1994-95年度、第2770地区パスト・ガバナー田中作次氏(八潮RC)が指名されました。田中作次氏がRI会長に就任されますと、日本人としては、1968-69年度の東ヶ崎潔氏(東京RC)、1982-83年度の向笠廣次氏(中津RC)に次いで3番目のRI会長となります。

②RI会長の任務

RI細則で次のように示されています。

- * RIの最高役員
- * RIの第一代弁者
- * 国際大会とRI理事会の会合を主宰する
- * 事務総長に助言する
- * その他RIに関連する任務

2) RI理事

①RI理事の選出方法

RIの管理主体であるRI理事会は会長以下19名のメンバーで構成されています。RI理事は世界の34ゾーンから平等に選ばれますが、任期が2年のため各ゾーンから4年おきに選出されます。日本のゾーン数は、2008-09年度は3.5ゾーンでしたが、2009-10年度は会員数の減少により、3ゾーンへと減少しました。2009-10年度の世界全体の1ゾーン当たりの平均会員数(123万人÷34ゾーン)は3万6千人となります。日本の会員数(9万2千人÷3ゾーン)は1ゾーン当たりの会員数が約3万1千人となり、世界的に見た場合は不平等な状態になっています。なお、当地区は第3ゾー

ンに所属しています。

日本の会員減少がこのまま続けば、RI 理事会の定期的なゾーン見直しの際に、更に日本のゾーン数が減少し、選出される RI 理事も減少することになります。RI 理事にはゾーンを代表する役割もありますから、日本の RI 理事が減少すれば、日本のロータリアンの声が国際ロータリーに届かないということにもなりかねません。過去、当地区からも数々の RI 理事を輩出していますが、2010-12 年度 RI 理事として千里 RC の近藤雅臣氏が選出されております。

②RI 理事会の任務

- * RI の目的の推進
- * ロータリーの綱領の達成
- * ロータリーの基本原則の研究と教育
- * ロータリーの理想、倫理及び独創的組織の保全
- * ロータリーを全世界に拡大する努力と義務
- * RI の長期計画の採択

3) RI 事務総長

事務総長は、RI の実務を執行する RI の最高執行責任者です。事務総長の任期は 5 年ですが、RI 理事会の承認があれば再選は認められております。事務総長の職務については RI 細則で詳しく定められています。

4) 地区ガバナー

各地区のガバナーはその地区における唯一の RI 役員であり、RI 理事会の方針等について RI 理事と連携を保ちながら協力することになっています。地区ガバナーの資格条件、選出方法、及び任務については、2007 年手続要覧、28-30 頁 RI 細則第 13 条, 第 15 条, 218-229 頁に詳しく記述されています。

27.5 国際大会

RI では年間を通して様々な会合を開いていますが、その一つが国際大会です。この大会の主たる目的は、国際レベルで全ロータリアンを刺激、鼓舞、激励し、かつ情報を与えるとともに、組織の長期目標を進展させるためのフォーラムとして機能することです。クラブと地区で積極的にロータリーを発展させようとする意欲を起こすため、クラブ会長エレクトとクラブや RI などの次期役員は特に、国際大会に出席するよう奨励されています。国際大会はまた、RI の年に一度の業務会合でもあります。また同時にロータリー家族の世界的会合であるため、大会本来の目的を損なわない限り、社交や余興を通じて親睦を深めることも適切と言えます。このためプログラムには、大会前会議や本会議、ワークショップ、フォーラムに加え余興などの会合も含まれています。

27.6 国際協議会

国際協議会は国際大会と並んで非常に重要な RI 主催の会合です。国際協議会は GETS (ガバナー・エレクト研修セミナー) の一環として行なわれるもので、次年度ガバナーのための研修会合です。本会合は、毎年新年度が始まる前の 1 月ごろに、米国のサンディエゴ市に世界の全地区からガバナー・エレクトが集結し開催されます。国際協議会において、RI 会長エレクトより、次年度の RI の活動テーマや活動方針が発表されます。それに基づいて RI シニアリーダーによる各種の研修セミナーが一週間にわたり執り行われます。ガバナー・エレクトは国際協議会から帰国後、それぞれの地区で速やかに次年度のための PETS、地区チーム研修セミナーおよび地区協議会を開き、次年度の RI やロータリー財団の活動方針を次年度のクラブおよび地区リーダーに説明し、同時にガバナ

一・エレクト自らの次年度の地区活動方針を發表します。クラブリーダーはそれを受けて自クラブの活動方針を決定し、ガバナーの發表とともに会員に伝えます。この様な流れの中で、次年度のクラブの各奉仕部門と委員会の活動方針が決められて行きます。

27.7 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は RI の立法機関で、RI の組織規定を改正する権限を有し、世界の各地区・クラブおよび RI 理事会から検討を求める案件について必要性を明文化した説明文とともに提案された「制定案」と「決議案」について審議します。規定審議会で採択された案件は、RI 理事会で審査されたのち、最終的に決定されます。規定審議会では、各地区からそれぞれ 1 名選出された代表議員の投票によって提案案件の採否が決められます。規定審議会は 3 年に 1 度開かれます(手続要覧 109 頁、196~199 頁参照)。

27.8 ロータリー研究会 (Rotary Institute)

ロータリー研究会は RI の元、現、ならびに次期役員を対象にしたロータリー情報提供のための会合で毎年開催されます。現在日本では RI 理事を輩出している地区がホスト地区となり、3ゾーン合同のロータリー研究会が開催されています。2010 年および 2011 年のロータリー研究会は、当地区の近藤雅臣 RI 理事が招集者となり大阪で開催されます。日本で開かれるロータリー研究会には RI 会長とロータリー財団委員長が出席されるのが慣例になっています。

28. ロータリーの賞

ロータリーの賞は、クラブや地区が 奉仕活動にたいして、ロータリアンやその他の人々を認証し、鼓舞、奨励の機会を提供するものです。 いろいろな賞を設けて、奉仕活動を励ます事が奨励されています (ロータリー章典 44.参照)。

28.1 RIの賞

① 会長賞

RI 会長は、毎年、会長賞の分野を更新し、其の年のテーマや方針に沿ったものとなります。

② 四大奉仕部門賞

四大奉仕部門功労者賞は四大奉仕部門のいずれかにおいて顕著な業績をあげたロータリアン個人の草の根の努力を称えるために設置された賞で、RI 役員やクラブ会長を除くロータリアン個人に対して一度限り贈られるものです。

③ 超我の奉仕賞

この賞は、形式やレベルを問わず、同賞なくしては表彰される機会のない模範的な人道的奉仕を行った人物を表彰することを目的としています。候補者は、その人物が行ってきたロータリーの人道的奉仕のみを基に審査されるもので、一生に一度の最高の榮譽です。ロータリー、その財団、あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な財政寄付は、本賞の審査において一切考慮されません。受賞者の氏名は RI ウェブサイトに掲載されます。瑕疵なき正会員であるロータリアンは誰でも推薦されることができですが、本人や配偶者、直系親族 (子または孫)、直系親族の配偶者、または尊属 (親または祖父母) は推薦できません。対象となる奉仕活動は、継続的なもので、毎年 150 名の受賞者が選出される国際競争制に基づき、1 地区から選ばれる受賞者は、毎年、1 名限りです。

④ 意義ある業績賞プログラム

意義ある業績賞プログラムは 1991 年 7 月 1 日より開始された会長表彰プログラムで、重要な問題またはニーズに取り組むクラブの活動を地区レベルで表彰するものです。すべてのクラブに新プロジ

エクトを奨励し、かつクラブが模範的な活動を行うことの重要性について理解を深めることがこの賞の目的です。意義ある業績賞の選考基準は、RI 理事会が使用を承認した「意義ある業績賞推薦書式」に記載されています。

⑤RI 栄誉賞

RI 栄誉賞は、国家元首を含め、表彰に値する個人に授与することができます。ロータリー年度ごとに、会長は5名までに本賞を授与することができますが、表彰に先立つ少なくとも14日前までに、本賞の受賞予定者の氏名を理事会へ報告しなければなりません。この報告から7日以内に理事が異議申し立てを行った場合、その表彰に関する審議は次の理事会会合まで保留されます。

⑥RI 会員増強・拡大賞

理事会は、1998年、RI 会員増強・拡大賞として知られる年1回の表彰プログラムを設置しました。

⑦協同プロジェクト最高賞

この賞の目的はロータリー以外の団体と協同で奉仕活動を行い、見事な成果を挙げたクラブを称えることで、例えば、クラブが地元の診療所と協力して無料の予防接種を提供することや、国レベルでは米国ボーイスカウトとの協力、国際レベルではユニセフといった国際機関との協力などが挙げられます。特に国連やその関連機関、その他の国際的な人道的支援団体との協力の下で行われたプロジェクトが優先して表彰されます。外部の団体と協力して活動することによって、ロータリーに対する認識と理解を高めたクラブが表彰されます。

受賞クラブの選考は地区ガバナーによって行なわれます。ガバナーは、推薦されるクラブを選出する特別委員会を任命することができ、推薦は地区ガバナーによって国際ロータリーに提出されるものです。選考基準は、積極的な活動を要するプロジェクトが優先されます。例えば、クラブ会員と他のグループが協同で学校や井戸を建設したり、個人指導や相談プログラムを実施したり、貧しい人々へ自ら毎週食糧を届けたりするような積極的なプロジェクトです。募金活動のみを行うプロジェクトは積極的であるとはみなされません。

⑧会員増強推進表彰プログラム

理事会は会員増強推進表彰プログラムを次のように設置しました。

- a) 会員の増強と維持の3つの主要支援活動において、画期的で創意に富む長期計画を立案したクラブが、毎年1地区につき3クラブまでガバナーにより表彰されます。
 - i) 会員維持の推進
 - ii) 有資格会員の特定と勧誘
 - iii) 新ロータリー・クラブの結成
- b) 表彰を受けるには、クラブは画期的な推進活動計画あるいは長期計画に関する1ページの詳細な説明を、4月15日までに地区ガバナーへ提出しなければなりません。
- c) 地区ガバナーは、推薦するクラブの名称とその推進計画書あるいは長期計画書を、5月15日までにRIへ提出しなければなりません。
 - d) RI 会長が署名した表彰状が各クラブへ贈呈されます。

⑨小規模クラブ会員増加の表彰

理事会は「小規模クラブ会員増加の表彰」プログラムを2007年6月に採択しました。

28.2 クラブおよび地区レベルの賞

クラブ レベルや地区レベルで、いろいろな賞を設けて、立派な行いをした人を賞賛し、励ます機会を作ることが奨励されています。表彰が励みとなったり、努力目標となったりするような機会を

設定することは、ロータリアンの奉仕活動において、特に青少年奉仕部門においては意義のあるプロジェクトとなります。

29. 日本のロータリーの関連団体

29.1 NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC)

国際理解と平和の最高の推進力は、異文化を体験し自分でその違いを感じることであり、人々は国籍に関係なく自分自身の子どもたちにとって豊かで実りある生活ができる安全で居心地の良い環境を願っていることは間違いありません。若者に、他国の人々に会い、その文化を経験して、生涯に亘る国際理解の種を心の中に植える機会を提供しているのが青少年交換プログラムです。2000年7月1日、日本34地区で展開されている青少年交換プログラムを支援するために、ガバナー会(29.4小節参照)の中に、ガバナー会青少年交換委員会 (<http://www.ne.jp/asahi/d-2830/yep/index.htm>) が設立されました。その後、損害保険の保険料支払いに関わる問題を円滑に処理するために、表記のNPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC、<http://RIjyec.org/>) を設立するに到りました。その目的は、世界中の人々に対して、留学に関しての問題点の把握、原因の究明、解決策の検討を行い、留学しやすい環境を整備し、国際交流の向上と平和に貢献することです。設立の主な趣旨は、社会奉仕の一貫としての、交換学生留学のあるべき姿、ホストファミリーとその支援団体のあるべき姿ならびに青少年交換の問題点と解決法等を研究し、広報し、地域社会の理解と協力を願い、学生に対してはそのノウハウを教授することです。

29.2 ロータリーの友

1952年4月、第60地区の大会が開催され、同年7月に迎える新年度(1952-53年度)から、日本のロータリーは、東日本と西日本の2地区に分割されることになりました。この大会で、日本のロータリアンが、2地区に分割されてからも、緊密に連絡を取り合い、情報を共有化するための機関紙として、2地区共通の雑誌「ロータリーの友」を発行することが企画されました。創刊は1953年1月で、1972年1月号から、左から開けると横書き、右から開けると縦書きの現在のようになりしました。1979年7月号から、1年間の試験期間を経て、国際ロータリー公式地域雑誌となりました。公式地域雑誌の要件の一つに「新年度の7月号表紙にRI会長の写真を掲載すること」があり、1979年7月以降、RI会長の写真が掲載されています。また、創刊50周年を迎えるに当たり、紙面の一新が検討され、2002年7月号から、それまでのB5版サイズがA4変型版に変更され、カラー写真も多数取り入れられるようになりました(http://www.rotary.or.jp/tomo/tomo_aumi.html)。

なお、米国およびカナダ内のクラブの会員は印刷された機関雑誌を購読するか電子版の雑誌をインターネットで受けるか、また同じ住所の2人のロータリアンは共同で購読することも出来ませんが購読義務については世界中共通です。

また、任意団体であったロータリーの友事務所は2010年7月1日に「一般社団法人ロータリーの友事務所」へ法人化されました。

29.3 ロータリー文庫

ロータリー文庫 (<http://www.rotary-bunko.gr.jp/about.htm>) は、日本ロータリー50周年記念事業の一つとして、昭和45年(1970年)に設立された資料室です。ロータリー関係の文献や資料など約2万数千点が収集整備され、ロータリアンの皆様のご利用に備えております。東京都港区芝公園2丁目6番15号 黒龍芝公園ビル3F (TEL: 03-3433-6456、FAX: 03-3459-7506) に所在します。文献資料は自由に閲覧できます。貸出しは複数の資料を保有する場合には限られていますが、コ

ピーサービスは受けることができます。保有されている文献資料は、各クラブ事務所備付けの「資料目録」、あるいは、上記のホームページで調べることができます。デジタル化されている資料は Adobe-reader (アクロバットリーダー) で閲覧することができます。文庫の運営は、ロータリーの会員から徴収される一人当たり年間 300 円の資金により、行なわれています。

29.4 ガバナー会

日本全国 34 地区のガバナーが当該年度に参加する任意の集まりで、当初は、同期ガバナーの親睦会として発足しました。RI から正式に認められているものではありませんが、全国 34 地区のロータリー活動にかかわる問題解決に連携が必要な事項が多く見られるようになった昨今、ロータリーのいろいろな問題を議論する場として、その役割は重要になってきています。ガバナー会がこの様な問題の解決に充分対処できるための対応策として、現在のガバナー会にパスト・ガバナーを加えたガバナー協議会が設置され、日本におけるロータリーの諸問題の調査・検討に取り組んでいます。綱領等翻訳問題調査研究の活動はその一環として行われています。現在のガバナー事務局は、東京都港区芝公園 2 丁目 6 - 15 黒龍芝公園ビル 4 階にあります。

29.5 プロバスクラブ

プロバスクラブ (Probus Club) は世界各地のロータリークラブがスポンサーとなって、その社会奉仕事業の一環として退職者およびセミ退職者のためにつくった親睦団体であります。社会奉仕が義務として強制されるわけではありませんが、社会奉仕団体の役割を果たしていることが多いようです。プロバス (Probus) とは Professional (専門職) の Pro と、Businessman (実業家) の Bus を合成した造語であるといわれていますが、ラテン語の Probus (誠実) という言葉から引用したという説もあります (ウィキペディア参照)。1960 年代イギリスで誕生し、現在、全世界に 4500 以上のクラブがあり、日本には 78 クラブがあります。

クラブの設立はロータリークラブがスポンサーとなって行なわれますが、設立のあとは、ロータリークラブから独立したクラブであります。ただ、国際ロータリー事務総長は、それが適切と認められる場合は、現在発行されている国際ロータリー 出版物を通じてプロバスクラブに関する情報をロータリークラブに提供しております (ロータリー章典 36.030.4.)。

上記以外の関連団体であるロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会、インターアクト、ロータリーアクトについては、それぞれ、22 節、23 節、10.2 小節、10.3 小節を参照してください。

30. 国際ロータリーの公式言語

国際ロータリーの公式言語は英語であり、クラブの加盟認証状を含むすべての公式文書は英語で発行されます。英語圏以外の国でロータリークラブに発行される加盟認証状には、それが適切と考えられる場合には、クラブが所在する国の言語に翻訳された加盟認証状が添えられますが、これには国際ロータリーの印章または役員の署名が付されることはありません (ロータリー章典 48.010.)。

ロータリーは、世界中の言語の持つ優れた価値を強調し、世界社会をより良くし、世界の文化をさらに豊かにすることに対する各言語の貢献を支援、強化する活動を支持するとともに、すべてのロータリアンは、国際理解、親善、平和を助長し、ロータリーの綱領を推進するための手段として、母国語以外の言語の学習を奨励しています (ロータリー章典 48.010.2.)。

国際ロータリーは、英語以外の言語によるロータリー出版物のうち、クラブと地区にとっての基本的な情報にかかわるものは、日本語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、韓国

語、イタリア語、スウェーデン語、ヒンディー語の翻訳を提供しています。

上記以外の言語を話すロータリアンのいる地区あるいは地区グループには、ボランティアによる地区内クラブにとって不可欠な情報の翻訳、印刷、および配布が認められています。理事会は、ボランティアによって翻訳されたこれらの出版物の印刷と配布の費用を国際ロータリーが支弁することを推奨しています（ロータリー章典48.020.）。

31. ロータリーと政治・宗教

ロータリークラブでは政治的性格をもった事項について討議し、見解の採択をしたり、配布をしてはならないことになっています。これはロータリークラブに限らずあらゆるクラブ制度を採る団体に共通のルールであります（手続要覧 68 頁）。

また、会員の性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分の制約をしてはならないこととなっています。上記信条のなかに宗教的信条も含まれており、特定の宗教に基づく主張や活動はしてはならないのです（RI 細則第 4 条 4.070.）。

32. ロータリー徽章、旗

32.1 ロータリー徽章の仕様

国際ロータリーの公式徽章（The Rotary Emblem）は、6本の輻と24の輪歯および一つの楔穴のある歯車です。各輻の中心線上に1個の輪歯があり、輻と輻との中間には3個の輪歯があります。“Rotary International”の二つの語は、四つに分割された輪縁の中心を挟んで相対する二つの部分にあります。徽章を、楔穴を上にして立てて見ると、“Rotary”の文字は楔穴の真上に輪歯5個分の長さを占め、“International”の文字はその真下の輪縁に輪歯約9個半の長さを占めて描かれています。この二つの輪縁の部分の両側に文字のない二つの部分があります。輻は、先細で、断面は楕円形です。輪が“Rotary”の語を上にして立っているときは、その中央真下の輻の中心線上に楔穴があります。徽章の正確な設計比率はロータリー章典33.010.1.を参照して下さい。また、その図案の他への転用については、ロータリー章典33.010.2.および33.010.3.を参照して下さい。

32.2 ロータリーの旗

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものです。輪全体として金色、輪縁の四つの部分はロイヤルブルーでなければなりません。“Rotary”と“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色です。クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字をまた、輪の下部に都市、州、省あるいは国家の名称を記入することができます（ロータリー章典33.010.8.）。

32.3 ロータリークラブの認証バナー

下記の4種類の認証バナーがあります。

- ・「毎年あなたも100ドルを」クラブ
- ・100パーセント・ポール・ハリス・フェロー・クラブ
- ・100パーセント「財団の友」クラブ
- ・年次プログラム基金の一人当たりの寄付上位3クラブ

第6章 ロータリーのこれから

33. ロータリーのこれから

新 RI 長期計画（2010-13 年度）

国際ロータリー（RI）は、2002-03年度から長期計画委員会を発足させ、2004-05年度の規定審議会の議決を経て、2007年6月にRI理事会は「国際ロータリーの使命」、「国際ロータリーのビジョン」、「標語」、「中核となる価値観」ならびに具体的な実践目標である7つの優先項目、すなわち、「ポリオを撲滅する」、「ロータリーに対する内外の認識と公共イメージを高める」、「他者に奉仕するロータリーの力の増大を図る」、「量的にも質的にも会員組織を世界的に拡大する」、「ロータリー独自の職業奉仕への取り組みを強調する」、「ロータリー組織内の指導的才能を最大限に活用し、育成する」、「組織全体を通じて継続性と一貫性を保つために、長期計画の手順を完全に実施する」を承認しました。

2009年9月に長期計画委員会は、規定審議会によって委任された通り RI 長期計画の見直しを行いました。2009年11月、RI 理事会は、この長期計画委員会の案に修正を加えた国際ロータリーの長期計画を採択しました。この新しい長期計画では、活動目標を「クラブのサポートと強化」、「人道的奉仕の強化」、「公共イメージと認知度の向上」の3つの重点項目に分け、それぞれの中に機能的で柔軟性のある、具体的な活動目標を位置づけております。これらの活動目標には修正以前の長期計画の殆どの要素が含まれています。

2010年7月1日から有効となったこの新しい長期計画を次に示します。

<http://www.rotary.org/ja/AboutUs/RotaryInternational/StrategicPlanning/Pages/ridefault.aspx>

国際ロータリーの使命

私たちは、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職種および地域社会のリーダー間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進する。

国際ロータリーのビジョン

私たちは、世界中の地域社会における人々の生活の改善に貢献するため、活発で行動力のあるクラブから成り、人々から選ばれる奉仕組織である。

標語

超我の奉仕

中核となる価値観

http://www.rotary.org/ja/AboutUs/RotaryInternational/StrategicPlanning/Pages/Core_values.aspx

ロータリーの中核となる価値観は、組織内においてロータリアンが何を優先させ、どのような行動を取るかという指針を含めた、組織文化の指導原理を表すものです。これらの価値観は、ロータリーの長期計画において、ますます重要性を増している構成要素であり、当組織のリーダーシップの意図と方向性を示す原動力となるものです。

奉仕 (Service)

ロータリーの奉仕活動とプログラムは、さらなる世界理解と平和をもたらすものであると、私たちは信じている。奉仕は、私たちの使命の主要な要素である。私たちは、個々のクラブの計画と行動を通じて、奉仕する者に無類の喜びを与え、組織全体に奉仕の文化を創造しているのである。

親睦 (Fellowship)

個人による奉仕活動は個々のニーズに焦点を当てるものであるが、協力して行う奉仕活動は人類

に奉仕するものであると、私たちは信じている。力を合わせて活動すれば、その力は無限となり、多くのリソース（資源）をもたらし、私たちの人生を豊かにし、視野を広げるものとなる。親睦は、民族や国家といったさまざまな違いを超越し、寛容の精神へと導くものである。

多様性（Diversity）

ロータリーは奉仕の理想の下にすべての人々を国際的に結束させると私たちは信じている。私たちは、会員組織において、また活動や奉仕において、職業の多様性を信じている。事業や専門職務の社会を反映させているクラブが、将来の繁栄の鍵を握るクラブである。

高潔性（Integrity）

私たちは、活動の結果について、また目標達成の過程においても、私たちのリーダーや同僚会員が説明責任を果たすことを約束し、期待している。私たちは、仕事においても人間関係においても、倫理と職業の観点から、常に高い基準を固く守っている。私たちは、公平さと尊敬の念を保ちながら人々と付き合い、また、私たちに託されたリソース（資源）を良心的に管理する。

リーダーシップ（Leadership）

私たちは、それぞれの活動分野におけるリーダーから成る世界的な集まりである。私たちは、指導力を伸展させることの重要性、および会員の優れた資質としてのリーダーシップを信じている。ロータリアンである私たちは、これらの中核となる価値観を率先して実行していくリーダーである。

これらの中核となる価値観はすべて、私たちが日常使用している「ロータリーの綱領」と「四つのテスト」に反映されています。これらの価値観は、人と人との関係における高潔さを養い、維持していくために、奉仕の理想を培い、支持するよう、私たちを鼓舞・激励するものです。

2010-13 年度の新しい優先項目

<クラブのサポートと強化>

1. クラブの刷新性と柔軟性を育てる
2. 五大奉仕部門の全部門における調和のとれた活動を行う
3. 会員の多様性を増進する
4. 会員の勧誘と維持を改善する
5. リーダーを育成する
6. ロータリーを伸展させる
7. クラブと地区に於ける長期計画の立案を奨励する

<人道的奉仕の重点化と増加>

1. ポリオを撲滅する
2. 以下の分野における奉仕の持続性を高める
 - 青少年と青年のプログラム
 - ロータリー財団の6つの重点分野
3. 他組織とのパートナーシップおよび協力関係を拡大する
4. 地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを創造する

<公共イメージと認知度の向上>

1. イメージとブランド認知を調和させる
2. 行動と主体とした奉仕を推進する
3. 中核となる価値観を推進する

4. 職業奉仕を強調する

5. クラブにおけるネットワークづくりの機会ならびにクラブ独自の主な活動について周知を図るようクラブに奨励する

新しい長期計画に盛り込まれた活動の焦点は、「将来へ向けてもっと大きな夢をもとう」ということであり、そのためには地区やクラブの活性化と柔軟性が、特に必要であることが強調されています。新長期計画で、3つの大きなグループに分けられた重点項目の中に示された多くの実践目標は、いずれもロータリーとして最も重要で具体的な活動目標です。この新長期計画は、勿論、ロータリー財団の未来の夢計画、または、ロータリーの管理運営の効率化と一体のもので、相互に連携しながら将来への活動を継続していくことになっています。

私たちは今、ロータリー100年を過ぎた時点で、あらためてクラブ活動が原点であることを認識して、クラブの活性化を推進しようとしています。地区やクラブなど、すべてのレベルでの活動を柔軟に進展させて、ロータリーの発展を期待したいと思います。

(ロータリーの友 2010年1月号 24~27頁掲載のRI長期計画委員会委員南園義一氏(2004-06年度RI理事)の「新RI長期計画(2010-13年度)をご参照下さい」)

第7章 付録

34. ロータリーQ & A

以下には、ロータリーについて日頃よくある質問、疑問などについてお答えします。

Q. クラブの名称変更を考えておりますが、注意点を教えてください。

A. 手続きは、クラブ定款第19条第2節に書かれておりますが、改正案を決議例会の少なくとも10日前に会員及びガバナーに通告する必要があります。名称はクラブの所在地域を示すもので、地図を見れば容易に所在地が分かるなど、その地域を知らない人でも大体の位置が把握できるものとされており、また、事務総長には、その名称が近隣クラブの異議や不必要な混乱を招く恐れがある時、否認する権限が与えられておりますから、近隣、地区内等に予め意見を聴くなどの配慮が望まれます(ロータリー章典3.010., 18.050.3.)。

Q. クラブの会員数が減っております。何名になると終結されますか？

A. RI細則は、クラブが最低10名分の人頭分担金を納入するよう義務づけております。会員数1桁クラブでも、この人頭分担金を支払い、例会を開く、雑誌を購読する、ガバナー、ガバナー補佐、RI役員を受け入れる、奉仕プロジェクトを実施するなどの機能を喪失していない限り、会員数の減少だけでは、終結になりません。ただし、20名未満のクラブは近隣クラブと合併すべきとRI理事会は決議しております。

Q. 会員の会費値下げを可能にするため、例会時の食事をやめたいと思いますが許されますか？

A. 例会での食事の提供は義務づけられておりません。

食事の必要でない時間帯の例会時間、例会前の希望者のみの食事など海外では食事がセットされていない例会は沢山あります。初期のシカゴRCで食事のために遅刻する会員がいて、それなら例会中に食事をすれば、と始まったと言われております。

Q. 例会では必ず歌を唄わないといけませんか？

A. そうではありません。議論沸騰した1905年シカゴRCで、ハリー・ラグレスが会場を和ませた

めにみんなで歌おうと立ち上がったのが起源と言われ、日本では大阪 RC で 1923 年に始まったと 50 年史にかかれております。楽しい習慣として日本のクラブでは定着しておりますが、ロータリーソングに限定もされていません。クラブが決めることです。

- Q. 若い人をクラブ会員に迎えたいと思いますが、会費が障害になっております・・・・・・
- A. 35 歳未満の会員については、会費、入会金を免除できます。また、地区は、地区協議会あるいは地区大会の決定により、この年齢層の新会員の人頭分担金を減額することもできます。(ロータリー章典 5.040.2.)
- Q. 名誉会員ができることと、できないことは何ですか？
- A. できないことは、他クラブでは何の特権も権利もないことです。自クラブでは職業分類、投票権を持たず、役員に就くこと、会員を紹介することはできませんが、これ以外は他の会員と同様に扱われ、あらゆる会合に出席することができます。来賓でなく、他クラブを訪問することもできます。(クラブ定款第 7 条第 6 節)
- Q. 会員が他の奉仕団体の会員になることは可能でしょうか？
- A. ロータリーと同じような奉仕クラブや地域クラブに所属すべきではありません。どうしてもという時は予め理事会の承認が必要です。
- 既にそれらのクラブに所属している会員が、ロータリーに入会しようとする時は、会員であることを明らかにしなければなりません。
- いずれの場合もクラブにおける責務を果たすことができないと判断されると、会員身分終結の理由となります(ロータリー章典 4.020.1.)。
- Q. 会員は全てのクラブをビジターとして訪問できますか？
- A. 会員は、いつでも他クラブの例会に出席することができます。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブは訪問できません(国際ロータリー細則 4.100.)。
- Q. 他クラブの例会が開かれているはずの場所、時間に行きましたが、例会が開かれておりません。受付もなく、メイクアップカードがもらえませんでした。どうしたらいいのでしょうか？
- A. クラブ幹事に、日時、場所、クラブ名を記した書面を出せばメイクアップとなります。カードは必ずしも要件ではありません(クラブ定款第 9 条第 1 節 a.4)。
- Q. クラブの出席率の計算をする際、出席免除者の扱いをどうしたらいいのでしょうか？
- A. 出席免除者にはクラブ定款第 9 条の
- ①第 3 節 (a) 理事会の承認する正当かつ十分な理由によるもの(但し、このような出席規定の適用免除は、最長 12 カ月までとする)
- ②第 3 節 (b) 会員の年齢が 65 歳以上でかつ 1 つまたはいくつかのロータリー歴と年齢の合計が 85 年以上で免除を希望し、理事会が承認したもの
- ③第 4 節 RI 役員の欠席
- の 3 種類があり出席率の計算には、②及び③に該当する会員が出席した場合、分母、分子共に算入されます。例えば、会員数 50 名うち、①による欠席者 2 名、②による該当者 4 名うち 3 名出席、③1 名の場合、出席率計算式の
- $$\text{分母は } 50 - (4 - 3) \text{ (②)} - 1 \text{ (③)} = 48$$
- $$\text{分子は } 50 - 2 \text{ (①)} - (4 - 3) \text{ (②)} - 1 \text{ (③)} = 46 \quad \text{で } 46 / 48 = 95.8\% \text{ です。}$$
- ①の免除者は欠席により身分の喪失にならないよう出席を免除されるもので、メイクアップしない限り記録は欠席とされます。

②は本来分母にも分子にも入りませんが、出席した場合は出席をクラブの出席率に反映させようとするものです（クラブ定款第9条第5節）。

- Q. 建設業の職業分類をもつ会員が府会議員となりました。会員資格を保持できますか？
- A. 議会への出席によるクラブ欠席の救済規定はありませんが（手続要覧 10 頁）、出席規定をクリアすれば会員資格を失うことはありません。職業分類は以前の建設業です（クラブ定款第7条第7節）。
- Q. 地域の社会奉仕活動に従事する無職の方を会員に迎えましたが、職業分類は何になりますか？
- A. 社会奉仕活動の種類を職業分類と致します。例えば、老人福祉などです（クラブ定款第8条第1節 a）。
- Q. ロータリーの諸会合を開く時、役職者の席次で悩みますが・・・
- A. 2007 年手続要覧の 69～70 頁国際ロータリーの席次をご覧ください。クラブの推奨席次も参考になります。エレクトとノミニーとはかなり差があることが分かります。
- Q. 国際ロータリーはロータリー創立 100 年にあたる 2005 年にポリオの撲滅宣言をして、世界へのお祝いにしたいと会員に呼びかけ、募金目標も達成できたのに夢は叶いませんでした。どうしてでしょうか？
- A. ロータリーは 2 回の募金チャレンジを成功させ、大きな貢献をしました。果たせなかった最大の原因は、発展途上国において勃発した地域紛争や宗教上の理由によりワクチンの全域投与が出来なかったことが指摘されております。プログラム開始以来、ポリオの症例数は 99%以上減少し、現在インド、パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアの 4 カ国に封じ込めるところまできており、3 度目の募金チャレンジが始まっております。
- Q. RI は剰余金を資金運用していると聞きましたが、何に投資しているのですか？
- A. 米国株式 30～40%、米国以外株式 20～30%、債券 35～45%の範囲で配分投資されています。
- Q. クラブの定款と細則を、新しく導入した CLP に合うように変えたいのですが・・・
- A. クラブ定款（英語では **Club Constitution**）には、世界の全クラブが一様に採択し、遵守しなければならない項目が定められています。クラブ定款は規定審議会の議決によらなければ変更出来ませんので、各クラブが勝手に変更というわけには行きません。

一方、クラブ細則については、RI が「推奨クラブ細則」という雛形を示していますが、これは強制的なものではなく、各クラブは、クラブ管理と運営上必要な条項を「推奨クラブ細則」を参考に、クラブの裁量で決めてよいということになっています。各クラブで CLP が導入された場合、それに沿ったクラブ細則の変更が必要になります。

35. ロータリーの略語

ロータリーではいろいろな略語（略称）が使われます。それらを、大西省司著、ロータリー用語便覧 2008 (<http://www18.ocn.ne.jp/~onc/rotary/yougo/ry-4.html>) の略語の項から引用して下に示します。

- CMS** (Citation for Meritorious Service) 財団功労表彰状
- CLE** (Concentrated Language Encounter) 語学力強化研修講座
- CLP** (Club Leadership Plan) クラブ・リーダーシップ・プラン
- DDF** (District Designated Fund) 地区財団活動資金
- DG** (District Governor) ガバナー（Gと表示する場合もある）

D G S C	(District Grant Subcommittee)	地区補助金小委員会
D I N	(Donation-in-Kind Information Network)	現物拠出情報ネットワーク
D L P	(District Leadership Plan)	地区リーダーシップ・プラン
D R F C	(District Rotary Foundation Committee)	地区ロータリー財団委員会
D S A	(Distinguished Service Award)	特別功労賞
D S G	(District Simplified Grant)	地区補助金
E R E Y	(Every Rotarian, Every Year)	用語便覧の「毎年あなたも100ドルを」クラブの項参照
G	(District Governor)	ガバナー (DGと表示する場合もある)
G E T S	(Governors-Elect Training Seminar)	ガバナー・エレクト研修セミナー
G S E	(Group Study Exchange)	研究グループ交換
I A	(Interactor)	インターアクター
I A C	(Interact Club)	インターアクト・クラブ
I M	(Intercity Meeting)	都市連合会
I P P C	(International Polio Plus Committee)	国際ポリオ・プラス委員会
M C R	(Monthly Contribution Report)	月次寄付報告
M G	(Matching Grants)	マッチング・グラント
M P H F	(Multiple Paul Harris Fellow)	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー
N I D s	(National Immunization Days)	全国予防接種日
P D G	(Past District Governor)	元ガバナー、パスト・ガバナー (PGと表示する場合もある)
P E F C	(Polio Eradication Fundraising Campaign)	ポリオ・プラス撲滅キャンペーン
P E T S	(Presidents-Elect Training Seminar)	会長エレクト研修セミナー
P F	(Permanent Fund)	恒久基金
P G	(Past Governor)	パスト・ガバナー、元地区ガバナー (PDGと表示する場合もある)
P H F	(Paul Harris Fellow)	ポール・ハリス・フェロー
P P	(Polio Plus)	ポリオ・プラス
P P E	(Preserve Planet Earth)	われらの天体、地球の保全
P P P	(Polio Plus Partners)	ポリオ・プラス・パートナー
R A	(Rotaractor)	ローターアクター、ローターアクト・クラブ会員
R A C	(Rotaract Club)	ローターアクト・クラブ
R C	(Rotary Club)	ロータリー・クラブ
R C C	(Rotary Community Corps)	ロータリー地域社会共同隊
R F	(Rotary Fellowship)	ロータリー親睦活動
R I	(ROTARY INTERNATIONAL)	国際ロータリー
R I B I	(Rotary International in Great Britain & Ireland)	グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー
R R F C	(Regional Rotary Foundation Coordinator)	ロータリー財団地域コーディネーター
R R V F	(Rotary Recreational and Vocational Fellowship)	趣味・職業別親睦活動
R Y L A	(Rotary Youth Leadership Awards)	ロータリー青少年指導者養成プログラム
S A A	(Sergeant-at-Arms)	会場監督
S M	(Paul Harris Sustaining Member)	ポール・ハリス準フェロー

STAR	(Special Training for Action in Rotary)	スター・プログラム
TRF	(The Rotary Foundation)	ロータリー財団
WCS	(World Community Service)	世界社会奉仕
WF	(World Fund)	国際財団活動資金
WFC	(World Food Council)	世界食料評議会
YE	(Youth Exchange)	青少年交換

36. 一般参考文献

- ロータリー章典 2009 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/code_ja.pdf
<http://www.RI2660.gr.jp/koho/atwork/stock/index.html>
ロータリー章典 2010 年 1 月 (英文)
http://www.rotary.org/RIdocuments/en_pdf/code_ri_current.pdf
- ロータリー手続要覧 2007 http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/035ja.pdf
同 (英文) http://www.rotary.org/RIdocuments/en_pdf/035en_full.pdf
- Rotary International/The Rotary Foundation (国際ロータリーホームページ)
 - (英語版) <http://www.rotary.org/EN/Pages/RIdefault.aspx>
 - (日本語版) <http://www.rotary.org/JA/Pages/RIdefault.aspx>
- 国際ロータリー2660 地区ホームページ <http://www.RI2660.gr.jp/>
- ロータリアン必携 2004 年版 http://www15.ocn.ne.jp/~o-south/hikkei/hikkei_index.htm
- ロータリアン必携 2006 年版、国際ロータリー2660 地区ホームページ参照
http://www.RI2660.gr.jp/2007/hikkei2006/hikei3_0_mokuji.html
- ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第 2650 地区マニュアル編集委員会
- わかりやすいロータリー—ロータリアン必携、国際ロータリー第 2650 地区マニュアル編集委員会
- 職業奉仕の心 (2008 年 9 月 1 日、国際ロータリー第 2660 地区 2008-2009 年度職業奉仕委員会)
- ロータリーの源流 <http://www1.odn.ne.jp/~caz52570/>
- Takeshi Tanaka、Rotary Internet Archives Fellowship(RIAF)
<http://www.tanaka-library.com/>
- あわじ中央ロータリークラブ「ロータリー講座」http://awaji-chuo-rc.com/rotary_kouza.htm
- 職業奉仕のお話、国際ロータリー第 2660 地区 2006-2007 年度職業奉仕委員会
http://www.RI2660.gr.jp/2007/chiku/syokugyo-hoshi/syokugyo_hanashi_00-mokuji.html
- 職業奉仕の真髄、国際ロータリー2660 地区 2009-2010 年度職業奉仕委員会
- 2008-09 年度、産経新聞「変わるロータリー:2660 地区の胎動」全 13 回、
2009-10 年度には産経新聞「変わるロータリー:2660 地区の元気人」
(<http://www.sankei-kansai.com/r2660/index.php>)
ラジオ大阪「あなたの街のロータリアン」全 13 回
(<http://www.RI2660.gr.jp/koho/atwork/index.html>)
- 新会員へのオリエンテーション「ロータリーへようこそ」、勝山 RC ロータリー情報マニュアル
編集委員会 洲上勝夫 (TEL 0779-88-0633)
- 大西省司、ロータリー用語便覧 2008 <http://www18.ocn.ne.jp/~onc/rotary/yougo/ry-4.html>
- 国際ロータリー定款・細則ならびにロータリー・クラブ定款 2007 版

http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/col07_constitutional_documents_ja.pdf

19. デイビット C. フォワード著、「奉仕の一世紀 国際ロータリー物語」、日本語訳監修菅野多利雄 (2003)

37. 2660 地区の組織図

2660 地区の組織図を 91 頁に示します。

38. クラブの目標文の例

クラブの例会で唱和しておられる目標などのいくつかを次に例示します。

大阪リバーサイド RC 唱和文

1. 我々は、職業倫理を高め、職業を通じ、社会に貢献します
2. 我々は、社会奉仕活動を通じ、奉仕の理念を深めます
3. 我々は国際奉仕活動を通じ、国際親善と世界理解、平和を推進します
4. 我々は、クラブの活動を通じ、奉仕の理念のもと、信義を重んじ、交友を深め、高潔さを保つよう努力します

摂津 RC 唱和文

“Settsu ロータリアンとよばれよう！” Settsu ROTARY 摂津クラブ訓

- 1、良き心の友をつくろう
- 2、最も良く奉仕し、最も報いられる人になろう
- 3、国際親善・平和に貢献し、地球から貧困をなくそう
- 4、奉仕の理想を理解し、新幹線型の指導力を発揮しよう

大阪西南 RC の目標

1. 我々は、「至誠のサービス」という行動理念を身に付けよう
2. 我々は、交友関係を深め、広め、心のかよう友人をつくろう
3. 我々は、自分の利益よりも、職場で関わる人々のニーズを優先させよう
4. 我々は、家庭や地域に於いても家族や隣人への思いやりに心を砕こう
5. 我々は、国際ロータリーの組織を通じ、国際親善・世界平和を推進しよう

茨木 RC 基本理念

我々は、ロータリーの綱領を尊重し、奉仕の理念の実践として、人を愛し、自然を愛し、誠実な心を持って、社会に奉仕する。

我々は、健全な職業生活を営み、その経験と知識を生かし、より良い社会を作るため、地域の発展に尽くす。

我々は、人と社会の調和を考え、内外の恵まれない子供たちを支援する。

我々は、共通の理念を持った会員の増強を図り、親睦を深め、クラブの発展に努力する。

大阪本町 RC のめざすところ

ロータリーを学び、より良き仲間を広めよう！

職務をとおして社会に奉仕し、魅力ある人間になろう！

奉仕の理想で結ばれた国内外の人達と、親善・平和を推進しよう！

編集を終えて

当地区へ DLP が導入されたあと、地区研修委員会の組織作りと職務規定の策定に少々時間を要しましたが、2007-8 年度に基本的な方針が固まり、地区研修リーダー、サブリーダー、および研修委員という委員会構成で DLP が実施されることになりました。

地区研修委員会の職務については、手続要覧で基本的な事項が明記されていますが、当地区においては PETS や地区チーム研修セミナー、および地区協議会などの地区レベルの研修セミナーは、長年、ガバナーホストクラブが主導し、実施して参りました。この従来の研修方式を、手続要覧に示されている DLP による新しい方式へ変えていくには、それなりの準備が必要です。

また、近年 RI はその長期計画の中で「会員の研修」に力を注ぐように地区およびクラブリーダーに呼びかけおられます。2009-2010 年度のケニー RI 会長は「ロータリーの将来はあなたの手の中に」というテーマの下で、まずは質の高いクラブ会員を増やして行こうと強調されています。それに応じて、大谷透ガバナーは各クラブに研修委員会、あるいはそれに準ずる委員会を設置し、会員の研修を実施することを当年度の重要活動項目の一つに挙げておられます。

クラブレベルおよび地区レベルでの研修を実施して行くためには、その教科書となる研修用の資料が必要です。当地区研修委員会では研修用冊子編集のため、畑田耕一研修委員を編集幹事として、地区研修委員会の全員が参画し、他のロータリアン、ガバナー事務所職員の協力も得て、この度本冊子を作成いたしました。

なお、本冊子に記載されております内容は、三年おきに開催される規定審議会の制定案や決議案により、変更になる部分が出てきます。また、国際ロータリーの活動方針が示される「RI の長期計画」は三年おきに更新されます。ロータリー財団は今後「未来の夢計画」の導入により活動内容が大幅に変更になる予定です。従いまして本冊子も三年おきに内容の更新を予定しております。会員の皆様のご意見やご要望を取り入れながら、第二、第三と版を重ねるごとに本冊子の内容が更に充実するように、当委員会としても最善の努力を続けて参ります。読者の皆様のご支援・ご協力をいただければ幸いです。

本研修用冊子が、当地区会員のロータリー活動に役立ち、クラブおよび地区の発展に繋がることを心から願っております。

2010 年 3 月 吉日

国際ロータリー第 2660 地区 研修委員会

2009-10 年度研修リーダー 戸田 孝

本文書の作成・編集に関与した委員は次の通りです。

パストガバナー

戸田 孝（八尾 RC、1982-1983 年度）、井上 暎夫（千里 RC、2002-2003 年度）、
神崎 茂（大阪西 RC、2005-2006 年度）、横山 守雄（大阪中央 RC、2008-2009 年度）、
大谷 透（大阪西南 RC、2009-2010 年度）

ガバナー 松本 新太郎（八尾 RC、2010-2011 年度）

ガバナーエレクト 岡部 泰鑑（大阪城南 RC、2011-2012 年度）

ガバナーノミニ 高島 凱夫（大阪中之島、2012-2013 年度）

地区研修委員（2009-2010 年度および 2010-2011 年度）

金森 市造（くずは RC）、三木 優（大阪イブニング RC）、矢野 巖（大阪大淀 RC）
北川 哲（大阪南 RC、2009 年 7 月-2009 年 12 月）、西上 博幸（吹田江坂 RC）
宮里 唯子（茨木西 RC）、畑田 耕一（編集幹事、豊中 RC）、

木村 芳樹（大阪南 RC、2010 年 1 月 -）

また、上記以外の方々にも、いろいろな面でご支援・ご協力を頂きました。ここにそのお名前を記して、謝意を表します。

鈴木洋（八尾東 RC）、福家宏（八尾中央 RC）、野村正勝（箕面中央 RC）、

四宮孝郎（大阪西南 RC）、池尻誠（八尾 RC）、境高彦（大阪城南 RC）

国際ロータリー第 2660 地区ガバナー事務所職員 今井貢二、栗正久美、春名志保、大西麻容

＜参考＞

国際ロータリー第2660地区 組織図（2010～2011年度）

